

日本政策投資銀行
ディスクロージャー誌
2004

DBJ
Development Bank of Japan

日本政策投資銀行

日本政策投資銀行
ディスクロージャー誌
2004

DBJ

Development Bank of Japan

日本政策投資銀行
ディスクロージャー誌

2004

目次

■ ご挨拶		2
■ プロフィール		3
■ DBJの取り組み		5
地域再生		7
環境		17
技術・新産業創造		25
■ Q&A		35
■ 適正な業務運営の仕組み		43
■ 活動の状況	業務分野と投融資計画	51
	情報提供活動	54
	対日投資の促進および地域の国際化	56
	国際協力活動	57
	調査・研究レポート一覧	59
■ 財務の状況	企業会計基準準拠決算	62
	特殊法人等会計処理基準準拠決算	104
	参考1 特殊法人会計／企業会計の差異説明	110
	参考2 業績推移	111
■ 資料編	日本政策投資銀行法	115
	中期政策方針	119
	運営評議員会検討結果・経過報告	121
	運営評議員会開催実績	125
	政策金融評価報告書の概要	126
	投融資指針・投融資制度について	131
	環境方針	138
	役員	139
	組織図	140
	沿革	141
	本支店事務所等所在地	142
	本支店事務所等照会先	143

本誌の計数について

計数は各項目毎に単位未満を切り捨てにしているため、各計数の和は合計に一致しないことがあります。
また単位に満たない場合は「0」で、計数の全くない場合には「—」で示しています。



ご挨拶

私たちは、時代のニーズを的確にとらえ、民間金融機関とともに政策意義の高いプロジェクトを支援しています。また、プロジェクトファイナンスやファンドなど多様な手法を活用し、新しい金融市場創造の一翼を担っています。

「地域再生」「環境」「技術・新産業創造」 これらが私たちの重点分野です。いずれも日本経済の再生・発展のために取り組むべき重要課題とされています。

地域再生：『地域と協働する銀行』

事業再生・PFIなどさまざまな分野において地域との協働プロジェクトをすすめています。地域のみならずと共に関わり、金融・ナレッジの両面で地域再生に貢献していきます。

環境：『持続可能な社会の実現に取り組む銀行』

より広い視野で社会の諸問題をとらえ、将来世代に引き継ぐべき調和のとれた社会の創造を考えています。環境格付けの活用など先進的な取り組みをすすめ、金融面から持続可能な社会の実現に貢献していきます。

技術・新産業創造：『技術を活かす銀行』

技術をコアにした新産業創造は、日本経済の競争力強化につながります。きめの細かい投融資はもちろんのこと、「モノづくり技術」の事業化など、技術を活かす取り組みに貢献していきます。

日本経済の再生・発展に向けた課題は数多く残されています。課題を解決するためには、あらゆる方々の叡智を集めることが必要です。その中で、私たち日本政策投資銀行は、職員一人ひとりが新しい価値を創造する「触媒」でありたいと考えています。

日本政策投資銀行に対しまして、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

総 裁

小村 武

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法に基づき、平成11年10月1日に日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継して設立されました。
また、当行は地域振興整備公団および環境事業団の融資業務を引き継いでいます。

目的

一般の金融機関が行う金融等を補完・奨励することを旨とし、
経済社会の活力の向上および持続的発展
豊かな国民生活の実現
地域経済の自立的発展
に資するため、長期資金の供給等を行い、もってわが国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的としています。

資本金 (平成16年3月末現在)

11,942億円(全額政府出資)

職員数 (平成16年度)

1,362名

業務内容

当行は、以下のような機能を複合的に発揮することにより、総合政策金融機関としてわが国の経済社会政策上、望ましいプロジェクトを支援しています。

長期資金の供給等(出融資、債務保証等)

長期・固定の良質な資金供給などにより、民間金融機関と協調して政策性の高いプロジェクトの支援を行っています。

プロジェクト支援

政策性の高いプロジェクトの円滑な形成を促進するために、さまざまなノウハウや出融資機能などを活用しつつ、構想・計画段階から事業化段階まできめ細かく支援しています。

情報発信

国内・海外のネットワークを活用し、内外の重要な経済、社会、産業および地域の動向などに関する調査・研究活動を行うとともに幅広い情報提供を行っています。

業務運営上の特色

中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

当行は、主務大臣が作成した、3年間の中期の政策に関する方針(「中期政策方針」)に従って業務を行い、各事業年度ごとに「投融資指針」を作成、公表しています。さらに、外部有識者による「運営評議員会」を設置し、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討・公表しています。

民間金融機関の補完・奨励

日本政策投資銀行法では、民間金融機関との競争の禁止を規定し、民間金融機関の行う金融を補完・奨励することとしています。

財務の健全性の確保

当行は、償還確実性および収支相償の原則の下、リスクの一層厳格な管理及びALM体制の充実を図り、政策金融機関として健全かつ効率的な業務運営に努めています。

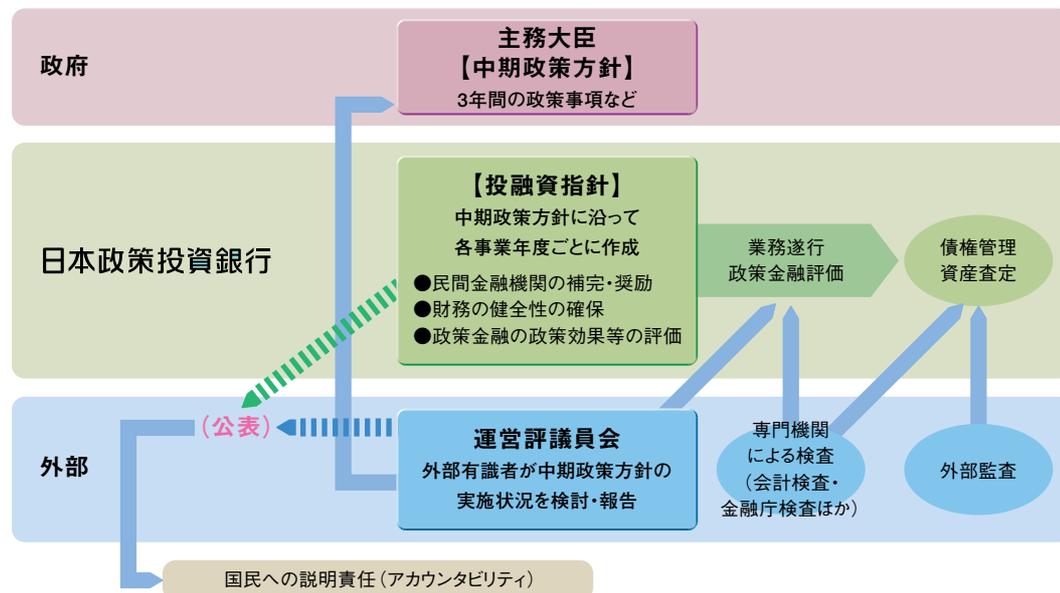
政策効果等の評価

当行は、政策金融の政策効果等を客観的に評価し、政府機関としてアカウンタビリティの確保に努めています。

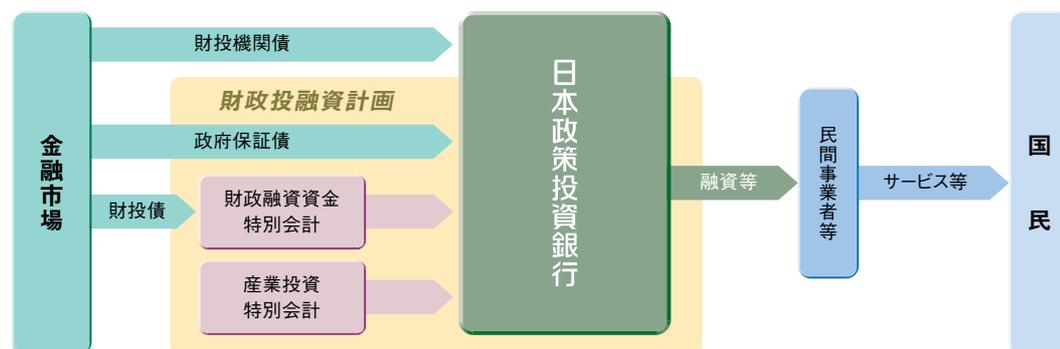
投融資計画

当行の出融資予算や対象分野は、毎年の政策要請に応じて、財政投融資計画とともに国会で審議・議決されます。また、各年度ごとの決算についても国会に提出されます。平成16年度の投融資計画額は1兆1,780億円となっています。

■業務運営の仕組み



■資金調達の仕組み



■格付取得状況(平成16年6月末現在)

財投機関債の格付取得状況

Moody's	S&P	R&I	JCR
A2	AA-	AAA	AAA

- 注1) 財投機関債に政府保証は付与されておりません。
 注2) Moody's :ムーディーズ・インベスターズ・サービス
 S&P :スタンダード・アンド・プアーズ
 R&I :格付投資情報センター
 JCR :日本格付研究所

政府保証債の格付取得状況

	Moody's	S&P
外貨建国外債券	Aaa	AA-
円建て国外債券		
国内債券	A2	-

**活力ある明日に向けて
新しい価値を創造する
「触媒」となる**

Navigate to

現代社会にとって、そして次世代にとって
大きな意味のあるプロジェクトを、
次々と新たなソリューションを提供することで、
共に創り上げ、しっかりと支えていく。
それが、わたしたちが目指す政策金融のスタイルです。

地域再生



To community development

地域と一体となって課題解決に取り組み、
地域金融機能の高度化や、
地域産業の活性化に貢献する

技術・新産業創造

技術をコアにした新産業創造に向け、
ノウハウ・資金の提供に取り組み、
日本経済の活性化に貢献する



To the future of technology
and new industry

Tomorrow...



To environmentally sustainable societies

環境

社会的責任を果たす企業へのサポートを通じて
持続可能な社会の実現に貢献する

すべては社会の持続的発展と、豊かな国民生活の実現のために。
いま、そして未来のために必要なプロジェクトに、積極的に取り組んでまいります。

地域再生

To community development

**地域と一体となって課題解決に取り組み
金融・情報の両面から地域再生に貢献します。**

地域を取り巻く厳しい経済環境の中
地域再生に向けた資金やノウハウが求められています。
ここでは、蓄積してきた経験や新たな金融手法を活用し
地域再生を後押しした取り組みの一例をご紹介します。



Navigate to Tomorrow...

To community development

地場企業の事業再生

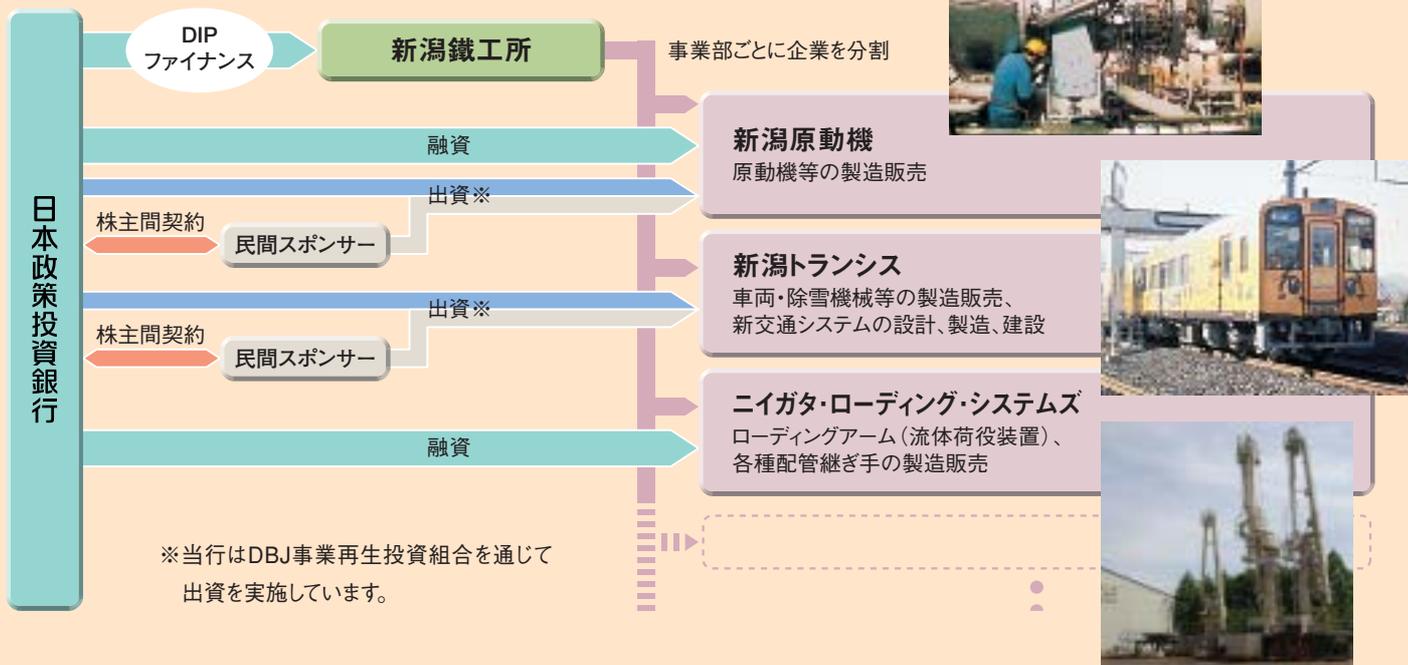
(株)新潟鐵工所の事業再生

当行は、会社更生手続の申立を行った(株)新潟鐵工所に対し、DIPファイナンス・M&A・事業再生ファンドの考え方を活用した事業再生支援を行いました。

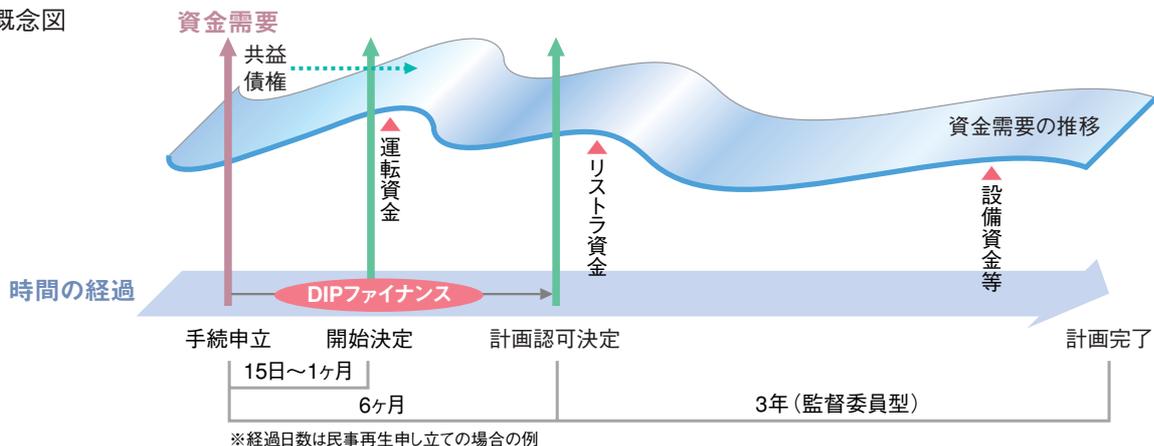
同社には、キャッシュフローを生み出している事業部門が存在したことから、当行はまず再建中の同社に対して事業価値を維持するためのDIPファイナンスを実施しました。その後、管財人のご努力により、同社は、ほぼ全事業部門についてそれぞれ新たなスポンサー企業が決定し、東京地

方裁判所により更生計画の認可決定を受けるに至りました。その際、当行は出資(民間スポンサーと株主間契約を締結)や融資の実施により、一部事業部門(新会社)の再生を支援し、地場企業の持つ技術、雇用の維持を図りました。本件において当行が用いた総合的な支援手法は、日本における事業再生のひとつのモデルケースとして、地域経済の再生に寄与することが期待されます。

新潟鐵工所の事業再生



DIPファイナンス概念図



事業再生ファンド市場の創造・育成

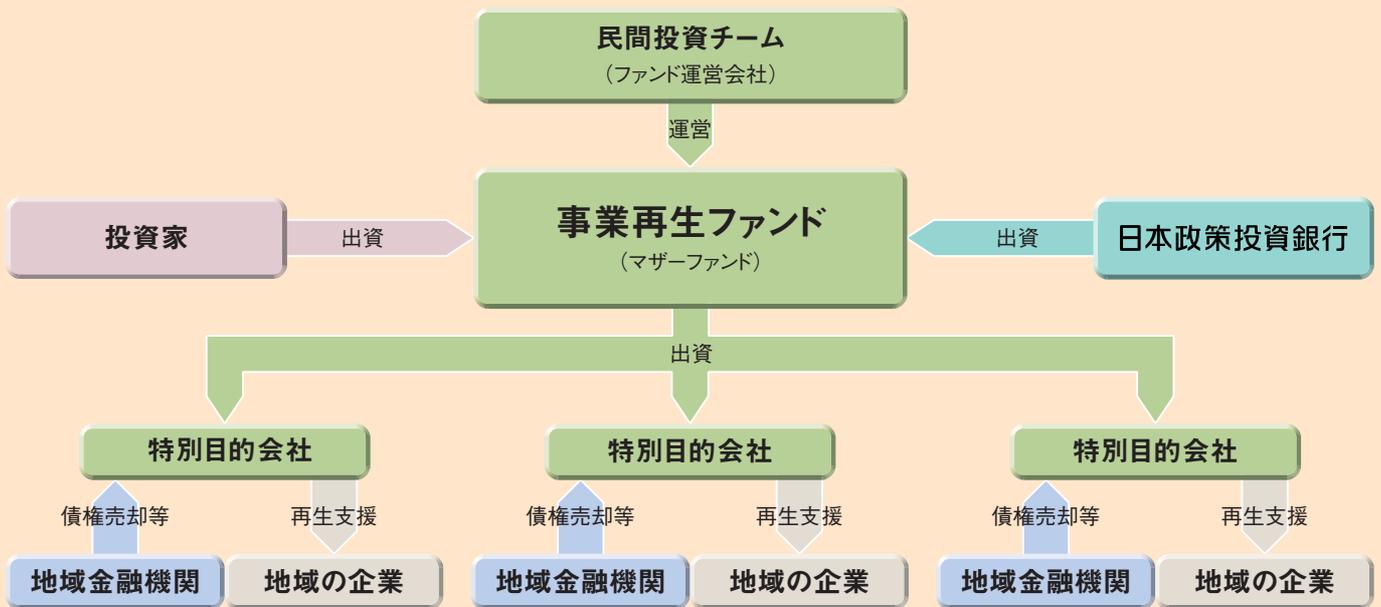
地域再生に貢献する事業再生ファンド

当行は、事業再生と不良債権処理の一体的解決に貢献する民間主導のファンドに対する資金支援を含めた協力を行い、事業再生ファンド市場の創造・育成に取り組んでいます。

当行が協力しているファンドにはいくつかのタイプがありますが、その一つとして、地域金融機関等から再生可能な中小・中堅企業等の債権を買い取り、バランスシートの再構築等を通じて事業再生を図ることを目的としているもの

があります。ファンド運営は、不良債権処理・企業再建ビジネス・企業戦略コンサルティングにおいて豊富な経験を有する民間投資チームが行い、事業の再生を支援します。当行は、事業再生ファンドへの取り組みを通じて、地域再生・地域金融機能の高度化にも貢献していきます。

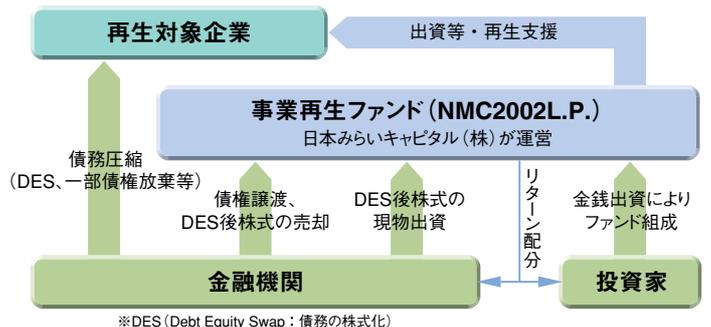
事業再生ファンドの一例



日本みらいキャピタルファンド(NMC2002L.P.)に対する出資

当行は、上記のようなタイプの他、再生対象企業への出資等を通じて事業再生を図るファンドへの出資を行っています。その一例として、日本みらいキャピタル(株)が組成する事業再生ファンド(NMC 2002L.P.)を紹介します。

同ファンドは、過剰債務企業下の潜在的な競争力を持つ事業部門を主な投資先とし、不良債権処理や未公開株式ビジネスの分野で長年の実務経験を持つ専門家から成る民間投資チームが、中立的にファンド運営を行い事業再生を図ります。



自治体CDO発行への取り組み

東京都CBO

当行は、自治体CDO発行への支援を行いました。

自治体CDOとは、民間金融機関が自治体の募集条件に従って多数の地域企業への貸出債権を一括して証券化することにより、地域企業に新たな資金調達の手を提供する試みです。日本では、東京都を始め、一部の自治体で先行的に取り組まれています。

地域企業から見ると、自治体CDOには、①無担保・長期の調達であることから資金繰りの安定化が可能、②金融市場

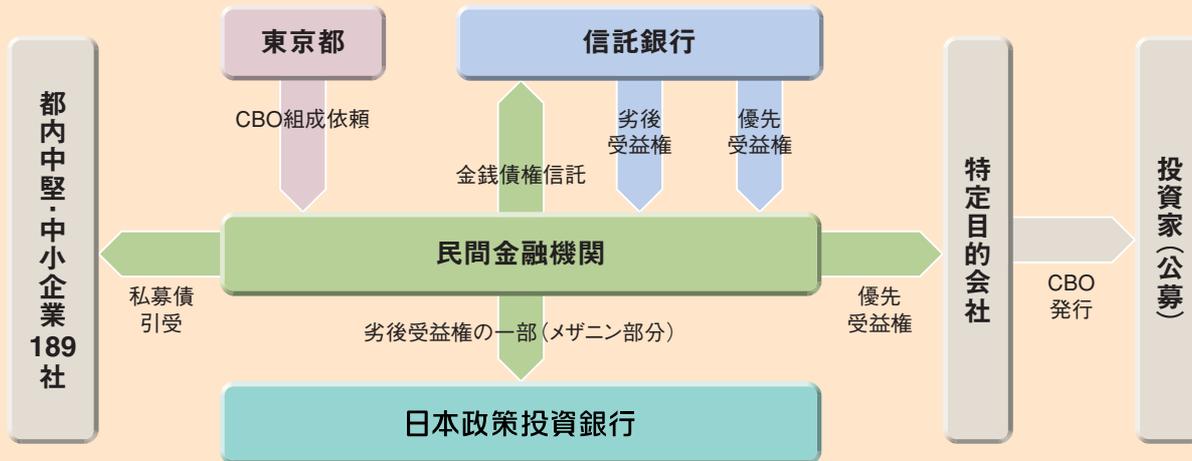
から資金を呼びこむこととなり資金調達の多様化を実現、③将来単独で社債発行等を行う前の直接金融への第1ステップになる、などのメリットがあります。

当行は、独自の審査を実施し、劣後受益権の一部（メザニン部分）に投資することにより信用補完を行い、プログラムの信用性を高めました。これからも、このような取り組みを通じて、地域金融の新たな仕組みづくりに地域と一体となって貢献していきます。

東京都CBO

CDO(Collateralized Debt Obligation)とは

CLO(Collateralized Loan Obligation:ローン担保証券)、CBO(Collateralized Bond Obligation:社債担保証券)等の総称。



地域再生に向けた情報発信＜観光振興＞

政府は、21世紀に日本が進む進路の一つとして「観光立国」を掲げ、観光振興を重要課題と位置づけています。また、多くの地域が、観光振興を地域再生策の柱の1つに据えています。

こうした状況を踏まえ、当行はセミナー開催・レポート発行等を通じて観光に関する情報発信を積極的に行っています。当行北陸支店が開催した「観光振興シリーズセミナー」はその一例です。



観光振興シリーズセミナーの様子

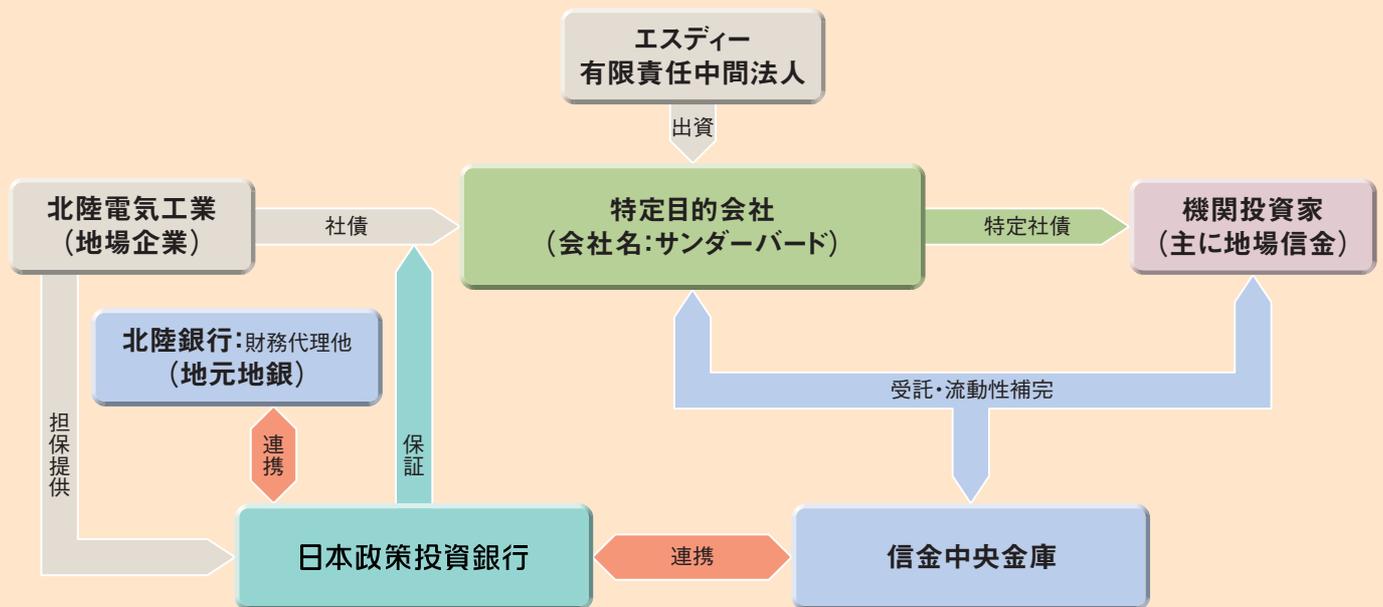
リレーションシップバンキングへの取り組み強化

地域金融機能の高度化

当行は、これまでも地域の皆様との連携・協働を図り、各地域のさまざまな取り組みを金融面からサポートしてまいりました。折しも、金融庁より「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（平成15年3月）が示され、地域金融機関がリレーションシップバンキング機能を強化するにあたり、当行を含む政府系金融機関との連携強化が要請されています。当行はこれらを踏まえ、地域金融機関との連絡会議の設置、

業務協力協定の締結（平成16年6月末現在83件）を行い、地域との連携体制の整備をすすめています。当行はこのような体制の下、これまでに蓄積してきたノウハウを活かした地域金融機能の高度化への貢献を行い、地域再生に欠かすことのできない資金・情報の供給に、地域金融機関と協働して取り組んでいきます。

地場企業の社債発行支援



リレーションシップバンキングへの取り組みの一例 地場企業の社債発行支援

当行は、リレーションシップバンキングへの取り組み強化の一環として、信金中央金庫、北陸銀行と連携し、地場企業が社債を発行する際の新しい仕組みを構築しました。

対象となったのは、富山県大沢野町に本社を置く電子部品メーカーの北陸電気工業(株)が発行する社債です。その仕組みは、同社が発行する社債に当行が償還の保証をつけ、新たに設立された特定目的会社(会社名:サンダーバード)が、この社債を一括して購入、これを裏づけに特定目的会社が新たに債券を発行、信金中央金庫が受託し

て地場の信用金庫を中心に販売する、というものです。社債の購入資金は、地場の信用金庫が地元で集めた預金を中心であり、地元で生産したものを地元で消費する「地産地消」の“資金版”となっています。

リレーションシップバンキングとは

長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル

地域のM&Aにアドバイス

安福ゴム工業(株)

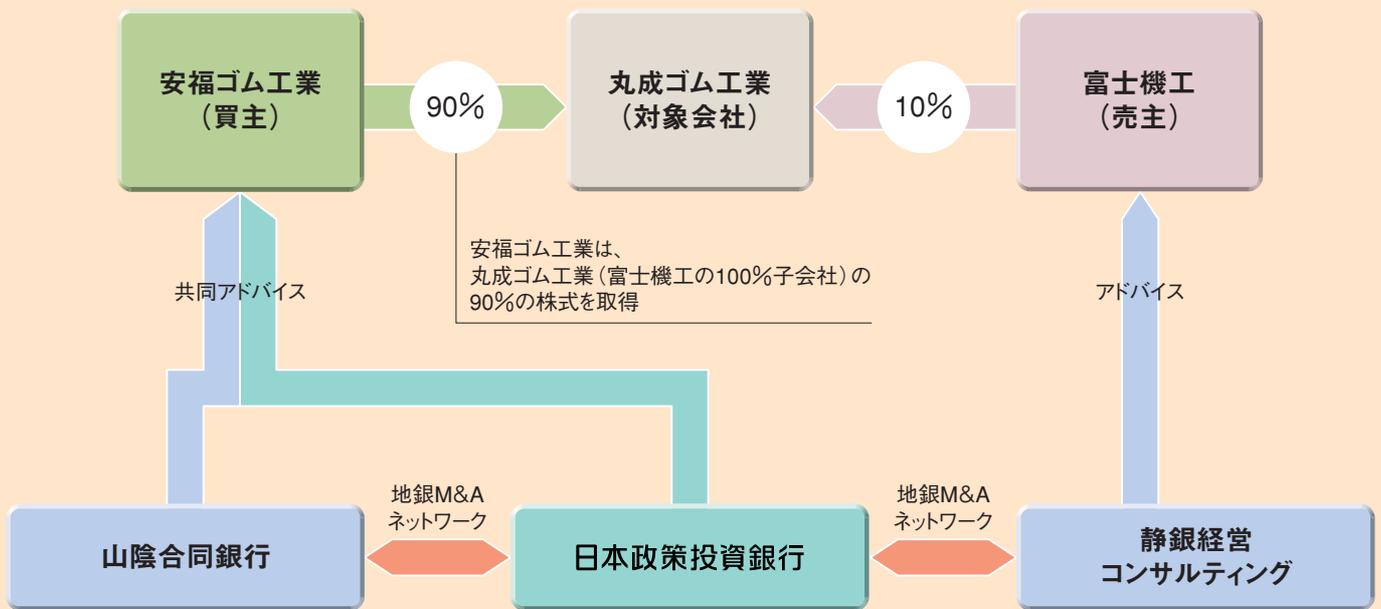
当行は、山陰合同銀行と共同でアドバイザーを務め、工業ゴム・樹脂製品メーカーの安福ゴム工業(株)による富士機工(株)の子会社である丸成ゴム工業(株)の買収(M&A)を支援しました。

本件は、売り手側：富士機工(株)のノンコア事業を切り離したいという意向と、買い手側：安福ゴム工業(株)の生産拠点取得・商圏拡大・経営ノウハウの活用による競争力強化という意向を踏まえたものであり、事業再構築や地域

再生につながる取り組みです。

また、当行は、このような政策意義の高い地域のM&Aをすすめるため、企業情報が偏在し、専門的なサービスも不足している地域において「地銀M&Aネットワーク」を運営しており、本件はこのネットワークを活用しています。当行は、このような取り組みを通じて地域金融機関のリレーションシップバンキング機能強化にも貢献していきます。

安福ゴム工業による丸成ゴム工業買収



安福ゴム工業は、丸成ゴム工業(富士機工の100%子会社)の90%の株式を取得

■ 案件成立の背景および意義(概念図)



都市再生に向けたメザニンファイナンスの展開

都市再生ファンド

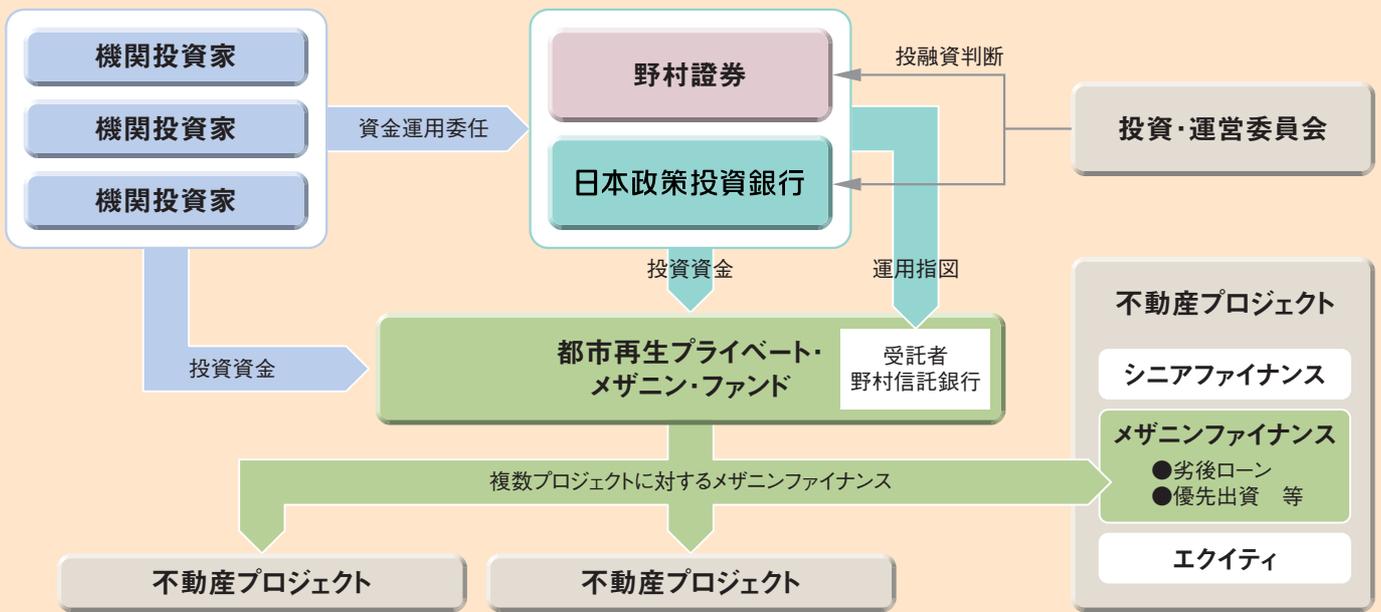
当行は、野村証券(株)と「都市再生プライベート・メザニン・ファンド」を設立しました。本件は、機関投資家から一任されたファンドの資金を用いて複数の不動産事業に対してメザニンファイナンスを展開するプライベートファンドです。

メザニンファイナンスとは、従来金融機関が取り組んできたシニアファイナンスよりリスクが高い資金です。この導入により、事業スポンサーの資金負担軽減及びシニア

ファイナンスのより円滑な調達を実現されることなどから、不動産開発の一層の推進が期待されます。メザニンファイナンスは、米国等の市場においては既に資金供給手段として重要な役割を果たしていますが、日本では市場の広がりがこれから期待されています。

当行は、民間金融機関と協働した都市再生ファンドへの取り組みを通じ、メザニンファイナンス市場の活性化を目指し、日本の都市・地域再生に貢献していきます。

都市再生プライベート・メザニン・ファンド



1プロジェクト1ファンド型都市再生ファンド

当行は、上記の複数の不動産事業へ投資を行う「プライベートファンド型」の都市再生ファンドの他にも、一つの不動産事業へ投資を行う「1プロジェクト1ファンド型」の都市再生ファンドを設立しています。日本初の開発型メザニンファンドとして設立された秋葉原UDXビル建設事業向けの都市再生ファンドはその一例です。



〈完成予想図〉 JR秋葉原駅からの外観イメージ
右側のビルが本件プロジェクト、左側は1街区

PFI事業へのプロジェクトファイナンス

札幌市第2斎場整備運営PFI事業

当行は、みずほコーポレート銀行とともに共同主幹事銀行として、札幌市が実施する札幌市第2斎場整備運営PFI事業について、プロジェクトファイナンスでの融資契約を締結しました。同事業は、斎場を対象としたPFI事業としては全国初となります。

札幌市は、高齢化に伴う火葬需要の増加等に対応するための新斎場整備にあたり、施設の整備・維持管理・運営を一括して民間事業者へ委ねるPFI方式を導入しました。

民間事業者は、特別目的会社を設立し、平成18年度の供用開始をめぐりに新斎場の整備、完成後20年間の維持管理・運営業務を行います。

当行は、PFI事業へのプロジェクトファイナンスを実施するにあたり、地域金融機関との協働を重視しています。本件も、地元の北洋銀行、北海道銀行が幹事行を務めています。これからも、地域と協働し、PFI市場および地域経済の活性化に貢献していきます。

札幌第2斎場整備運営PFI事業



〈完成予想図〉

PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が期待される。

当行のPPP(公民パートナーシップ)業務

当行は、PPP(Public Private Partnership)への取り組みをすすめています。下記はその一例です。

- 公営企業の民間化・民営化の可能性調査
 - ・香川県善通寺市(市営下水道)
 - ・北海道札幌市(市営路面電車事業) 等
- 公営企業民営化に関し、買い手に対する融資実績
 - ・新潟県西川町営ガス事業民営化(買い手:蒲原瓦斯(株))
 - ・宮城県仙台市交通局バス路線一部譲渡(買い手:宮城交通(株)) 等
- PPPに関する調査・研究
 - ・PPPではじめる実践‘地域再生’(出版社ぎょうせい)
 - ・公民パートナーシップ(PPP)の展開(調査レポート)
 - ・水道事業の民間委託への流れ(調査レポート) 等



災害に強い都市を目指しながら 街に賑わいを取り戻す

市街地再開発・中心市街地活性化事業

明石地域振興開発(株)

- 兵庫県明石市の中心市街地において市街地の再開発が行われ、商業施設が整備されました。
- 市街地再開発により、土地の有効活用や、老朽木造建築物から耐火建築物に建て替えが進み、災害に強い街づくりが実現されます。また、中心市街地において集客力のある商業施設を整備することによって、街の顔である中心市街地に賑わいを取り戻すことができます。



- 市街地再開発事業は、一般的に投下資本が大きい一方で、収益性が高くなく、投資回収に長期を要する事業です。当行は、これまでの経験をもとにした事業者へのアドバイスや、長期資金の融資を通じ、プロジェクトの成功に協力しています。



誰もが安心して乗り降りできる車両 街が人にやさしくなる瞬間

地域交通へのバリアフリー車両導入

伊予鉄道(株)



- 愛媛県松山市において超低床車両が導入されました。床が低くバリアフリー化された路面電車は、ホームとの段差が少なく、車椅子やベビーカーでの乗降もスムーズに行うことができます。
- バリアフリー化された路面電車により、誰もが安心して利用できる交通網が整備されました。また、新車両の導入は地方都市における交通機能の充実にも寄与します。
- 超低床路面電車は、通常の路面電車に比べ割高になります。当行の融資は、このような政策意義の高いプロジェクトを行うインセンティブに繋がることが期待されます。

環境

To environmentally sustainable societies

持続可能な社会の実現に向けて 社会的責任を果たす企業の取り組みに貢献します。

あらゆる側面において、環境との調和が必要とされる今
企業や事業に投融資を行う金融機関にも
環境に配慮する姿勢が求められています。

ここでは、環境配慮型プロジェクトへの投融資や
当行自身の社会環境への取り組みの一例をご紹介します。



Navigate to Tomorrow...

To environmentally sustainable societies

「環境格付け」手法を活用した世界初の融資制度創設

環境配慮型経営促進事業

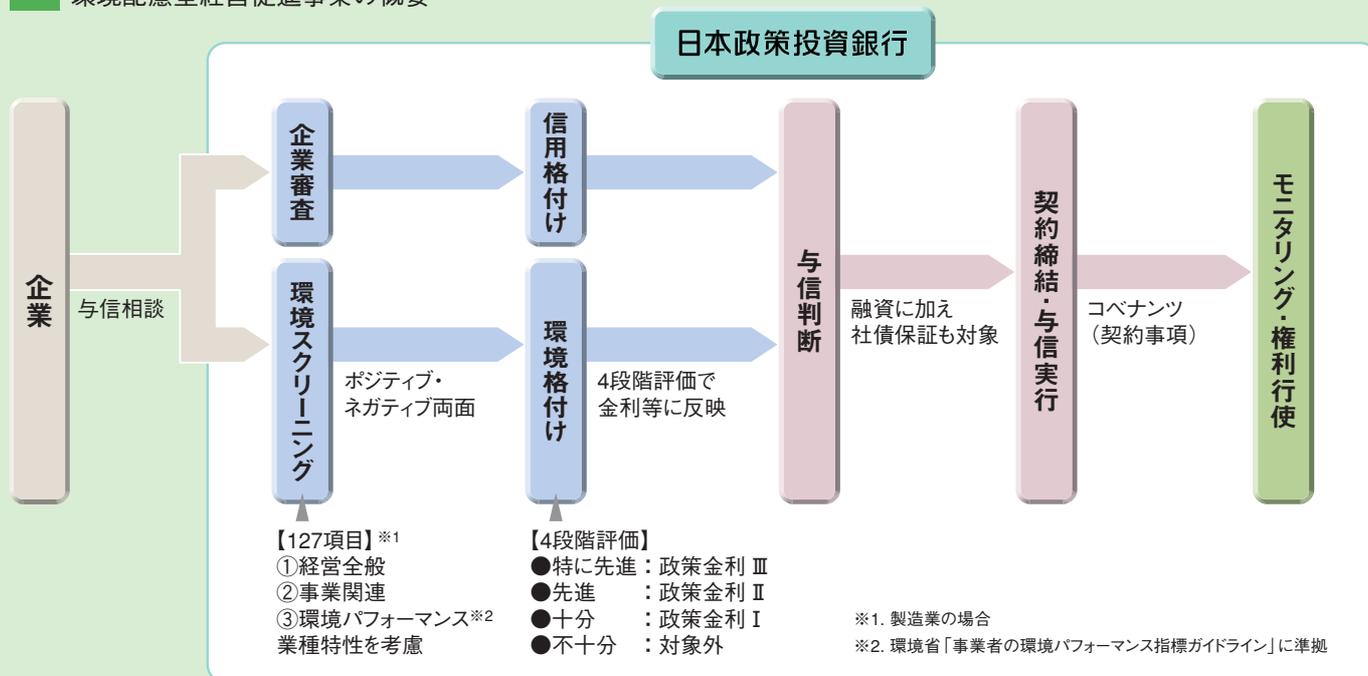
当行は、平成16年度より「環境配慮型経営促進事業」の運用を開始しました。同制度は、「環境格付け」の専門手法を導入した世界で初めての融資制度です。

同制度では、当行が開発したスクリーニングシステム(格付けシステム)により企業の環境経営度を評価し、得点に応じて3段階の適用金利を設定するという仕組みを取り入れています。スクリーニング項目は、①経営全般、②事業関連、③環境パフォーマンスの3つのカテゴリーについて

設問(製造業の場合：127項目、250点満点)を設定し、定性的な取り組みと定量的なパフォーマンスデータをバランス良く問う形になっています。

当行では、中堅企業等を含む幅広い事業者を対象に本制度を積極的に運用し、環境配慮型経営の促進に努めていきます。また、同制度は、私募債の保証などの資金調達手法にも活用していく予定です。

環境配慮型経営促進事業の概要



スクリーニングの評価項目(加工組立型製造業の場合)

経営全般事項	事業関連事項	パフォーマンス関連事項
<ul style="list-style-type: none"> ● コーポレートガバナンス ● コンプライアンス ● リスクマネジメント ● パートナースhip ● 従業員 ● 情報開示 	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備投資 ● 製品サービス開発 ● サプライチェーンにおける環境配慮 ● 使用済み製品リサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策 ● 資源有効利用対策 ● 水資源対策 ● 化学物質管理 ● その他の環境負荷対策

環境に配慮した金融の新しい潮流

「2003 UNEP FI (国連環境計画・金融イニシアティブ) 東京会議」の共催

当行は、UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)からの要請を受け、共催者となり、他の国内UNEP金融機関声明の署名機関と共同で「金融と環境に関する国際会議」を東京にて開催しました。

この会議には、国内外の主要な銀行、証券、保険、国際機関、政府関係機関、NGO・NPO等30カ国100機関から約490名(うち海外180名)が参加し、土壌汚染や地球温暖化等各種環境リスクへの対応をはじめ、企業ガバナンス

の問題や社会的責任投資の進展状況、CSR(Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)等の新たな規格の策定動向などが議論されました。閉会に際して、UNEP FI署名機関の総意としてコンファレンス・ステートメント「東京原則」が、当行副総裁より発表されました。当行は、この会議の成果を踏まえて、持続可能な社会の実現に向けた金融活動を一層進めていきます。

【持続可能な社会の実現に向けての東京原則(抜粋)】

- 金融機関は、その投融資あるいは保険の対象とするプロジェクトもしくは事業者が、社会もしくは環境にどのような影響を与えるかについてあらかじめ適切に考慮し、社会・環境に与える影響が望ましい方向になるべく投融資及び保険の対象の選定その他において適切な行動をとる。
- 金融機関は、環境の保全もしくは社会の持続的発展に資する事業を積極的に選択し、これを投融資活動において支援し、また保険や資産運用など金融商品の開発販売においても環境の保全もしくは社会の持続的発展に資するような商品を普及するべく努力する。
- 金融機関は、上記の金融活動を行うに際し、自らの経営方針、組織体制、情報開示の指針等ガバナンス全般について最適な体制を採るとともに、その直接的な環境影響等についても十分に留意する。
- 金融機関は、あらゆるステークホルダーとのコミュニケーションを通じて、持続可能な社会の実現に資する普及啓発に努めるものとする。



東京原則を発表する当行副総裁 山口公生



当行自身の主な社会環境への取り組み

- 環境方針の制定(138ページ参照)
- 社会環境報告書の発行
- ISO14001の認証取得

土壌汚染浄化ビジネスへの出資

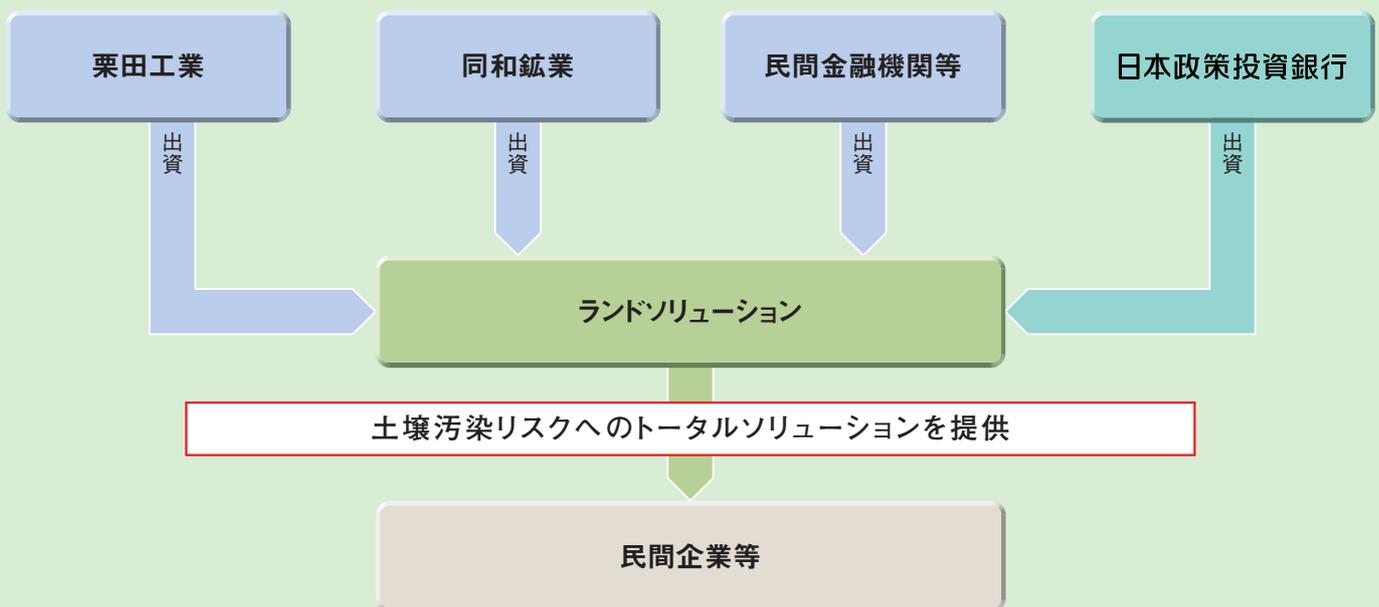
ランドソリューション(株)

当行は、企業の環境配慮を支援する新しいビジネスをサポートしています。その一例が、ランドソリューション(株)への出資です。

同社は、土壌汚染調査・浄化企業である栗田工業(株)・同和鉱業(株)が主体となり設立された、土壌汚染リスクへのトータルソリューションを提供する企業です。同社は、土壌浄化企業の技術を活用して土壌汚染リスク評価システムを新たに開発しました。同システムを活用し、土壌汚染

問題に前向きに取り組む企業をサポートすることによって、新たな環境ビジネス市場の創造に取り組んでいます。日本では土壌汚染浄化ビジネス市場が発展途上にある中、当行は、このビジネスに積極的に取り組む同社に対して出資を行うことにより民間資金の誘導を図りました。当行は、これからも企業の環境配慮に関する新しい動きを積極的にサポートしていきます。

ランドソリューションへの出資概要



情報生産・発信機能と投融資機能の連携

当行は、経済・社会情勢の変化を先取りした積極的な情報の生産・発信と投融資機能を連携させることにより、経済社会へのより質の高い貢献に努めています。

当行は、平成11年より土壌汚染問題に関する調査を実施し、調査レポート「わが国環境修復産業の現状と課題」を発行しています。上記のランドソリューション(株)への出資は、調査活動によって得た情報を組織全体として活用した一つの例です。



「調査 No.3」

わが国環境修復産業の現状と課題
— 地下環境修復に係る技術と市場 —
土壌汚染対策ビジネスの潜在的な市場規模を示し、これを舞台に展開する関連ビジネスの動向を概観しています(平成11年10月発行)。



自然のチカラを味方にして エネルギーの未来を築く

風力発電所建設へのプロジェクトファイナンス

(株)ユーラスエナジー岩屋

- 青森県東通村に1,300kWの風力発電機が25基建設されました。平成13年より17年間にわたり、クリーンな電力を電力会社に販売します。
- 無尽蔵で枯渇の心配もなく、地球温暖化の原因となるCO₂を排出しない風力発電などの自然エネルギーへの取り組みは極めて重要です。

- 当行は民間金融機関とともにプロジェクトファイナンスにより融資を行いました。風という高いリスクをクリアすべく、風況について精査を行い、風向・風速などのデータを把握し、それを前提にして資金計画を策定しています。



写真提供：(株)ユーラスエナジージャパン

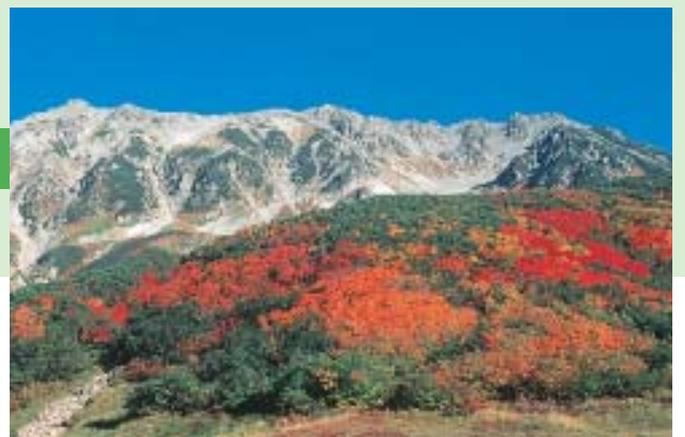


低公害車の導入によって 立山黒部の豊かな自然を守る

国立公園への低公害車導入

立山開発鉄道(株)

- 中部山岳国立公園内に位置する立山黒部アルペンルートにおいて、豊かな自然資源を守るため、平成10年度より高原道路へのハイブリッドバス(低公害車)導入が順次行われています。
- 持続可能な社会の実現に向けて、環境への負荷が少ない交通基盤整備が課題となっています。ハイブリッドバス導入により排気ガス中のNOx、CO₂、粒状性物質などの排出低減が図られます。



- ハイブリッドバスは、通常のバスより高コストであり、全車両の置き換えに長期間を要します。当行が長期融資を行うことで、プロジェクトの安定的・計画的な実現が可能となります。



エコセメントで廃棄物ゼロを目指す 地球にやさしいリサイクルの発想

エコセメント製造プロジェクト

市原エコセメント(株)

- 千葉県市原市において、廃棄物の焼却灰を原料としてセメント製造を行うエコセメント事業がすすめられています。
- エコセメント事業は、あらゆる廃棄物をゼロにすることをめざす「ゼロエミッション構想」を推進する「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」における中核のひとつに位置づけられています。従来埋め立てられていた廃棄物のリサイクルを行うことで、資源循環型社会形成、最終処分場不足問題の緩和、ダイオキシン対策の推進などに貢献します。



- 当行は、ゼロエミッションの実現を目指すエコセメント事業の日本初の商業化に対して、プロジェクトの安定化を図るべく長期資金を供給しています。



〈 立体交差化前の状況 〉

踏み切りを立体交差に 生活へ安全とスピードを取り戻す

鉄道立体交差化プロジェクト

東京急行電鉄(株)

- 鉄道と道路の立体交差化により、東急目黒線の目黒駅付近～洗足駅付近約2.8kmにおいて18カ所の踏切が除去されました。
- 多くの踏切を一度に取り除くことで、交通渋滞の解消を図ることができます。また、踏切事故がなくなり、交通の安全性が確保されます。
- 立体交差化事業は、事業費が巨額である上に増収を見込みにくく投資回収に長期を要します。当行は、20年の長期固定融資により、社会的に有用なプロジェクトの実現に協力しています。

技術・新産業創造

To the future of technology and new industry

光る技術の事業化・新産業の創造 明日の日本を創る取り組みに貢献します。

経済の活性化、競争力の強化に向けて、
牽引役となる技術を育て、新たな産業を創る。
ここでは、多様な資金供給のかたちを通じた、
技術を活かす銀行としての取り組みの一例をご紹介します。



Navigate to Tomorrow...

To the future of technology and new industry

光る新技術の事業化

トッキ(株)

当行は、新潟県見附市などに工場を持つトッキ(株)に対し、有機EL(エレクトロ・ルミネッセンス)製造装置製造技術の事業化を対象として融資を実施しました。同社が製造した有機EL製造装置は、現在電機メーカーなどに出荷され、有機ELディスプレイの研究開発・製造に活用されています。有機ELディスプレイは、今までの液晶ディスプレイに比べて明るく見やすく一層の薄型化が可能のため、現在、携帯電話やポータブルオーディオ機器などで実用化されつつあ

ります。また将来的には、情報家電・照明分野において大きな役割も期待されています。

一般的に新技術の事業化は、製造ライン確立・需要面など予測の難しい面が多く、事業リスクは総じて高いものとなりがちです。当行では、これに果敢に取り組む企業と共に光る技術の事業化・新産業創造に貢献していきます。



有機EL製造装置

モノづくり企業への新株予約権付融資

(株)ワークス

当行は、福岡県芦屋町に工場をもつ精密金属加工メーカー(株)ワークスに対して新株予約権付融資を実施しました。同社は、ナノ単位での金属加工技術を用い、半導体や超小型モーター用金型の製造を主力として事業を展開しています。

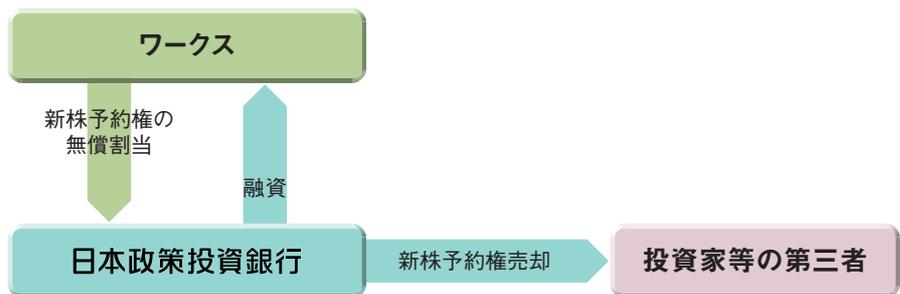
本件は、需要が急増しているデジタルカメラおよび高画質カメラ付携帯電話に用いる、超硬材を利用したレンズ用金型の開発を行うものです。当行は、同社の優れた「モノづ

くり技術」を評価し、新株予約権を活用した融資を実施しました。

新産業分野を切り拓く成長企業の中には、優れた技術を持ちながらも、技術評価・リスク評価が難しいため、円滑な資金の調達が困難となっている企業があります。当行は、そのような企業が行う開発投資に対して、これまで培ってきたノウハウを活用して審査を行い、多様な資金調達の手段を提供していきます。



ワークスへの新株予約権付融資



コンテンツ産業への知的財産権担保融資

(株)GDH

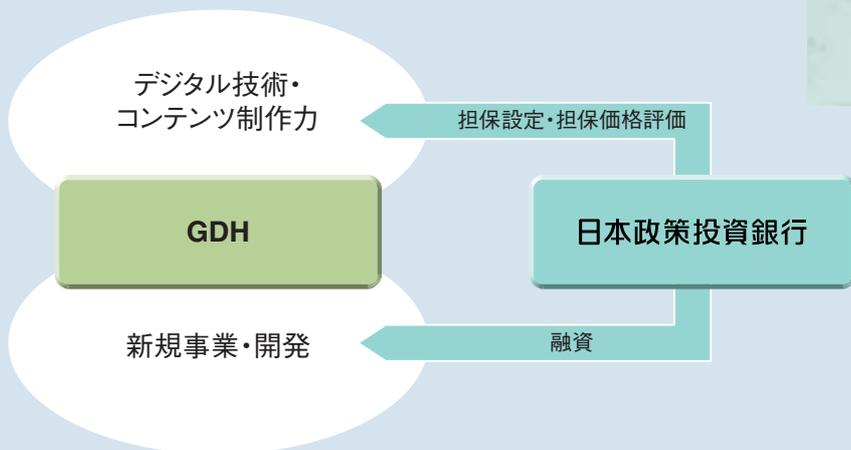
当行は、アニメーション企画製作企業である(株)GDHに対し、知的財産権担保融資を実施しました。同社は、日本初のフルデジタルアニメーションの制作を行うなど、日本が高い競争力を誇るこの分野を独自の技術をもってリードしています。

本件は、同社独自のデジタルアニメーション制作技術を基盤とした制作工程管理を行うコンテンツマネジメントシステムの開発を行うものです。当行は、同社の高度なデジタ

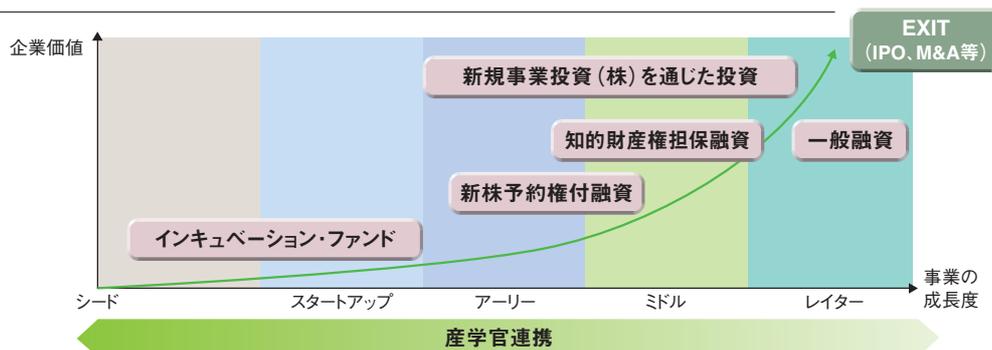
ル技術・コンテンツ制作力を評価し、日本において今後の成長が大いに期待されるコンテンツ産業の高度化につながる投資に対して、知的財産権を担保とした融資を実施しました。

当行は、高度・独自の技術やノウハウをもって新産業分野を創造していく企業に対して、多様な融資手段をもって長期安定資金を供給していきます。

GDHへの知的財産権担保融資



当行のベンチャービジネス支援体系



大学発ベンチャーを育てる

東北インキュベーション投資事業有限責任組合

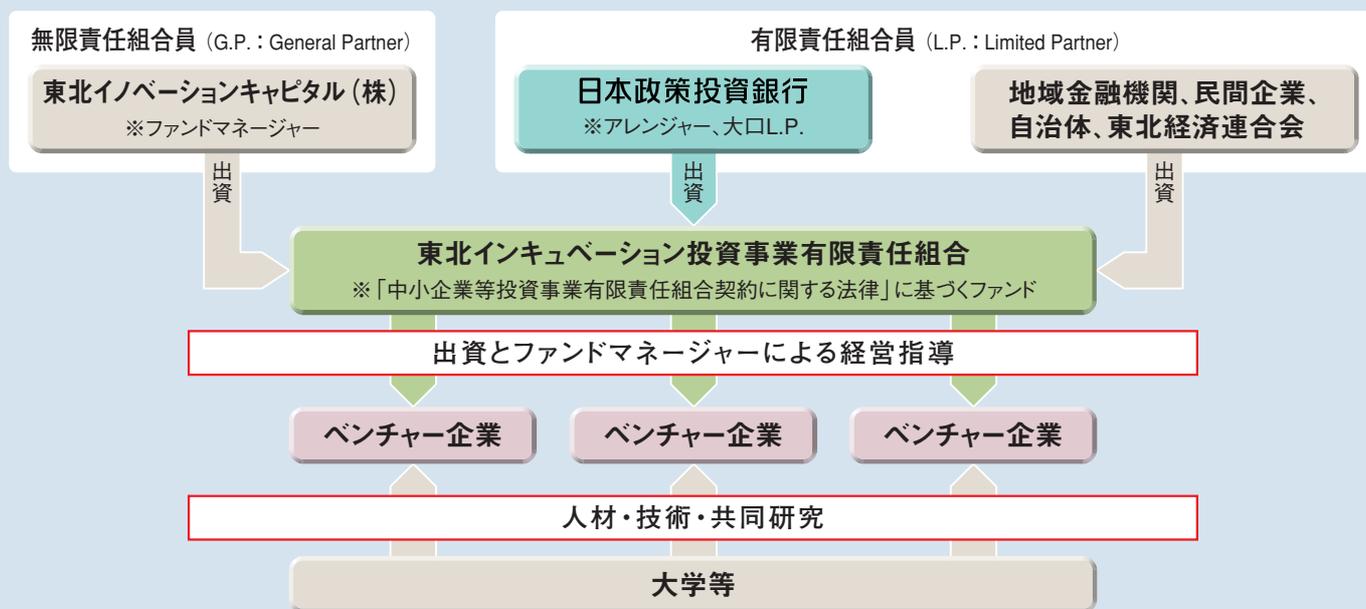
当行は、東北地方の大学などが持つビジネスシーズの事業化に取り組むファンド「東北インキュベーション投資事業有限責任組合」への出資を実施しました。

東北イノベーションキャピタル(株)をファンドマネージャーとする同ファンドは、東北地方の大学や研究機関で開発された今後有望とされる技術シーズ(特にIT、ナノテク、新素材、バイオ、先端医療・福祉等の分野)を発掘し、出資を行います。さらに、ハンズオン型インキュベーション

ファンドとして、各方面において高い専門性を持つ民間のファンドマネージャーが、出資企業のビジネスプラン策定等について徹底した経営指導を行い、「大学発ベンチャー」のスタートアップを支援します。

当行は、先端技術の事業化支援と地域活性化の2つの観点から、同ファンドへの出資を実施しました。今後もこのような新しい市場の創造・育成に積極的に取り組んでいきます。

東北インキュベーション投資事業有限責任組合



東北インキュベーションの投資先第1号 (株)メムス・コア

東北インキュベーションの投資先第1号に、(株)メムス・コア(宮城県仙台市)が決定しました。同社は、メムス(MEMS:Micro Electro Mechanical Systems、微小電気機械システム)の試作開発や生産を目的としている研究開発型企業です。メムスは、情報機器の周辺ではセンサやプリンタヘッド、自動車・家電では圧力・加速度センサ、その他医学・バイオ、製造検査・科学機器、環境・防災など広い分野で、システムの鍵を握る重要な部分に用いられる付加価値の高い部品です。現在、同社は大手メーカー向け受託開発を中心に事業を行っていますが、今後は量産化を行っていく方針を持っています。



「技術を活かす銀行」を目指した取り組み

技術事業化支援センターの開設

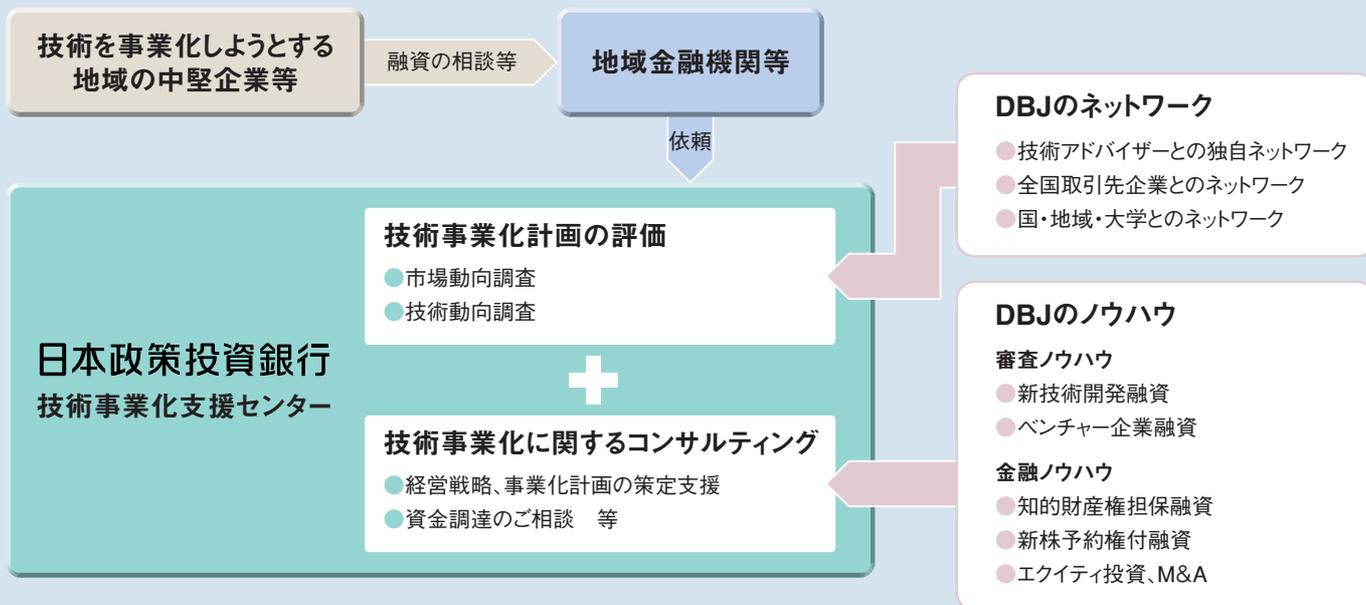
当行は、「技術を活かす銀行」を目指し、地域金融機関等と連携して中堅企業等が行う技術開発成果の事業化をサポートするために、本店および関西支店に「技術事業化支援センター」を開設しました。

中堅企業等が行う技術開発は、日本モノづくりの競争力の源泉といえます。同センターは、地域の中堅企業等から融資相談を受けた金融機関等からの依頼による、技術事業化計画の評価、さらに技術事業化に関するコンサルティング

が主な役割となります。当行は、同センターを通じて、技術の事業化や資金調達に関するサポートを行うことで、中堅企業等によるモノづくり機能強化による地域の「新産業創造」を支援していきます。

さらに、同センターの活動を通じて積極的に当行のノウハウを移転し、地域金融機関等との連携を強化することで、リレーションシップバンキング機能の強化、および地域の再生にも貢献していきます。

技術事業化支援センターの概要





培った技術を次代のレンズに活かす 新しいラインが地域の活力を生み出す

地域技術基盤の強化

(株)タムロン



- 青森県津軽地方において高付加価値レンズ製造工場の増強工事が行われました。
- 本プロジェクトにより、同社の持つ技術基盤の強化、地域における雇用創出、地場取引企業の受注確保を通じた地域経済の発展が期待されます。
- 本プロジェクトは、近年におけるデジタルカメラ等の製品多様化を踏まえた、生産体制の中長期的な強化の一部です。当行は、このような技術を活かした取り組みを長期固定の資金供給により継続的にサポートしています。





〈完成予想図〉



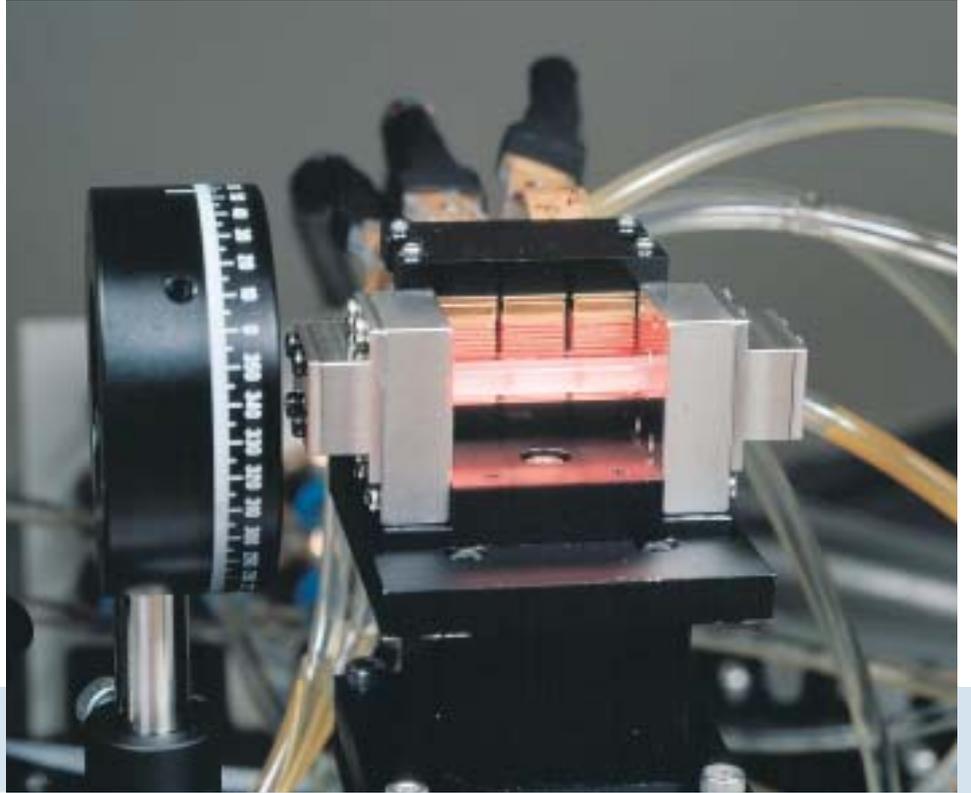
〈完成予想図〉 Courtesy of JAXA & Lockheed Martin

宇宙という広大なステージに 高度な科学技術がビジネスを生み出す

宇宙技術研究開発プロジェクト

(株)ギャラクシーエクスプレス

- ロケット開発が、日本初の官民共同方式により進められています。開発中の2段式液体ロケットは、主に商業打上げを目的とし、高度800kmの太陽同期軌道に約2トンの衛星を打上げる能力を持ちます。
- 宇宙技術は、国家的に重要な次世代新技術の中核となることが期待される先端科学技術の結晶です。また、製造業への波及効果は大きく、国内製造業の技術蓄積・発展が期待されます。
- ロケット開発は、巨額の開発費用を必要とし、投資回収期間も長期にわたるなど、総じてリスクの高い事業です。当行は、長期資金の供給により、プロジェクト推進の円滑化に協力しています。



山ほどある人類の未知未踏の分野に 挑戦する情熱と経験で新しい産業を創る

高出力半導体レーザーの事業化

浜松ホトニクス(株)

- 永年の研究開発から得られた独自の技術(冷却技術、集光技術)を活かし、高出力半導体レーザーの事業化が行われました。
- 高出力半導体レーザーは、広範な領域での活用が想定され、国内産業の高付加価値化につながることを期待されます。

- 高出力半導体レーザーの事業化は、先駆的事业であり、製造ラインの確立、歩留率の維持、需要の予測などが必要なことから総じて事業リスクは高いものになりがちです。当行は、長期の良質な資金を供給することにより、先駆的な取り組みに挑戦する企業を支援しています。



新しいエンジンの開発が 地域の経済を活性化させる

地域リーディング企業の技術開発

マツダ(株)

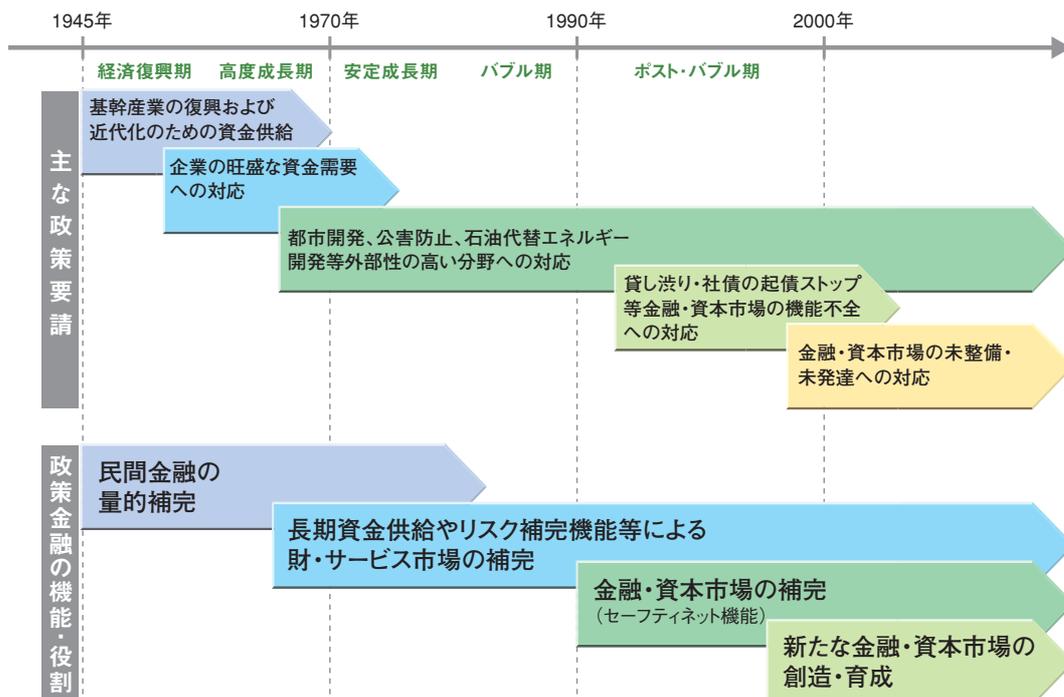


- 自動車の製造が盛んな広島県において、優れた動力性能・低燃費・低騒音を実現したオールアルミニウム製ガソリンエンジンが開発されました。
- 地域リーディング企業の技術開発や設備投資は、地域における技術の蓄積、関連中堅中小企業の活性化につながります。
- 本プロジェクトは、複数年度にわたる巨額の投資を必要とします。当行は、長期の安定資金を融資することにより、地域の活性化のカギを握るプロジェクトを支援しています。

Q1 政策金融機関である日本政策投資銀行の役割は何ですか。

当行は、時代の要請に応じ、さまざまな分野において総合政策金融機関としての役割を果たしてまいりました。近年では、先進的な金融手法を活用した新たな市場の創成（ファンドを通じた事業再生やベンチャー企業育成、プロジェクトファイナンス等）、地域金融における新たな試み（コミュニティクレジット、自治体CDO等）、災害・テロ発生時のセーフティネットとしての対応に取り組むなど、役割を大きく転換しています。これからも、わが国の経済社会の持続的な発展に向けて、地域再生、環境、技術・新産業創造といった分野において解決が必要とされている課題に積極的に取り組んでまいります。

政策金融の主たる役割の変遷



Q2 日本政策投資銀行と民間金融機関の違いはどこにあるのですか。

公共性

政府100%出資法人である当行は、営利目的ではなく、政策的に重要なプロジェクトを支援することにより、わが国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的としています。また、こうした政策目的の遂行は、収支相償の原則に基づき、政府からの赤字補てんを受けずに行われています。

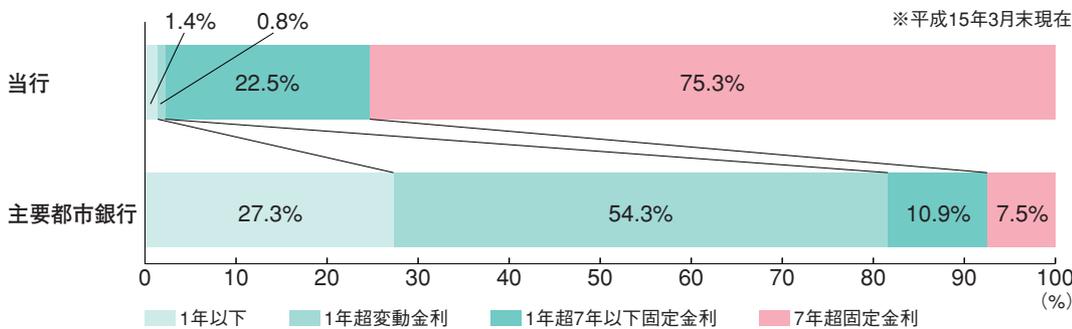
中立性

政府100%出資法人である当行は、特定の企業グループに属していません。したがって、あらゆるプロジェクトに中立的な立場から取り組むことができます。

リスク・マネーの供給

当行は、国民経済にとって重要なプロジェクトを対象に、長期資金、事業再生資金、ベンチャー向け資金、プロジェクトファイナンス資金等、民間金融機関のみでは供給が難しいリスク・マネーの供給を行っています。

■貸付金の貸付期間別割合(主要都市銀行との比較)



(参考資料) 当行貸付金データおよび各行ディスクロージャー誌

Q3 欧米でも「政策金融」が行われているのですか。

各国の財政・金融制度など固有の事情に基づくことから、単純な比較は難しいのですが、様々な形態で政策金融が存在しています。欧州には、EU全体の政策金融機関として欧州投資銀行(EIB)が存在します。また、各国レベルでは、ドイツの代表的政策金融機関として復興金融公庫(KfW)が挙げられます。

資本市場が最も発達している米国では、我が国と同様の政策金融は比較的少ないものの、連邦レベルで保証・融資による公的支援制度が存在するほか、各州レベルでは産業収入債などを活用したプロジェクト支援が幅広く行われています。

■代表的な総合政策金融機関の貸出等の対GDP比率

	当行 [日本]	EIB [欧州]	KfW [ドイツ]	米国	連邦信用 プログラム
貸出等実績	兆円 1.2	396 億eur (うちEU334)	462 億eur	5,064 億usd	715 億usd
GDP	497.6	EU 91,701	21,104	102,881	
GDP比率	0.2%	0.4%	2.2%	4.9%	0.7%

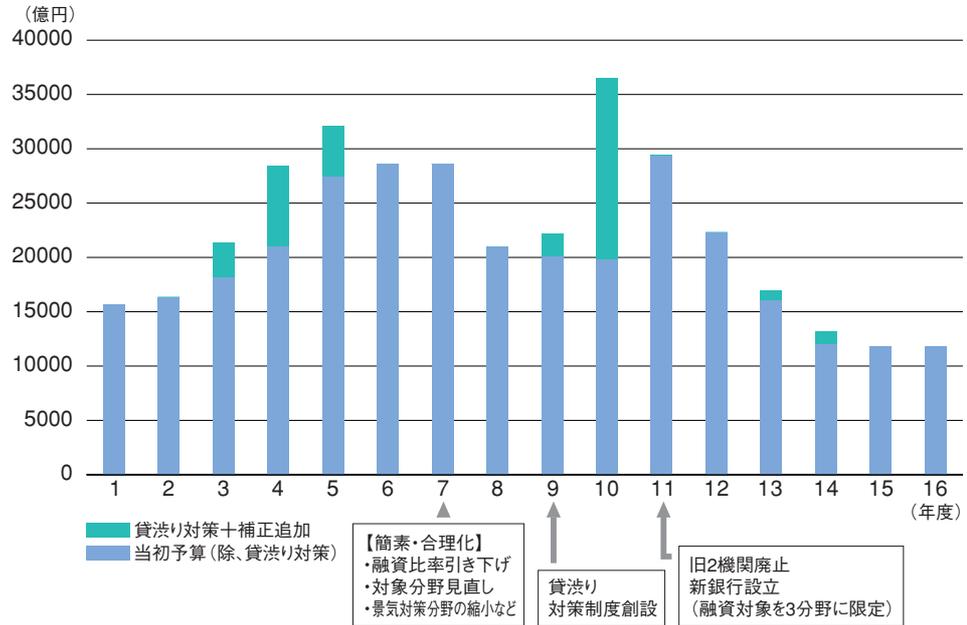
(参考資料) ・各機関ディスクロージャー誌 ・米国商務省「Survey of Current Business」
 ・内閣府「国民経済計算(平成14年度)」 ・米国Office of Management and Budget「Analytical Perspectives」
 ・Eurostat「GROSS DOMESTIC PRODUCT 2002」

(注) 数字は当行が2002年度、EIBとKfWが2002暦年、米国は2002会計年度(2001/10~2002/9)

Q4 業務規模はどのように変化していますか。

規模適正化に向けた不断の見直しを実施しています。平成16年度はピーク時の3分の1まで規模は縮小しています。

■ 予算措置の推移(旧2機関合算ベース)

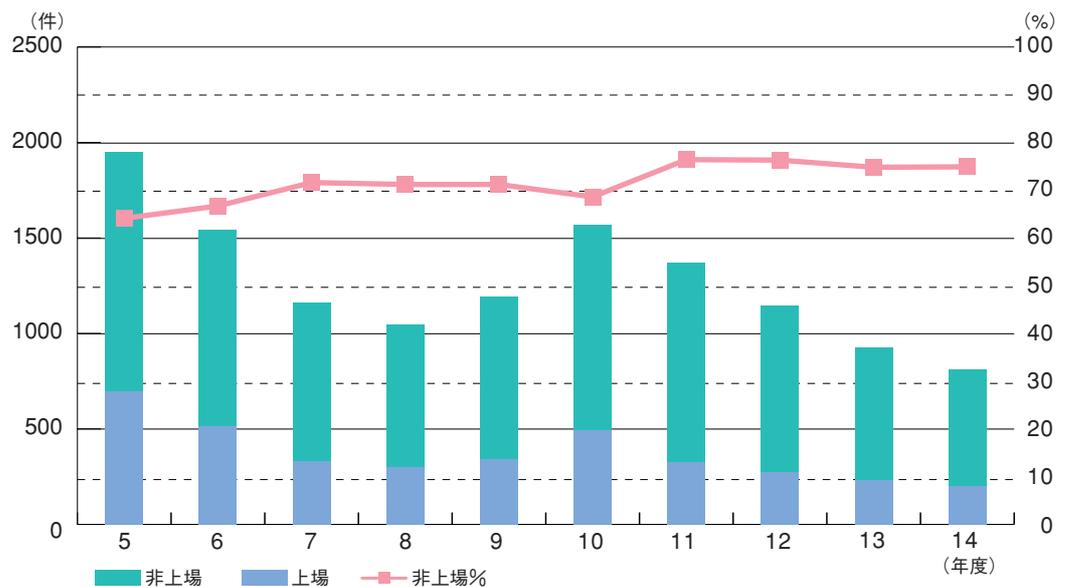


Q5 どのくらいの規模の企業に融資しているのですか。

プロジェクト融資であることから環境対策や安全対策などでは上場企業にも融資しますが、融資案件の大部分は中堅クラスの上場企業です。

近年の実績で見ると融資対象の約7割は非上場の中堅中小企業等となっています。

■ 上場・非上場別融資件数内訳



Q6 日本政策投資銀行の融資は地域別にはどれくらいの割合で行われているのですか。

当行は、地域課題を克服し自立に向けて取り組む地域に対し、さまざまな分野で支援を行っています。現在、全国3,000余りの市町村(沖縄県を除く)の約半数(約1,400市町村)において投融资を行っています。また、当行融資の約5割が地方圏向けとなっています。

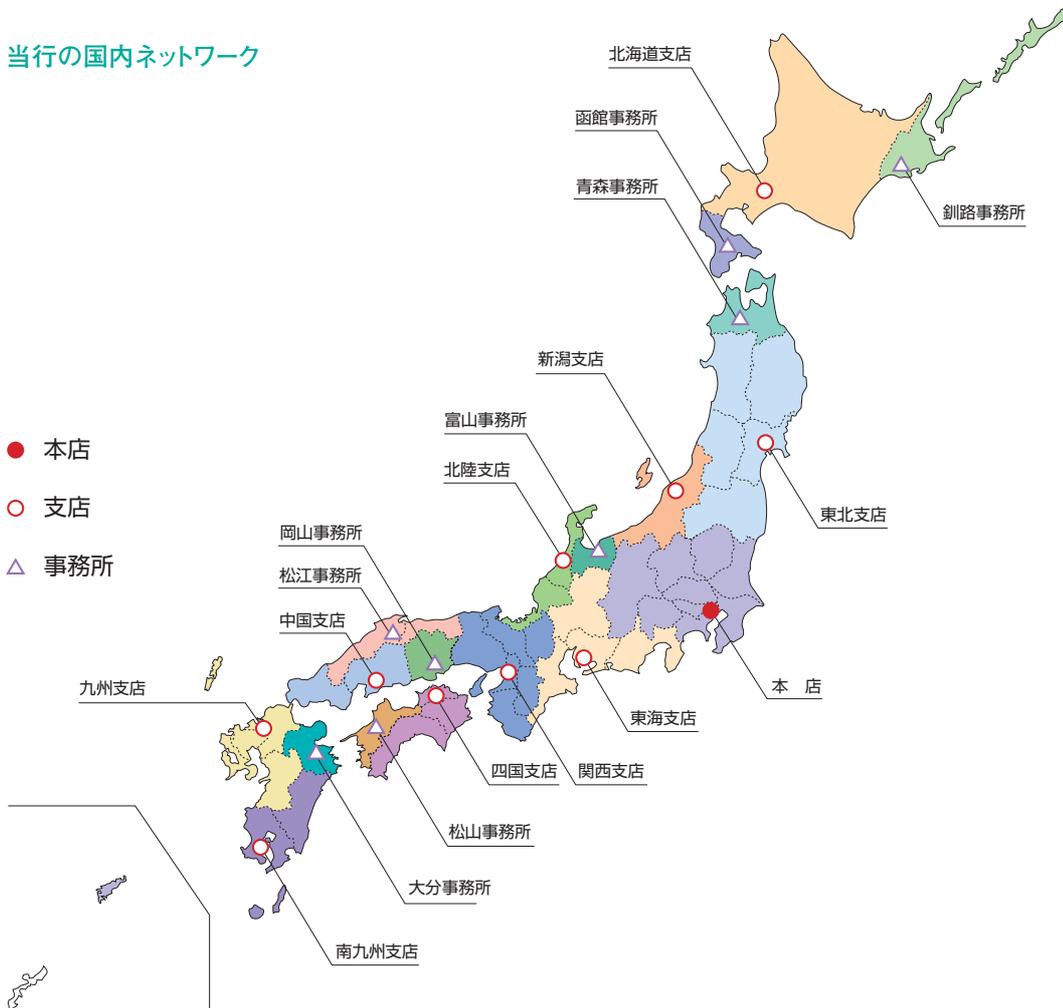
■地域別融資実績(平成15年度)

(単位：億円)

	平成16年3月末残高(構成比)
地方圏	67,825 (45.5%)
大都市圏	81,276 (54.5%)
合計	149,101 (100.0%)

(注) 大都市圏とは東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知・大阪・京都で、その他は地方圏

当行の国内ネットワーク



Q7 融資までの流れを教えてください。

①融資相談

ご計画のプロジェクトへの融資について、随時ご相談を承っています。

ご相談にあたっては、会社概要、プロジェクト概要などの資料をご用意下さい。

②審査

ご融資のお申し込みに対しては、プロジェクトの事業主体の経営能力やプロジェクトの採算、政策意義・効果などを審査の上、ご融資の条件などを検討させていただきます。

③ご融資

ご融資は証書貸付で行います。

ご融資の条件

【融資額】

プロジェクトに必要な金額の一定割合です。

【融資期間】

プロジェクトの政策趣旨、収益性、設備の耐用年数などを参考に、ご相談させていただきます。また、必要に応じて据置期間を設けることができます。

【金利】

Q8をご覧ください。

【担保・保証】

ご相談の上、決めさせていただきます。

④ご融資後

プロジェクトの完成後、融資資金が適切に使われているか、また、期待された工事効果が生まれているかの確認を行います(完成プロジェクト実査や帳簿確認を行います)。

また、融資の政策効果について評価を行います。

■審査のポイント

プロジェクトの 分析・評価

- ・プロジェクトの政策意義・効果
- ・経済合理性
(投資規模の妥当性、投資採算等)

事業主体の 分析・評価

- ・事業主体のプロジェクト遂行能力
(事業主体の財務基盤、経営能力等)

将来
予想

プロジェクト実現性

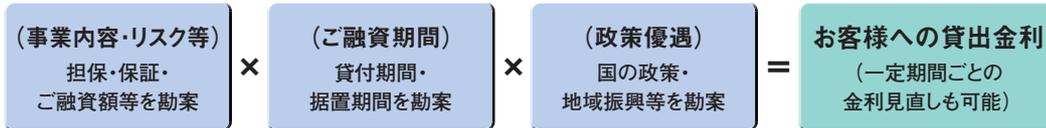
Q8 貸出金利について教えてください。

当行の貸出金利は、市場との調和を図る観点から、期間およびリスクを踏まえた金利となっています。

個別案件毎の事業内容・リスク・地域性等を踏まえ、貸付期間に応じた市場金利から、政策性に見合った政策優遇(政策金利Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)を行います。

具体的な金利水準などは窓口にお問い合わせ下さい。

■ 貸出金利の決め方(イメージ)



Q9 日本政策投資銀行の財投機関債について教えてください。

平成13年度より財政投融资制度の改革が実施され、郵貯・年金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等が施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへ変更となりました。これにより、財政投融资制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の改革・効率化の促進にも寄与するものとされています。

当行は、財投改革の趣旨に沿った積極的な対応を図るため、平成13年度より財投機関債(非政府保証債)の発行を開始しました。これまでに13本・計5,900億円を発行しています(平成16年6月現在)。

財投機関債の発行にあたっては、市場環境を踏まえた定期的な発行を心がけています。また十分な需要予測と、流動性のある国債をベンチマークとしたスプレッド・プライシング方式による透明性の高い条件決定を行い、均一価格による募集と迅速な流通市場への移行を目指した起債運営を行っています。

【当行の財投機関債の特徴】

- ・格付取得(Moody's、S&P、R&I、JCR)
- ・インデックス(BPI等)採用
- ・一般担保付
- ・目論見書(債券内容説明書)開示
- ・日証協売買参考統計値に掲載

■ 格付取得状況(平成16年6月末現在)

財投機関債の格付取得状況

Moody's	S&P	R&I	JCR
A2	AA-	AAA	AAA

- 注1) 財投機関債に政府保証は付与されておりません。
 注2) Moody's :ムーディーズ・インベスターズ・サービス
 S&P :スタンダード・アンド・プアーズ
 R&I :格付投資情報センター
 JCR :日本格付研究所

政府保証債の格付取得状況

	Moody's	S&P
外貨建国外債券 円建て国外債券	Aaa	AA-
国内債券	A2	-

Q10 不良債権の状況について教えてください。

不良債権の状況

当行は「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、資産自己査定を実施しています。

平成16年3月期末の金融再生法に基づく開示不良債権は、平成15年3月期末比966億円減の4,887億円となっています。このうち破産更生債権等は、最終処理の進展もあり前期末比372億円減少し323億円に、危険債権も634億円減少し2,629億円となりましたが、要管理債権は40億円増の1,934億円となりました。この結果、開示債権合計に対する開示不良債権の割合は3.3%となっています。

■金融再生法に基づく開示不良債権

(単位：億円)

	平成15年3月期末	平成16年3月期末	増 減
破産更生債権及び これらに準ずる債権 ①	695	323	△372
危険債権 ②	3,263	2,629	△634
要管理債権 ③	1,894	1,934	40
開示不良債権 (①+②+③)④	5,853	4,887	△966
開示債権合計 ⑤	158,733	149,296	△9,437
開示不良債権比率(④/⑤)	3.7%	3.3%	△0.4ポイント

なお、本行では融資業務等から独立した信用リスク管理部や上席審議役／監査チームにより、信用リスクを適切に管理する態勢を整備しています。また、信用リスクの状況を適切に把握し、把握されたリスク情報を与信業務等適切な信用リスク管理のための意思決定にも活用しています。

保全状況

平成16年3月期末の金融再生法に基づく開示不良債権に対する保全状況は、担保・保証等でカバーされている金額と対象債権に対応する貸倒引当金の合計金額が、破産更生債権等に対しては100.0%、危険債権に対しては90.5%、要管理債権に対しては84.9%となっています。開示不良債権全体に対しては88.9%となっています。

なお、取立不能見込額に対する部分直接償却を551億円計上しています。

■金融再生法に基づく開示不良債権に対する保全率

	平成15年3月期末	平成16年3月期末
破産更生債権及び これらに準ずる債権	100.0%	100.0%
危険債権	90.2%	90.5%
要管理債権	66.4%	84.9%
破産更生・危険・要管理債権	83.7%	88.9%

平成16年3月期の不良債権処理について

平成16年3月期における不良債権処理は、個別貸倒引当金が19億円の繰り入れとなったことに加え、投資損失引当金を40億円繰り入れたこと等から、個別企業の処理額は105億円となりました。

一方、引当対象残高の減少を主因に一般貸倒引当金の戻入が397億円発生した結果、与信関係費用では結果的に292億円の利益を計上しています。

■償却・引当関係の内訳(与信関係費用)

(単位：億円)

	平成15年3月期末	平成16年3月期末
個別貸倒引当金繰入	955	19
投資損失引当金繰入	94	40
貸出金償却	236	38
株式等償却	86	6
その他	50	0
小計	1,423	105
一般貸倒引当金繰入	85	△397
合計	1,509	△292

貸倒引当金の状況

平成16年3月期末の貸倒引当金の残高は、一般貸倒引当金が前期比397億円減の2,494億円に、個別貸倒引当金が前期比390億円減の1,464億円となり、貸倒引当金全体では前期比788億円減少の3,958億円となりました。開示債権合計に対する引当率は2.7%となっています。なお、当期においては409億円の目的使用が生じています。

■貸倒引当金

(単位：億円)

	平成15年3月期末	平成16年3月期末	増 減
一般貸倒引当金	2,891	2,494	△397
個別貸倒引当金	1,854	1,464	△390
貸倒引当金合計①	4,746	3,958	△788
開示債権合計②	158,733	149,296	△9,437
(引当率①/②)	(3.0%)	(2.7%)	(△0.3ポイント)

当行は、 **Plan** 中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表
Do 投融資の実施
See 外部評価：運営評議員会 内部評価：政策金融評価

というサイクルの中で、適正な業務運営に努めています。また、金融機関として持つ様々なリスクの管理にも取り組み、皆様の信頼を得られますよう努力しています。

業務運営のマネジメントサイクル

中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

当行では、主務大臣が作成した3年間の中期の政策に関する方針（「中期政策方針」）に従って業務を行い、各事業年度ごとに「投融資指針」を作成、公表しています。

「中期政策方針」については、119ページをご覧ください。「投融資指針」については、131ページをご覧ください。

運営評議員会

当行では、日本政策投資銀行法第24条に基づき、「運営評議員会」を設置し、外部有識者である評議員の皆さまに、当行「中期政策方針」に記載された事項にかかる業務の実施状況をご検討いただき、透明性向上の観点から、その検討結果を公表しています。

運営評議員会の概要

定員：8人以内

任命：学識又は経験のある者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命

任期：4年

会長：総裁の指名により定め、会長は、会務を総理

評議員名簿（五十音順、敬称略。◎は運営評議員会会長）（平成16年6月30日現在）

茅 陽一	(財)地球環境産業技術研究機構副理事長
岸 暁	(株)東京三菱銀行相談役
清水 仁	東京急行電鉄(株)代表取締役会長 前(社)日本民営鉄道協会会長
新宮康男	住友金属工業(株)名誉会長 前(社)関西経済連合会会長
◎ 豊田章一郎	トヨタ自動車(株)取締役名誉会長 (社)日本経済団体連合会名誉会長
新村保子	(株)住友生命総合研究所常務取締役
松井義雄	(株)読売新聞東京本社代表取締役会長
森地 茂	政策研究大学院大学教授

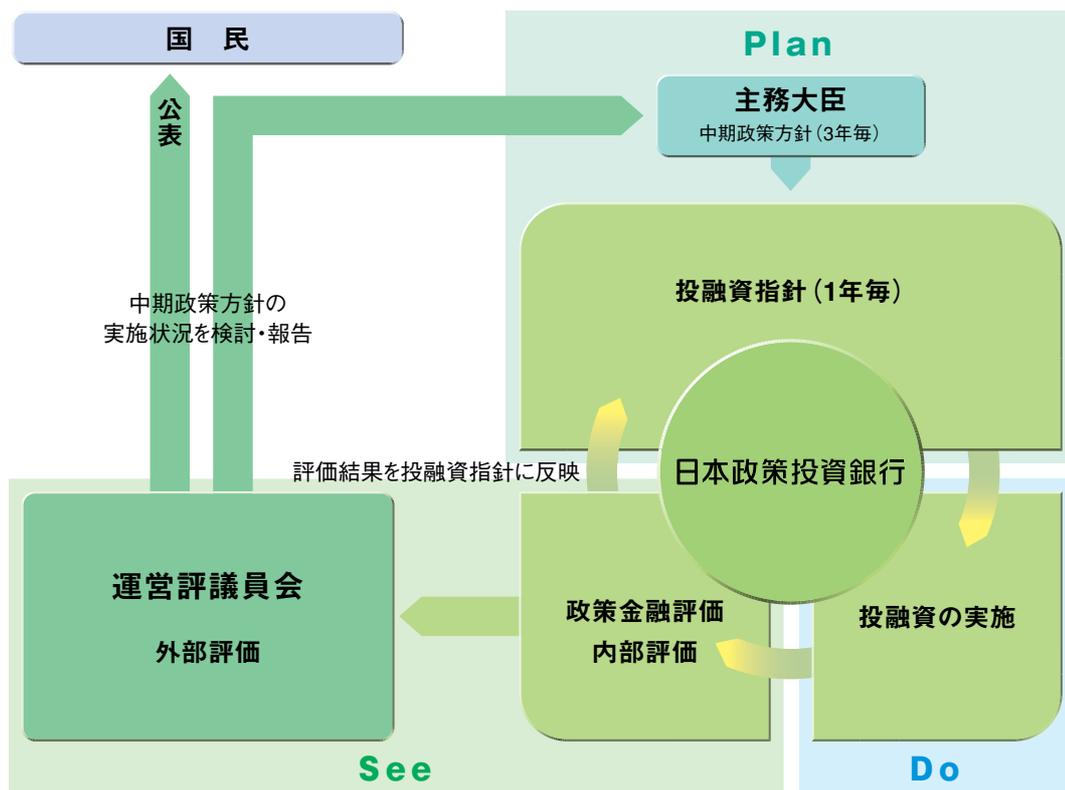
日本政策投資銀行運営評議員会報告書について（平成13年12月）

当行は、日本政策投資銀行法第24条に基づき、運営評議員会から中期政策方針（第1期）の実施状況に関する検討結果の報告を受け、これを主務大臣に報告いたしました。121ページをご覧ください。

中期政策方針の実施状況に係る検討について（経過説明：平成16年6月）

運営評議員会における検討状況については、これまで開催毎にその議題に関する説明資料を公開してきました。今般、第2期中期政策方針（平成14年度～16年度）に基づく業務の実施が2年を経過したことから、平成14年度の経過報告（平成15年5月とりまとめ）に続き、平成15年度の経過報告をとりまとめました。123ページをご覧ください。

■日本政策投資銀行法に基づく業務運営のマネジメントサイクル



政策金融評価

当行は、国・地方公共団体と同じように、アカウンタビリティの確保と、よりよい業務運営に向けた自己改革努力が求められており、その実現のために政策金融評価制度を導入しています。

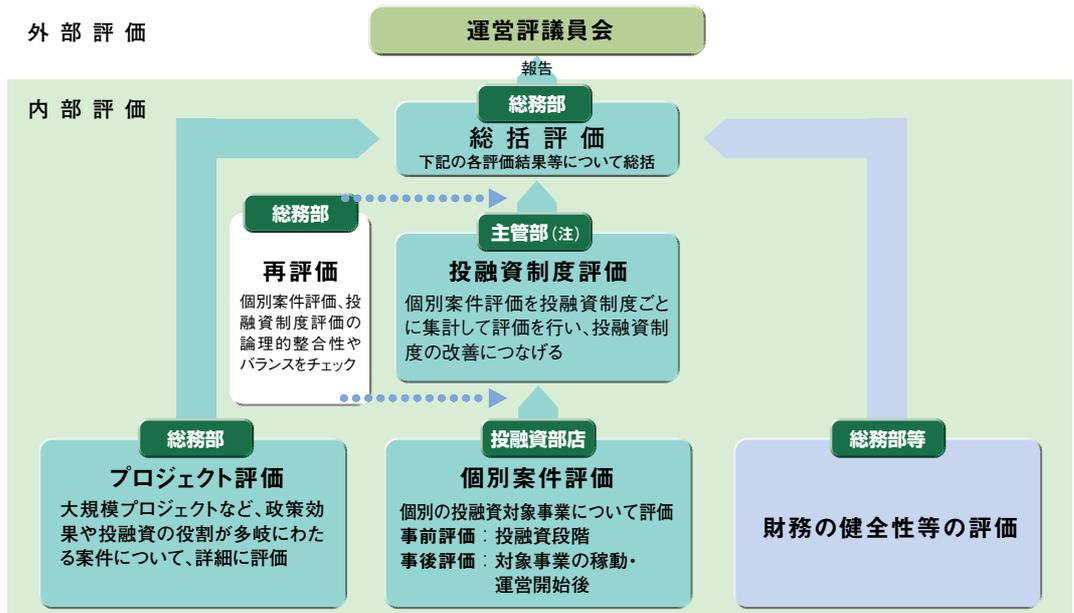
政策金融評価の仕組み

当行は、主務大臣の作成する中期政策方針に従って業務を行い、運営評議員会でその実施状況の検討を受けることが法律上定められています。この枠組みを有効に働かせるには、当行が自らの業務を評価し、その検討に必要な情報を運営評議員会に提供する内部評価の仕組みが不可欠です。政策金融評価は個々の投融資案件（個別案件）や投融資制度を内部で評価し、その結果を運営評議員会に報告するとともに、自らの業務の見直しにも役立てています（前頁図表「日本政策投資銀行法に基づく業務運営のマネジメントサイクル」参照）。
具体的には、①個別案件評価（個別案件の政策

的な効果等を評価）、②投融資制度評価（投融資制度の有効性等を評価）、③プロジェクト評価（特定案件の詳細評価）を行い、それらの結果を政策金融評価報告書（④総括評価）にまとめ、運営評議員会に報告したうえで公表しています（図表「評価の類型」参照）。

15年度報告書の概要については、126ページをご覧ください。こうした内部評価が恣意的な結果に陥らぬよう、行内に評価専門セクションとして総務部政策金融評価室を設置して評価制度の適正な運用に努めるとともに、学識経験者からなる委員会を設置して、評価制度改善のための意見をうかがっています。

■評価の類型



■：各類型の内部評価を実施する日本政策投資銀行内のセクション。

(注) 主管部：各投融資制度にかかる投融資の方針・計画の立案等をつかさどるセクション。

例えば、都市開発部（組織図：140ページ参照）は、都市開発関連の投融資制度の主管部である。

- 評価の視点
- ・**対象事業の政策性**：投融資対象事業が、実際に政策目的を実現するものであるか否か、国民や地域住民にとってどのような有効性を持ち、どの程度の成果をあげられるものであるか
 - ・**投融資の役割**：当行の投融資が、民間金融の補完・奨励原則に基づきつつ、対象事業の実施に際してどのような役割を果たしているか

内部管理体制

当行では、毎年度の予算が国会の議決を受け、決算が国会へ提出されるとともに、業務全般について会計検査院、財務省、金融庁等の検査が行われています。

また、日本政策投資銀行法に基づき、役員である監事による業務の監査が行われているほか、内部管理について以下のような組織的な取り組みを行っています。

法令等遵守の体制

当行では、政策金融機関としての社会的使命と責任を踏まえ、法令等の遵守体制の構築を業務運営上の重要課題と捉え、以下のような組織的な取り組みを行っています。

コンプライアンス体制の整備

コンプライアンス等に関する審議機関として一般リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスの実践状況の把握や行内体制の改善等について審議を行うこととしています。

また、全部店に設置されたコンプライアンス・オフィサーが、各部店において遵守状況の確認を行うとともに、コンプライアンス関連事項の報告・連絡窓口として機能しています。

コンプライアンス関連事項の行内周知

コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルを作成し、全役職員に配付しています。また、行内においてコンプライアンスに関する基本的事項の周知・徹底を図るため、全役職員を対象に研修・説明会を実施しています。

コンプライアンスプログラムの策定

コンプライアンス実践のための具体的な行動計画として、年度ごとにコンプライアンスプログラムを策定し、一般リスク管理委員会において審議・決定することとしています。

ALM^{*}・リスク管理体制

当行では、各リスクの管理部門を明確化し個別リスクの適切な管理を進めるとともに、総合企画部を総合的なALM・リスク管理の統括部門とするALM・リスク管理体制を構築しています。総裁等から構成されるALM委員会においては、総合的なALM・リスク管理に関する基本方針を定めるとともに、各リスクについて定期的なモニタリングを行っています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別債権のモニタリングおよび銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

●個別債権のモニタリング

当行は、投融資にあたっては政策意義や効果に加えて、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しており、内部格付に応じて貸出金を管理する体制を整えています。また、当行は「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施しており、その結果は、「銀行等金融機関の資産

の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠した監査法人の監査を受けています。

●ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、内部格付・自己査定の結果やUL(Unexpected Loss)の状況をALM委員会に報告しており、こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御およびより一層のリスクリターン改善策を鋭意検討しています。

^{*}ALM(Asset Liability Management)

金融機関が、その保有する資産および負債を統合して管理のうえ、それらに内在するリスクをコントロールすることです。

市場リスク

市場リスクは、金利リスクと為替リスクに大別されますが、当行では市場リスクに対して以下のように対応しています。

●金利リスク

当行は、融資(バンキング)業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析(ギャップ分析)、現在価値分析、金利感応度分析等に基づいた資産・負債の総合管理を実施しています。この融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、当行はトレーディング(特定取引)業務を行っていませんので、同業務に付随する金利リスクはありません。

●為替リスク

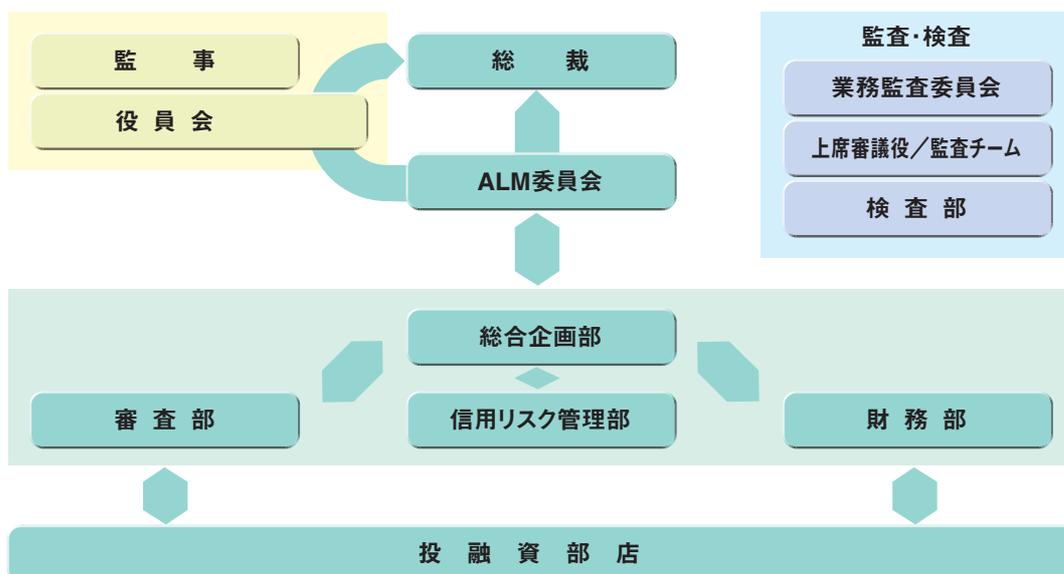
為替リスクは、外貨建融資および外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップを利用することにより、リスクヘッジを行っています。なお、スワップに伴うカウンターパーティーリスク(スワップ取り組み相手が義務を履行できなくなるリスク)については、スワップ取り組み相手の信用力を常時把握するとともに、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

流動性リスク

当行は、綿密な資金収支予定管理に加え、資金調達の大衆を、預金等の短期資金ではなく、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債、財投機関債などの長期・安定的な資金に依拠しているため、流動性リスクに対する強固な基盤を有しています。

一方、不測の短期資金繰り調整の必要等に備え、手元資金は安全性と流動性を勘案した短期運用を中心としている他、複数の民間金融機関との間で当座貸越枠の設定等も行っています。また、日銀決済のRTGS(Real Time Gross Settlement: 1取引ごとに即時に決済を行う方式)を活用して、日中の流動性を確保するとともに決済状況等について適切な管理を実施しています。

■ALM・リスク管理体制



事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当行においては、マニュアルの整備、事務手続における相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削

減・顕在化の防止に努めています。また、総裁直属の上席審議役のもと他の管理部門および業務部門から独立した検査部が、各店舗に対して年1回程度実地検査を行い、法令および行内規程を遵守した適切な事務処理の実施状況を確認しています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。当行においては、ネットワーク化の進展等による金融機関としてのシステムリスク管理の重要性の高まり、および政府の「情報セキュリティ対策推進会議」における「サイバーテロ対策特別行動計画」の決定等を受け、システムリスク管理のための行内体制の整備について、以下のような取り組みを行っています。

情報セキュリティポリシーの策定

当行の情報システムの安全対策に関する統一方針として、情報セキュリティポリシーを制定しています。

システムリスク管理に関する審議機関の設置

システムリスク管理に関する審議機関として一般リスク管理委員会を設置し、システムリスク管理体制の基本方針、行内ルールを整備方針等について審議を行っています。

情報セキュリティ管理部門の設置

情報セキュリティの維持管理を一元的に行うために、情報セキュリティ管理部門を設置し、ルールを遵守したシステム利用が行われていることの日常的な確認を行っています。

情報資産管理者の設置

各店舗における安全対策実施の責任者として、各店舗に情報資産管理者を設置しています。

内部監査体制

内部監査とは、管理部門および業務部門から独立した立場から、組織の内部管理態勢の適切性・有効性を総合的・客観的に評価するとともに、問題点等に対し改善の提言からフォローアップまでを実施する一連のプロセスです。政策金融機関である当行は、その業務運営にあたり政府関係機関として社会的使命を果たすとともに、金融機関として自己責任原則に基づくガバナンスを通じた健全性の維持が求められており、業務の多様化・高度化に対応しつつ内部管理の有効性の確保を目的とする内部監査機能の重要性が高まっています。こうした内部監査のプロセスを実現するため

に、当行では事務検査に加え、事務部門から独立した部署として総裁直属の上席審議役／監査チームを設置しています。ここでは内部統制の主要な目的であるリスク管理の適切性と有効性、財務報告の信頼性、法令等の遵守の達成と維持を図るための内部監査に取り組んでおり、具体的には、各店舗における法令等遵守状況やリスク管理等に関する業務運営上の適切性、有効性の検証および資産自己査定・内部格付監査等を行っています。また、総裁を中心とする業務監査委員会を設置し、内部監査に関する重要な事項について審議していくこととしています。

ディスクロージャー

内外多数の皆様が当行の実態を正確に認識・判断できるよう、適切な情報開示に努めています。情報開示資料は、当行本支店窓口に取りそろえてあります。是非ご利用下さい。

法令等に基づく情報開示資料

- 財務諸表等(6・11月)
- 業務報告書(7月)
- 決算報告書(8月)
- 行政コスト計算書(6月)

自主的な情報開示資料

- ディスクロージャー誌(7月)
- ANNUAL REPORT(8月)
- 銀行案内パンフレット
- 債券報告書(有価証券報告書に準拠)(6・12月)
- ()は公表予定時期

◆ ホームページのご案内 ◆

当行ホームページでは、当行のご案内をはじめ、ニュースリリースや調査レポートなど、さまざまな情報をタイムリーに紹介しています。

<ホームページアドレス> <http://www.dbj.go.jp/>



かんたん DBJ 講座

トップページ

活動の状況

業務分野と投融资計画

情報提供活動

対日投資の促進および地域の国際化

国際協力活動

調査・研究レポート一覧

当行の業務分野と投融資計画

業務分野と投融資計画

平成16年度の当行の投融資計画では、

【構造改革・経済活力創造】【地域再生支援】【環境対策・生活基盤】

を投融資における3つの大きな柱としております。

各分野においては、下記のような投資の推進を図るべく、投融資業務を中心としつつ、政策立案やプロジェクト形成をサポートする調査研究、情報提供活動などにも努力しています。

構造改革・経済活力創造

- 規制緩和分野の新規参入支援、金融・資本市場の活性化支援、産業活力再生支援、事業再生支援、対日アクセス促進などの経済構造改革

- 我が国産業の技術水準の向上に寄与する新技術開発、新産業創出・活性化などの知的基盤整備

地域再生支援

- 都市再生プロジェクト、既成市街地の高度利用、地域交通の基盤整備などの地域社会基盤整備

- 地域産業集積活性化、地域産業振興・雇用開発、地域の金融機能の高度化などの地域経済振興

環境対策・生活基盤

- 循環型社会形成推進、都市防災対策、福祉・高齢化対策などの環境・エネルギー・防災・福祉対策

- 大都市圏・基幹交通整備、航空輸送体制整備、流通効率化などの交通・物流ネットワークの形成

- 情報通信網整備・利用高度化促進、高度情報化促進などの情報通信ネットワークの形成

■年度別投融資金額

(単位：億円)

項目	年度			(参考) 15年度末 投融資残高
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
構造改革・経済活力創造	3,548	3,796	4,160	21,921
経済構造改革	3,305	3,497	4,003	18,981
知的基盤整備	242	298	157	2,940
自立型地域創造	2,478	2,532	2,755	36,394
地域社会基盤整備	1,157	1,474	1,824	23,012
地域経済振興	1,321	1,058	930	13,382
豊かな生活創造	6,062	5,733	4,481	87,483
環境・エネルギー・防災・福祉対策	3,395	2,699	2,521	46,072
交通・物流ネットワーク	1,714	1,767	1,862	34,916
情報通信ネットワーク	952	1,267	97	6,494
小 計	12,089	12,062	11,397	145,800
社会資本整備促進	467	557	433	6,415
合 計	12,556	12,620	11,831	152,216
(うち出資)	(51)	(1,018)	(616)	(3,114)
債務保証等	111	22,722	154	22,166

(注1)平成16年度より、投融資項目区分の見直しを図っています。また、平成13・14年度投融資金額については、平成15年度項目区分に従い、便宜的に区分を組み替えています。

(注2)ファンドに対する出資は約諾額ベースで計上しています。

(注3)平成13年度は、旧北海道東北開発公庫の業務に相当する分755億円、地域振興整備公団の旧貸付業務に相当する分58億円、環境事業団の旧貸付業務に相当する分160億円を含んでいます。

(注4)平成14年度は、旧北海道東北開発公庫の業務に相当する分816億円、地域振興整備公団の旧貸付業務に相当する分31億円、環境事業団の旧貸付業務に相当する分177億円を含んでいます。

(注5)平成15年度は、旧北海道東北開発公庫の業務に相当する分637億円、地域振興整備公団の旧貸付業務に相当する分5億円、環境事業団の旧貸付業務に相当する分115億円を含んでいます。

(注6)平成15年度末残高には、苫小牧東部開発(株)、むつ小川原開発(株)等からの代物弁済による株式取得361億円があります。

(注7)平成14年度の債務保証等実績には、企業の民間金融機関からの借入等に対する債務保証の実施210億円のほか、クレジットデリバティブ取引等を活用したCLO(ローン担保証券)への取り組み(債務負担)が2兆2,511億円あります(SPCの発行する社債の取得100億円、クレジットデフォルトスワップ取引2兆2,411億円)。

平成16年度投融資計画の特徴

平成16年度投融資計画額

特殊法人改革の趣旨を踏まえ、民間金融機関と協調しつつ、地域・環境・技術等、真に政策的に必要な分野に資金供給を図るとの観点から、投融資規模は平成15年度当初計画同額の11,780億円となっています。これに伴い、貸付金残高は新銀行設立時より約4.3兆円削減される見込みです(平成12/3末18.8兆円→平成17/3末見込み14.5兆円)。

(参考)16年度投融資計画額と近年の当初計画額との比較
(単位:億円)

年度	当初計画額	12年度計画額との比較
平成12	22,300	—
13	16,000	▲ 6,300
14	12,000	▲ 10,300
15	11,780	▲ 10,520
16	11,780	▲ 10,520

財政融資資金からの借入の縮減・財投機関債による自主調達継続

財政融資資金からの借入金は、15年度当初計画比260億円削減の5,770億円(12年度当初計画比約1兆円減)とし、依存度を一層引き下げました。一方、財投機関債については、15年度に引き続き2,400億円の発行を計画し、自主的な資金調達手段を確保しています。この結果、16年度における出資を除く外部調達に占める市場性調達(財投機関債・政府保証債・外債)の比率は45.9%となっています。

三大重点分野への取組の強化

経済財政諮問会議等、政府における重要会議の方針等を踏まえ、地域・環境・技術等、現下の喫緊の政策課題に機敏に対応するため、関連する投融資制度の重点化を図るべく、以下の項目を中心に拡充等を措置しました。

地域再生への貢献

- **ファンド機能の充実によるリスクの高い分野への取り組みの強化**
都市再生、事業再生・産業再生、ベンチャー等、地域の再生にも資するファンドへの出資によるリスクテイク、金融ノウハウの提供を一層促進します。
- **リレーションシップバンキングを通じた地域中堅企業への支援の強化**
地域の産業集積や雇用の面で地域の中心的な役割を果たす中堅企業が、経営の合理化・効率化によって事業の維持・継続を図るために必要な資金について、地域の金融機関との連携の下、リレーションシップバンキング機能の活用により、協調して支援します。
- **構造改革特区内における事業への支援**
各地域の特性を踏まえて計画され認定を受けた、構造改革特区地域における事業に対し、地域再生という観点から支援します。
- **PFIへの積極的な取り組みの継続**
融資比率の弾力的対応を延長します。
- **防災の観点を踏まえたセキュリティ対応資金等への支援の強化**
多数の人々の利用する駅・空港などの公共施設等における災害の発生を未然に防止するための必要な資金への支援を強化します。
- **密集市街地防災街区整備事業への支援による都市防災性能の向上**

環境問題への積極的な取り組み

- **環境スコアリングシステムによる環境配慮型企業への支援の強化**
環境スコアリングシステムにより環境への先進的な取り組みを行う企業を選定し、その企業の環境対策費用等の調達を支援することで、企業の環境面の取り組みを促進する我が国初の制度を創設します。
- **京都メカニズムに対する支援**
京都議定書の発効を見据え、京都メカニズムを活用した温室効果ガス削減のためのファンドによる支援を早期に実施する体制を整備します。

- **省エネルギーの一層の推進**
オフィス、デパート、ホテル等の建築物の設置者が作成する省エネルギー目標を達成するための中期計画の実施に必要な建築物の省エネ事業を対象に追加し、省エネの一層の推進を支援します。
- **防災に配慮した生活環境の創造**
都市治水事業の対象に雨水貯留浸透施設の整備事業を追加し、都市防災性能の向上を支援します。

技術振興等を通じた経済活性化の促進 — 産業金融機能の強化 —

- **ベンチャー・中堅企業等の事業展開資金の円滑な供給による新産業の創出・活性化**
新たな産業分野の開拓に資する高度な技術力や独自のノウハウを有するものの、近時の金融環境や信用力不足からその事業資金の調達が困難となっているベンチャー企業や中堅企業等に対する資金供給を円滑化することで、次世代を担う新産業を創出し、我が国の経済の活性化を図ります。
- **企業の生むキャッシュフロー等に着目した資金調達の円滑化支援**
不動産担保を中心とした従来の融資手法に偏ることなく、売掛金等不動産以外の資産を担保とする融資や、リスクコントロールのためのコベナンツ付融資等、キャッシュフローを重視した金融技術の多様化を図ることで、中堅企業等が実施する経済社会的に有用な事業に必要な資金を供給し、企業の資金調達の一層の円滑化を促進します。
- **知的財産有効活用支援事業**
特許権、著作権、コンテンツ等の知的財産の市場化が未発達な我が国において、これらの知的財産を流動化する手法を活用して知的財産の有効活用の促進を図ります。
- **産業再生の促進**
産業再生事業に対するファンド出資の対象に、事業再構築計画を通じて事業者自身による早期自力再生を追加することで、高度な技術資源の散逸の防止等を図ります。

■ 平成16年度投融資計画と各分野の対象事業例

(単位：億円)

	当初計画額	投融資事業対象(例)
構造改革・経済活力創造	3,180	
経済構造改革	2,800	不動産以外の担保等を活用した資金調達円滑化支援、事業再生・産業再生、対日アクセス促進、構造改革特区内事業支援 等
知的基盤整備	380	新技術開発、新産業創出・活性化、知的財産有効活用支援
地域再生支援	3,000	
地域社会基盤整備	1,700	公営事業民間化等促進、都市再生、民間資金活用型社会資本整備(PFI)、市街地再開発、密集市街地防災街区整備 等
地域経済振興	1,300	リレーションシップバンキングを通じた地域中堅企業への支援の強化、地域の金融機能の高度化、地域競争力強化、寒冷地産業活動活性化 等
環境対策・生活基盤	5,130	
環境・エネルギー・防災・福祉対策	2,700	環境スコアリングによる環境配慮型経営促進、京都メカニズム活用事業促進、エネルギー・セキュリティ対策、新エネルギー開発都市治水事業 等
交通・物流ネットワーク	1,650	基幹交通整備、航空輸送体制整備 等
情報通信ネットワーク	780	光ファイバ等通信網の整備、情報セキュリティ向上、電子商取引 等
小計	11,310	
社会資本整備促進	470	高度テレビジョン放送施設整備事業 等
合計	11,780	

(注) 16年度当初計画額には、以下の業務相当分を含んでいます。
旧北海道東北開発公庫：1,214億円、地域振興整備公団の旧貸付業務：95億円、旧環境事業団の貸付業務：71億円

情報提供活動

多面的な情報ネットワーク

当行の大きな特徴のひとつに、その幅広い活動により、社会との間に極めて多面的な接点を持っている点があります。当行は、国内外の政府、政府機関、国際機関、地方公共団体、企業、大学など、多岐にわたる情報チャンネルを活かし、経済社会が抱えるさまざまな課題を浮き彫りにするとともに、中立的な立場から社会の進むべき針路を描き出すなど、質の高い情報発信と先駆的な提言を行うよう努めています。

設備投資調査に強み

当行は長期設備資金の供給を主な業務の一つとしています。そのため、とりわけ企業の設備投資に関する情報と研究の蓄積には定評があり、各方面から高い評価を頂いています。中でも、毎年2回行っている「設備投資計画調査(アンケート調査)」は、昭和31年以来半世紀におよぶ長い歴史を持ち、企業の生きた情報を踏まえた質の高い分析により、政府の経済運営や企業経営、さらに研究・教育などさまざまな場でご活用頂いています。

最近の調査テーマ

当行の調査研究活動を担うセクションのひとつに調査部があります。調査部では、設備投資計画調査のほか経済、産業、技術等に関するさまざまな問題に取り組んでいます。最近では、

●国内外経済と企業行動

- ・ 研究開発・投資・雇用
- ・ 資金循環と企業金融
- ・ 国際商品市況上昇の影響

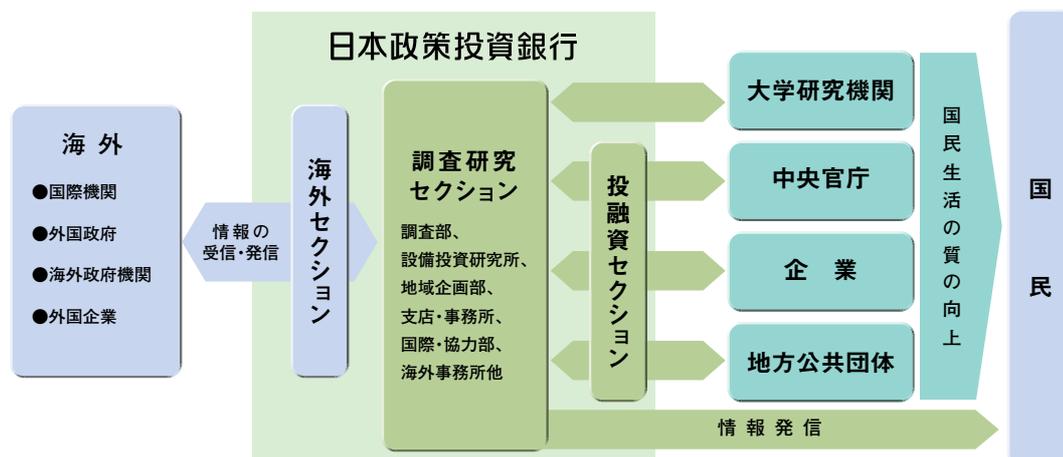
●技術産業動向

- ・ ユビキタス関連技術(ITS、ICタグ等)
- ・ 温暖化対策と循環型社会

●中国の経済産業動向

などを取り上げ、『調査』レポート、『経済・産業メモ』(含む注目指標・トピックス)などの定期刊行物やホームページでその成果を社会に広く紹介しています。当行の情報提供活動の使命は国民生活の向上に役立つ質の高い情報の発信にあります。

■ 当行の情報受信・発信



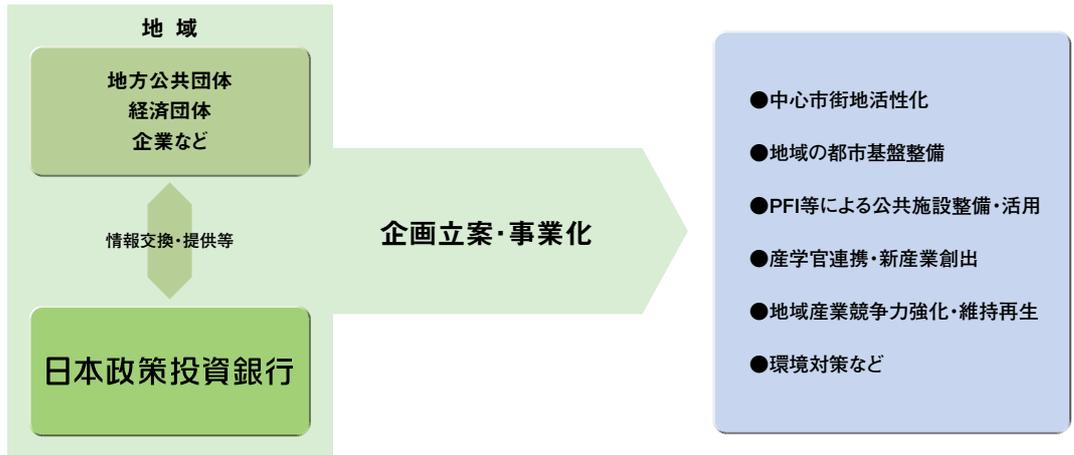
地域活性化に向けた情報提供活動

地域とのつながりを活かして

当行は国内19ヶ所、海外6ヶ所のネットワークを活用し、地方公共団体、地域の経済団体、企業など内外のさまざまな主体との情報交換等を通じて得られた情報の分析を行い、各種レポート、刊行物としてとりまとめて提供しています。また、下に例示したように、地域との

直接の情報交換の場を活用して地域政策や地域経済社会に関する提言を行うなど、調査研究活動等を通じて得られた情報やその分析成果、政策金融機関としてこれまで蓄積してきた情報・ノウハウを積極的に地域に還元しています。

■ 当行の地域活性化情報提供



最近の調査テーマ

調査等のテーマは、従来から実施してきている地域別設備投資動向調査等のほか、その時々々の経済社会動向に応じて設定しています。最近では、

- PPP(公民パートナーシップ)
- 産学連携
- 地域の製造業の実態・今後の展開、地場産業振興
- 地域のまちづくり(中心市街地活性化ほか)
- 地方財政

などについて、全国各地域の特性をふまえて調査・提言を行っています。

セミナー、大学講義などを通じた情報提供

当行は、産業・地域振興や社会資本整備などに関するさまざまなセミナーの開催、大学における講義などを通じ、情報提供を行っています。こうした機会を通じて、当行が蓄積してきた内外の経済・金融・政策動向に関する情報や、新しい社会資本整備手法・金融手法についてのノウハウなどを広く提供しています。

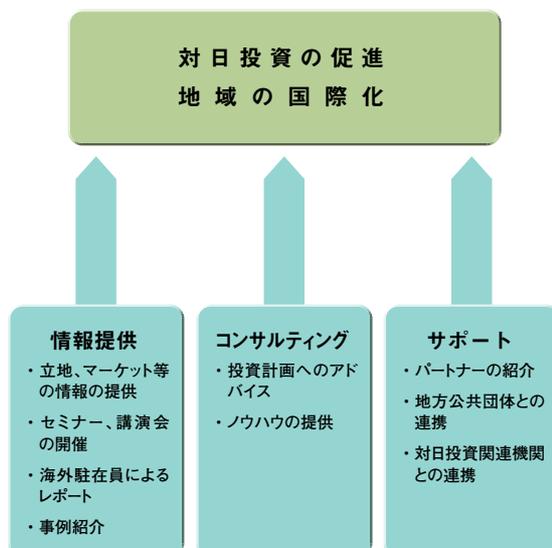


- ・ 地域セミナー(まちづくり、地域産業振興策、産学連携など)
- ・ 大学におけるベンチャービジネス講座、地域政策講座
- ・ PFIセミナー、フォーラム
- ・ 地方公共団体主催の中心市街地活性化セミナーなど

対日投資の促進および地域の国際化への取り組み

外国資本による対日投資は、先進的な技術やノウハウの交流、雇用の創出などが期待され、日本経済の活性化につながるものと考えられます。

当行では、国際・協力部、海外駐在員事務所を中心にセミナーの開催や駐在員レポートなどによる情報提供、投資計画へのコンサルティング、地方公共団体や他の対日投資関連機関との連携によるサポートを柱に、対日投資を支援し、また地域の国際化に取り組んでいます。



取り組みの一例：(仮称)フィンランド健康福祉センター(FWBC)プロジェクト

本件は、日本の高齢者福祉の現場にフィンランドにて実用化されているITを活用した健康福祉機器を導入し、高齢者がコミュニティーの中で自立して生活できる環境を提供する新しい形の高齢者福祉ビジネスを生み出そうとする試みです。現在、プロジェクトの核として特別養護老人ホーム、研究開発施設などを整備しています。

本件の特色は、フィンランド及び仙台市双方の行政・学術機関・企業などが連携、協力してい

るところにあり、経済財政諮問会議において対日投資を通じた日本経済の活性化、特に地域活性化のモデルの一つとして取り上げられました。

当行は、フィンランド政府からの協力要請により、提携先地方公共団体の選定などプロジェクトの初期段階から一貫してプロジェクトの実現に向けサポートを行っています。



プロジェクト完成予想図

国際協力活動

国際協力の意義

アジアを中心とする開発途上国では、経済開発を進めていく過程で民間金融では十分担えないさまざまな政策課題に対応するため、健全な政策金融・開発金融の重要性がクローズアップされています。これに伴い、ODA機関・関係省庁・国際開発金融機関等から、当行に対し、戦後日本の経済成長を支援する過程で蓄積してきた経験・知識および国内ネットワークを活用した知的技術協力が要請されています。

当行ではこうした期待に応え、1967年以降、韓国・中国・ASEAN・ラテンアメリカ・アフリカ・東欧等の開発金融機関を対象に東京で「開発金融研修」を毎年開催するなど、ナレッジバンク機能の一環として質の高い研修および調査等を軸に国際協力に取り組み、国際社会における日本のプレゼンス向上に寄与しています。

■主な研修参加機関と現地研修開催地

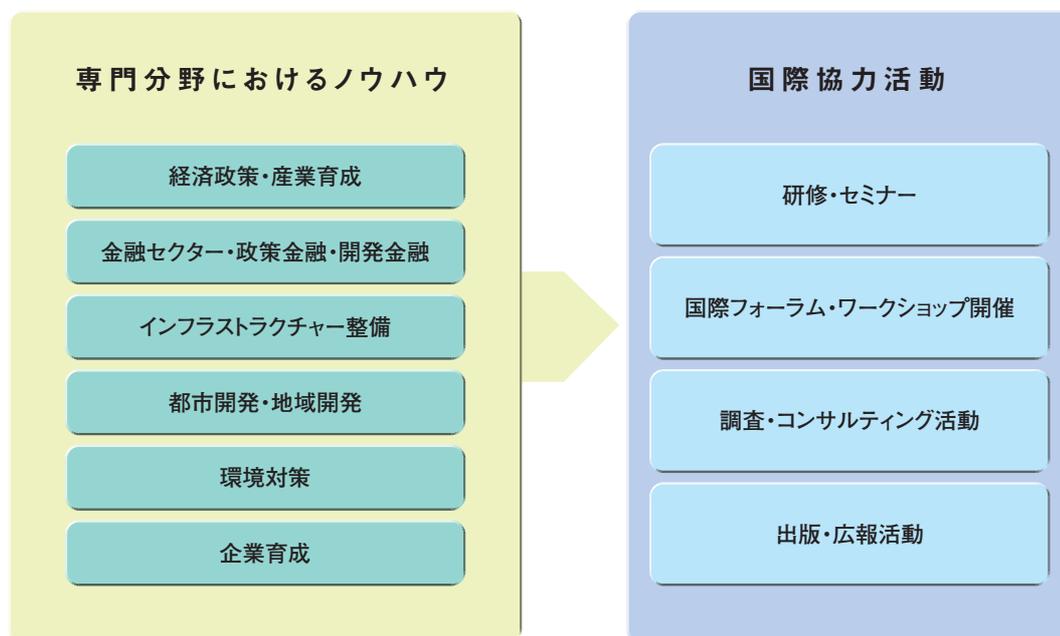


平成 15 年度活動状況

1990年代以降、世界各地の市場経済移行国への知的技術協力を重点テーマのひとつとしています。当行は特に東南アジアの市場経済移行国4ヶ国(カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム)を対象を絞り、当行主催あるいは日本ODAの一環として財務省・国際協力機構との協力により、東京および各国現地にて研修を実施しました。

同時に、民間活力によるインフラストラクチャー整備・品質管理・地域金融等、日本および韓国・中国・ASEANなど諸外国の双方で課題となっているテーマについて、当行主催あるいは世界銀行・米州開発銀行等との協力により、調査・セミナー等を実施しました。また、ドイツ復興金融公庫(KfW)および中国国家開発銀行との間で、当行と共通の政策課題につき討議する機会を個別に設けました。

■ 専門分野と活動分野



15年度市場経済移行国研修
カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムから各々財務省、中央銀行、開発金融機関を招聘



中国国家開発銀行との幹部級会議
交通インフラの整備や地方圏経済開発など共通の政策課題について意見交換

■調査・研究レポート 「調査」

当行調査部の調査レポート（不定期）

「経済・産業メモ〈今月の注目指標・トピックス〉」

景気の動向を適切に把握するため、内外の経済・産業動向を月次の指標と簡潔なコメントで解説した冊子（年10回発行）

「Policy Planning Note（ディスカッション・ペーパー）」

環境問題、社会資本整備、少子・高齢化などの中長期的課題や、時々の短期的課題に関して、わが国の政策や金融業務のあり方について提言や問題提起（不定期）

「経済経営研究」

当行設備投資研究所の研究成果を紹介する研究論文誌（不定期）

「地域レポート」

各地域で直面している具体的な諸問題の克服に向けて、当行が調査・提言したレポート（不定期）

「RPレビュー」

地域政策に関する研究成果、論説などを紹介する調査情報誌（年3回発行）

「地域政策研究」

当行地域政策研究センターの研究成果を紹介する研究論文誌（不定期）

「地域政策調査」

当行地域政策研究センターの調査レポート（不定期）

「支店レポート」

当行国内支店、事務所の調査レポート（不定期）

「海外駐在員事務所レポート」

当行海外駐在員事務所の調査レポート（不定期）

「産業レポート」

日本の製造業に関する調査レポート（不定期）

「業界事情調査レポート」

業界の現況・課題などに関する調査レポート（不定期）

■設備投資計画調査 「全国設備投資動向調査（大企業）」

1956年以来40年以上にわたって毎年実施している資本金10億円以上の企業を対象とした設備投資計画アンケート調査（年2回実施）

「地域別設備投資計画調査」

地域別設備投資動向の調査（年2回実施）

「中堅企業設備投資計画調査」

中堅企業設備投資動向の調査（年2回実施）

「景況感調査」

全国ならびに各地域の景況感の調査（年2回実施）

■経済データ

「統計要覧」

様々な社会・経済統計等を収録（年1回発行）

「長期産業データ集」

日本の産業構造の変遷について1970年からの長期時系列データを収録（隔年発行）

「地域のハンドブック」

各地域※ごとに、基本的な指標や主要プロジェクトなど、地域情報をコンパクトに収録（年1回発行）

※北海道、東北、新潟、首都圏、北関東・甲信、北陸、東海、関西、中国、四国、九州

「地域データベース」

都道府県別及び地域ブロック別に経済・産業・生活・行財政等に関する基本的な指標を収録（随時更新）

「産業別財務指標」

上場企業の連結決算財務データを集計加工したものを収録（年1回発行）

詳しくは、当行ホームページダウンロードセンター

(<http://www.dbj.go.jp/japanese/research/download.html>) をご覧ください。

財務の状況

企業会計基準準拠決算

特殊法人等会計処理基準準拠決算

参考1 特殊法人会計／企業会計の差異説明

参考2 業績推移

1. 当行は、日本政策投資銀行法第38条第1項の規定に基づき、財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「特殊法人等会計処理基準」に準拠した財務諸表の作成を義務づけられております。

また、アカウントビリティ確保の観点から、民間金融機関と同水準のディスクロージャーを行うべく、上記財務諸表に加えて、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、連結財務諸表規則という。）及び「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、財務諸表等規則という。）に準拠した財務諸表を作成し、証券取引法第193条の2所定の監査証明に準ずる中央青山監査法人による監査証明を受けております。

「連結財務諸表等規則」及び「財務諸表等規則」に準拠した財務諸表に基づき作成した「企業会計基準準拠決算」については、P62～103をご参照下さい。

また、「特殊法人等会計処理基準」に準拠した財務諸表については、P104～109をご参照下さい。

2. 民間金融機関においては、平成10年10月6日付全国銀行協会連合会通達（平10調々第177号）「担保・保証債権の貸倒償却の取扱いについて（ご連絡）」に従い、資産の自己査定により回収不能又は無価値と判定した担保・保証付債権については、原則として債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を貸倒償却として債権額から直接減額する会計処理（部分直接償却）を行っています。以下「企業会計基準準拠決算」におきましては、民間金融機関に準じ、部分直接償却相当額を控除した金額を掲載しております。

企業会計基準準拠決算

企業会計基準準拠決算

・決算状況

平成15年度(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)の財務状況および損益状況の概要は次の通りです(単体ベース)。

・財務状況

当年度末の主要科目残高は、資産勘定では、貸出金14兆7,857億円に対し、負債・資本勘定では借入金11兆4,034億円、債券1兆7,806億円のほか、資本金1兆1,942億円等です。

・損益状況

当年度中の損益は

業務純益(一般貸倒引当金繰入前) 846億円

経常利益 741億円

当期純利益 1,139億円

となりました。

当期純利益を1,139億円計上しておりますが、これは金利収支の改善及び営業経費の削減効果に加え、貸倒引当対象残高の減少などによる貸倒引当金戻入益377億円の計上を主因として与信関係費用において292億円の利益を計上したことに起因するものです。

・連結財務諸表等(企業会計基準準拠)

・当行の連結財務諸表(企業会計基準準拠)は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)に準拠しております。

前連結会計年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)は改正前の連結財務諸表規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき、当連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)は改正後の連結財務諸表規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則に基づき作成しております。

・前連結会計年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)及び当連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)の連結財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、中央青山監査法人の監査証明を受けております。

1. 連結財務諸表等

(1) 連結貸借対照表

資産の部

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	前連結会計年度(平成15年3月31日)		当連結会計年度(平成16年3月31日)	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
貸出金	1, 2, 3, 4, 6	15,713,160	96.11	14,785,724	96.47
有価証券	5	439,063	2.68	426,971	2.79
金銭の信託		1,969	0.01	4,893	0.03
買現先勘定		192,880	1.18	77,166	0.50
現金預け金		39,787	0.24	19,305	0.13
その他資産	7	320,403	1.96	304,750	1.99
動産不動産	5, 8	38,862	0.24	38,081	0.25
債券繰延資産		1,808	0.01	2,249	0.01
支払承諾見返		87,715	0.54	76,812	0.50
貸倒引当金		474,603	2.90	395,881	2.58
投資損失引当金		11,237	0.07	13,903	0.09
資産の部合計		16,349,810	100.00	15,326,171	100.00

負債及び資本の部

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	前連結会計年度(平成15年3月31日)		当連結会計年度(平成16年3月31日)	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債券		1,596,630	9.76	1,780,606	11.62
借入金		12,664,024	77.46	11,403,450	74.41
その他負債		357,808	2.19	277,824	1.81
賞与引当金		1,775	0.01	1,659	0.01
退職給付引当金		32,888	0.20	32,172	0.21
支払承諾		87,715	0.54	76,812	0.50
負債の部合計		14,740,843	90.16	13,572,524	88.56
資本金		1,182,286	7.23	1,194,286	7.79
利益剰余金		426,416	2.61	540,403	3.53
その他有価証券評価差額金		264	0.00	18,956	0.12
資本の部合計		1,608,967	9.84	1,753,646	11.44
負債及び資本の部合計		16,349,810	100.00	15,326,171	100.00

(2) 連結損益計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別		前連結会計年度		当連結会計年度	
			自 平成14年4月1日	至 平成15年3月31日	自 平成15年4月1日	至 平成16年3月31日
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経常収益	546,073	100.00	488,837	100.00		
資金運用収益	543,179		485,098			
貸出金利息	540,870		483,195			
有価証券利息配当金	2,297		1,890			
買現先利息	7		12			
預け金利息	4		0			
その他の受入利息	-		0			
役務取引等収益	1,659		2,757			
その他業務収益	1,020		-			
その他経常収益	214		981			
経常費用	625,401	114.53	414,660	84.83		
資金調達費用	439,932		373,924			
債券利息	33,562		31,615			
債券発行差金償却	354		-			
借用金利息	397,690		329,073			
その他の支払利息	8,324		13,235			
役務取引等費用	48		21			
その他業務費用	1,977		2,466			
営業経費	31,653		26,765			
その他経常費用	151,789		11,483			
貸倒引当金繰入額	104,107		-			
その他の経常費用 ¹	47,681		11,483			
経常利益(は経常損失)	79,327	14.53	74,177	15.17		
特別利益	717	0.13	40,052	8.19		
動産不動産処分益	246		217			
償却債権取立益	470		2,048			
貸倒引当金戻入益	-		37,787			
特別損失	264	0.04	242	0.05		
動産不動産処分損	264		242			
税金等調整前当期純利益	78,874	14.44	113,987	23.31		
(は税金等調整前当期純損失)						
法人税、住民税及び事業税	0	0.00	0	0.00		
当期純利益(は当期純損失)	78,874	14.44	113,987	23.31		

(3) 連結剰余金計算書

(金額単位:百万円)

科目	期別		前連結会計年度		当連結会計年度	
			自平成14年4月1日	至平成15年3月31日	自平成15年4月1日	至平成16年3月31日
			金額		金額	
(利益剰余金の部)						
利益剰余金期首残高			505,291		426,416	
利益剰余金増加高			-		113,987	
当期純利益			-		113,987	
利益剰余金減少高			78,874		-	
当期純損失			78,874		-	
利益剰余金期末残高			426,416		540,403	

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科目	期別		前連結会計年度		当連結会計年度	
			自平成14年4月1日	至平成15年3月31日	自平成15年4月1日	至平成16年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー						
税金等調整前当期純損益(は税金等調整前当期純損失)			78,874		113,987	
減価償却費			1,106		969	
貸倒引当金の増加額(は減少額)			104,107		37,787	
投資損失引当金の増加額			9,411		2,665	
賞与引当金の増減額()			1,775		115	
退職給付引当金の増減額()			3,371		716	
資金運用収益			543,179		485,098	
資金調達費用			439,932		373,924	
有価証券関係損益()			8,607		589	
金銭の信託の運用損益()			15		147	
為替差損益()			1		1	
動産不動産処分損益()			17		25	
貸出金の純増()減			955,764		882,668	
債券の純増減()			253,072		183,218	
借入金の純増減()			1,192,003		1,260,573	
買現先勘定の純増()減			177,882		115,713	
資金運用による収入			545,606		474,911	
資金調達による支出			450,590		387,216	
その他			8,832		36,318	
小計			128,572		59,299	
法人税等の支払額			0		0	
営業活動によるキャッシュ・フロー			128,572		59,299	
投資活動によるキャッシュ・フロー						
有価証券の取得による支出			115,271		60,006	
有価証券の償還による収入			112,138		90,000	
金銭の信託の増加による支出			1,984		2,946	
動産不動産の取得による支出			641		893	
動産不動産の売却による収入			465		679	
投資活動によるキャッシュ・フロー			5,294		26,834	
財務活動によるキャッシュ・フロー						
政府出資金の受入れによる収入			60,000		12,000	
財務活動によるキャッシュ・フロー			60,000		12,000	
現金及び現金同等物に係る換算差額			0		1	
現金及び現金同等物の増加額			73,867		20,466	
現金及び現金同等物の期首残高			113,585		39,718	
現金及び現金同等物の期末残高			39,718		19,251	

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 自平成14年4月1日 至 平成15年3月31日	当連結会計年度 自平成15年4月1日 至 平成16年3月31日
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社1社 DBJ事業再生投資(株) DBJ事業再生投資(株)は新規設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 (株)苫東、新むつ小川原開発(株) (子会社としなかった理由) 当行の主たる目的である資金供給業務の一環として出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社1社 DBJ事業再生投資(株)</p> <p>(2) 非連結子会社 同 左</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 同 左 (子会社としなかった理由) 同 左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社を関連会社としなかった当該他の会社等の名称 アドバンスねやがわ管理(株)、(株)エイ・ディー・ディー、隠岐空港ターミナルビル(株)、小樽開発埠頭(株)、(株)加西北条都市開発、(株)柏崎情報開発センター、川西都市開発(株)、釧路重工業(株)、(株)釧路熱供給公社、(株)けいはんな、(株)札幌エネルギー供給公社、(株)シグマシステム、新規事業投資(株)、(株)テクノ・シーウェイズ、道南地熱エネルギー(株)、東北地熱エネルギー(株)、苫小牧港開発(株)、苫小牧埠頭(株)、新潟原動機(株)、新潟トランス(株)、日本海エル・エヌ・ジー(株)、(株)日本コンベンションセンター、日本みらいキャピタル(株)、函館山ロープウェイ(株)、浜松都市開発(株)、北海道機械開発(株)、北海道トラックターミナル(株)、三沢空港ターミナル(株)、室蘭開発(株)、山形熱供給(株)、留萌港開発(株)、稚内港湾施設(株) (関連会社としなかった理由) 当行の主たる目的である資金供給業務の一環として出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先の支配を目的とするものではないためであります。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同 左</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社を関連会社としなかった当該他の会社等の名称 アドバンスねやがわ管理(株)、石狩開発(株)、(株)エイ・ディー・ディー、隠岐空港ターミナルビル(株)、小樽開発埠頭(株)、(株)オリオン、(株)加西北条都市開発、(株)柏崎情報開発センター、川西都市開発(株)、釧路重工業(株)、(株)釧路熱供給公社、(株)けいはんな、(株)さくら野百貨店、(株)札幌エネルギー供給公社、新規事業投資(株)、(株)テクノ・シーウェイズ、道南地熱エネルギー(株)、東北水力地熱(株)、苫小牧港開発(株)、苫小牧埠頭(株)、新潟原動機(株)、新潟トランス(株)、日本海エル・エヌ・ジー(株)、(株)日本コンベンションセンター、函館山ロープウェイ(株)、浜松都市開発(株)、北海道機械開発(株)、北海道トラックターミナル(株)、三沢空港ターミナル(株)、室蘭開発(株)、山形熱供給(株)、留萌港開発(株)、稚内港湾施設(株) (関連会社としなかった理由) 当行の主たる目的である資金供給業務の一環として出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先の支配を目的とするものではないためであります。</p>

	前連結会計年度 自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日	当連結会計年度 自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 1社	同 左
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1)有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)原価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(3)減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし建物(建物付属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物:22年~50年 動産:3年~20年</p> <p>(4)繰延資産の処理方法 債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。</p> <p>(5)貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる</p>	<p>(1)有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(2)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(3)減価償却の方法 同 左</p> <p>(4)繰延資産の処理方法 同 左</p> <p>(5)貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引</p>

前連結会計年度
自平成14年4月1日 至 平成15年3月31日

額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は77,016百万円であります。

(6)投資損失引当金の計上基準

時価のない株式に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(7)賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。また、賞与引当金には、役員に対するものが含まれております。

(8)退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理

また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。

(9)外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建の資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

当連結会計年度
自平成15年4月1日 至 平成16年3月31日

き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は55,184百万円であります。

(6)投資損失引当金の計上基準

同 左

(7)賞与引当金の計上基準

同 左

(8)退職給付引当金の計上基準

同 左

(9)外貨建資産・負債の換算基準

同 左

	前連結会計年度 自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日	当連結会計年度 自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日
	(10)リース取引の処理方法 当行のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(10)リース取引の処理方法 同 左
	(11)重要なヘッジ会計の方針 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...債券及び借入金 b. ヘッジ手段...通貨スワップ ヘッジ対象...外貨建金銭債権・外貨建債券 ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を定期的に検証し、ヘッジの有効性を再評価しております。	(11)重要なヘッジ会計の方針 同 左
	(12)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12)消費税等の会計処理 同 左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同 左
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	該当ありません。	同 左
7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	同 左
8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および債券の償還・利払いに係る財務代理人への信託金を除く預け金であります。	同 左

(表示方法の変更)

前連結会計年度
自平成14年4月1日 至 平成15年3月31日

当連結会計年度
自平成15年4月1日 至 平成16年3月31日

(連結損益計算書関係)

債券発行差金の償却額は、従来、「債券発行差金償却」として区分掲記しておりましたが、「長期信用銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第41号)」により、長期信用銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、当連結会計年度からは「債券利息」に含めて表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度
平成15年3月31日

当連結会計年度
平成16年3月31日

- 貸出金のうち、破綻先債権額は54,692百万円、延滞債権額は341,115百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は6,707百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は182,724百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は585,240百万円あります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 為替決済等の取引の担保として、有価証券204,027百万円を差し入れております。
また、動産不動産のうち保証金権利金は385百万円あります。

- 貸出金のうち、破綻先債権額は23,705百万円、延滞債権額は271,472百万円あります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は270百万円あります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は193,210百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は488,658百万円あります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 為替決済等の取引の担保として、有価証券121,693百万円を差し入れております。
また、動産不動産のうち保証金権利金は386百万円あります。

前連結会計年度 平成15年3月31日	当連結会計年度 平成16年3月31日
<p>6. 貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、129,003百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは87,221百万円であります。</p> <p>7. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は230,587百万円、繰延ヘッジ利益の総額は5,203百万円であります。</p> <p>8. 動産不動産の減価償却累計額 18,732百万円</p>	<p>6. 貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、90,985百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは49,517百万円であります。</p> <p>7. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は187,627百万円、繰延ヘッジ利益の総額は3,704百万円であります。</p> <p>8. 動産不動産の減価償却累計額 19,059百万円</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	当連結会計年度 自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
<p>1. その他の経常費用には、貸出金償却23,680百万円、貸出債権の売却に係る損失5,554百万円、株式等償却8,607百万円及び投資損失引当金繰入額9,432百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他の経常費用には、貸出金償却3,836百万円、貸出債権の売却に係る損失2,070百万円、株式等償却589百万円及び投資損失引当金繰入額4,075百万円を含んでおります。</p>

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	当連結会計年度 自平成15年4月1日 至平成16年3月31日																
<p>現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr><td>平成15年3月31日現在</td><td></td></tr> <tr><td>現金預け金勘定</td><td style="text-align: right;">39,787</td></tr> <tr><td>財務代理人への信託金</td><td style="text-align: right;">69</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">39,718</td></tr> </table>	平成15年3月31日現在		現金預け金勘定	39,787	財務代理人への信託金	69	現金及び現金同等物	39,718	<p>現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr><td>平成16年3月31日現在</td><td></td></tr> <tr><td>現金預け金勘定</td><td style="text-align: right;">19,305</td></tr> <tr><td>財務代理人への信託金</td><td style="text-align: right;">53</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">19,251</td></tr> </table>	平成16年3月31日現在		現金預け金勘定	19,305	財務代理人への信託金	53	現金及び現金同等物	19,251
平成15年3月31日現在																	
現金預け金勘定	39,787																
財務代理人への信託金	69																
現金及び現金同等物	39,718																
平成16年3月31日現在																	
現金預け金勘定	19,305																
財務代理人への信託金	53																
現金及び現金同等物	19,251																

(リース取引関係)

前連結会計年度 自平成14年4月1日 至 平成15年3月31日		当連結会計年度 自平成15年4月1日 至 平成16年3月31日	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	
・リース物件の取得価格相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額		・リース物件の取得価格相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額	
取得価格相当額		取得価格相当額	
動産	871百万円	動産	761百万円
その他	120百万円	その他	204百万円
合計	991百万円	合計	965百万円
減価償却累計額相当額		減価償却累計額相当額	
動産	413百万円	動産	367百万円
その他	43百万円	その他	51百万円
合計	456百万円	合計	418百万円
年度末残高相当額		年度末残高相当額	
動産	457百万円	動産	393百万円
その他	77百万円	その他	153百万円
合計	535百万円	合計	547百万円
・未経過リース料年度末残高相当額		・未経過リース料年度末残高相当額	
1年内	211百万円	1年内	216百万円
1年超	328百万円	1年超	335百万円
合計	540百万円	合計	552百万円
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	255百万円	支払リース料	239百万円
減価償却費相当額	246百万円	減価償却費相当額	231百万円
支払利息相当額	9百万円	支払利息相当額	7百万円
・減価償却費相当額の算定方法		・減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。		リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。	
・利息相当額の算定方法		・利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価格相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。		リース料総額とリース物件の取得価格相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	
2. オペレーティング・リース取引		2. オペレーティング・リース取引	
・未経過リース料		・未経過リース料	
1年内	- 百万円	1年内	- 百万円
1年超	- 百万円	1年超	- 百万円
合計	- 百万円	合計	- 百万円

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

(1) 売買目的有価証券(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	60,100	61,312	1,212	1,277	64
その他	-	-	-	-	-
合計	60,100	61,312	1,212	1,277	64

(注)1.時価は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(3) その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	-	-	-	-	-
債券	213,752	214,027	274	309	34
国債	203,752	204,027	274	309	34
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	10,000	10,000	0	0	-
その他	-	-	-	-	-
合計	213,752	214,027	274	309	34

(注)1.連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(4) 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成14年4月1日至平成15年3月31日)

該当ありません。

(5) 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成14年4月1日至平成15年3月31日)

(金額単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	0	0	-

(6) 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	
非上場社債	8,951
その他有価証券	
非上場株式	155,834
その他	150

(7) 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

(8) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成15年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	90,529	192,549	-	-
国債	90,288	113,739	-	-
地方債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社債	241	78,810	-	-
その他	-	150	-	-
合計	90,529	192,699	-	-

当連結会計年度

(1) 売買目的有価証券(平成16年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	60,100	61,018	918	938	19
その他	-	-	-	-	-
合計	60,100	61,018	918	938	19

(注)1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(3) その他有価証券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	-	-	-	-	-
債券	181,420	181,498	78	99	20
国債	171,420	171,488	67	88	20
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	10,000	10,010	10	10	-
その他	-	-	-	-	-
合計	181,420	181,498	78	99	20

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(4) 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成15年4月1日至平成16年3月31日)

該当ありません。

(5) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成15年4月1日至平成16年3月31日)

(金額単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	235	-	16

(6) 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成16年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	
非上場社債	9,070
その他有価証券	
非上場株式	176,012
非上場社債	140
その他	150

(7) 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券140百万円の保有目的を発行体の信用リスク悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による影響はありません。

(8) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成16年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	179,978	70,340	500	-
国債	161,317	10,171	-	-
地方債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社債	18,651	60,169	500	-
その他	150	-	-	-
合計	180,128	70,340	500	-

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

(1)運用目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(2)満期保有目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(3)その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	1,984	1,969	-	-	-

(注)「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

当連結会計年度

(1)運用目的の金銭の信託(平成16年3月31日現在)

該当ありません。

(2)満期保有目的の金銭の信託(平成16年3月31日現在)

該当ありません。

(3)その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	4,910	4,893	-	-	-

(注)「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成15年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	金額
評価差額	264
その他有価証券	264
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は)繰延税金負債)	-
その他有価証券評価差額金	264

(注)その他有価証券評価差額金には、その他資産に計上している投資事業組合等に対する出資持分の時価評価に係る評価差額 9百万円が含まれております。

当連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成16年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	金額
評価差額	18,956
その他有価証券	18,956
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は)繰延税金負債)	-
その他有価証券評価差額金	18,956

(注)その他有価証券評価差額金には、その他資産に計上している投資事業組合等に対する出資持分の時価評価に係る評価差額18,878百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

(1)取引の状況に関する事項

(1)取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

(2)取引に対する取組方針

金利スワップ取引及び通貨スワップ取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

(3)取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建融資及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...債券及び借入金

b. ヘッジ手段...通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建金銭債権・外貨建債券

ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を定期的に検証し、ヘッジの有効性を再評価しております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

(5)取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に各担当理事に報告しております。

(2)取引の時価等に関する事項

(1)金利関連取引(平成15年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	197,000	197,000	8,065	8,065
	受取変動・支払固定	197,000	197,000	6,726	6,726
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
その他					
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
	合計	394,000	394,000	1,339	1,339

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3)株式関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(4)債券関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(5)商品関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	クレジット・デフォルト・スワップ				
店頭	売建	2,241,169	2,241,169	676	676
	買建	2,224,769	2,224,769	167	167
	合計			843	843

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度

(1) 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引及び通貨スワップ取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

(3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建融資及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...債券及び借入金

b. ヘッジ手段...通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建金銭債権・外貨建債券

ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を定期的に検証し、ヘッジの有効性を再評価しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取組先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に各担当理事に報告しております。

〔2〕取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成16年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	571,000	571,000	5,409	5,409
	受取変動・支払固定	571,000	571,000	1,130	1,130
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
	合計	1,142,000	1,142,000	6,540	6,540

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成16年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年3月31日現在)
該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成16年3月31日現在)
該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成16年3月31日現在)
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	クレジット・デフォルト・スワップ				
店 頭	売建	2,129,857	2,129,857	456	456
	買建	2,113,457	2,113,457	51	51
	合 計			507	507

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(退職給付関係)

[1] 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

[2] 退職給付債務に関する事項

(金額単位:百万円)

区分	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)
	金額	金額
退職給付債務 (A)	42,043	43,396
年金資産 (B)	9,154	11,224
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	32,888	32,172
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	-	-
未認識数理計算上の差異 (E)	-	-
未認識過去勤務債務 (F)	-	-
連結貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	32,888	32,172
前払年金費用 (H)	-	-
退職給付引当金 (G)-(H)	32,888	32,172

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

〔3〕退職給付費用に関する事項

(金額単位:百万円)

区分	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)
	金額	金額
勤務費用	1,640	1,525
利息費用	996	838
期待運用収益	206	91
過去勤務債務の費用処理額	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	3,007	807
会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
退職給付費用	5,438	1,465

〔4〕退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成15年3月31日)	当連結会計年度 (平成16年3月31日)
(1)割引率	2.0%	2.0%
(2)期待運用収益率	2.0%	1.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同 左
(4)数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	同 左

(税効果会計関係)

(金額単位:百万円)

前連結会計年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	当連結会計年度 自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	
	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	繰延税金資産	
	未払事業税	0
	繰延税金資産小計	0
	評価性引当額	0
	繰延税金資産合計	-

(セグメント情報)

(1)事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)及び当連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)連結会社は銀行業以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、その事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

(2)所在地別セグメント情報

前連結会計年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)及び当連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

(3)国際業務経常収益

前連結会計年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)及び当連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)国際業務経常収益が連結経常収支の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

前連結会計年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
 関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。
 当連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
 関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
 該当事項はありません。
 当連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
 該当事項はありません。

(5)連結附属明細表

(債券明細表)

(金額単位:百万円)

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率(%)	担保	償還期限	摘要
	185回～186回 政府保証債 (国内債)	平成8年2月26日～ 平成8年11月25日	20,000	20,000	2.90～3.10	一般 担保	平成18年2月24日～ 平成18年11月24日	(注)2
	1回～7回 政府保証債 (国内債)	平成12年8月25日～ 平成16年2月27日	300,000	330,000	0.80～1.90	一般 担保	平成22年8月25日～ 平成26年2月27日	
	63次～67次 政府保証債 (外国債)	平成7年1月31日～ 平成10年9月4日	146,359 (450,000千£) [32,134]	114,225 (250,000千£) [39,225]	1.81～9.12	一般 担保	平成17年1月31日～ 平成40年9月4日	(注)1
当行	5次～9次 政府保証債 (外国債)	平成5年8月5日～ 平成10年3月10日	47,140 (340,000千SFr) (300,000千DM) [21,630]	25,510 (190,000千SFr) (150,000千DM) [25,510]	3.00～7.50	一般 担保	平成17年1月10日～ 平成17年3月10日	(注)2
	1次～7次 政府保証債 (外国債)	平成11年11月30日～ 平成15年6月27日	438,621 (750,000千\$) (750,000千EUR)	513,621 (750,000千\$) (750,000千EUR)	1.05～6.87	一般 担保	平成22年6月21日～ 平成35年6月20日	
	163回～211回 政府引受債	平成6年5月20日～ 平成10年12月21日	344,510 [107,260]	237,250 [86,070]	1.10～4.70	一般 担保	平成16年5月20日～ 平成20年12月19日	(注)2
	1回～12回 財投機関債	平成13年9月25日～ 平成16年2月4日	300,000	540,000	0.41～1.83	一般 担保	平成18年9月20日～ 平成30年9月20日	
合計	-	-	1,596,630	1,780,606	-	-	-	-

- (注)1. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。
 2. 旧北海道東北開発公庫において発行された政府保証債及び政府引受債であります。
 3. 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
 4. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
 5. 決算日後5年内における償還予定額は次頁のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額	150,805	51,770	196,600	183,250	139,560

(借入金等明細表)

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率	返済期限
借入金	12,664,024	11,403,450	2.46%	-
借入金	12,664,024	11,403,450	2.46%	平成16年4月～平成35年12月

(注)1.「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2.借入金の決算日後5年以内における返済額は以下のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	1,399,632	1,381,170	1,365,853	1,307,868	1,113,799

2.その他

該当事項はありません。

・財務諸表等(企業会計基準準拠・単体)

・当行の財務諸表(企業会計基準準拠)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第13号)に準拠して作成しております。

前事業年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)は改正前の財務諸表等規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき、当事業年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)は改正後の財務諸表等規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当事業年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

・前事業年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)及び当事業年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、中央青山監査法人の監査証明を受けております。

1. 財務諸表等

(1)貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

科目	期別	前事業年度(平成15年3月31日)		当事業年度(平成16年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
貸出金	2, 3, 4, 5, 7	15,713,160	96.11	14,785,724	96.47
証書貸付		15,713,160		14,785,724	
有価証券	1, 6	439,073	2.68	426,981	2.79
国債		204,027		171,488	
社債		79,051		79,320	
株式		155,844		176,021	
その他の証券		150		150	
金銭の信託		1,969	0.01	4,893	0.03
買現先勘定		192,880	1.18	77,166	0.50
現金預け金		39,778	0.24	19,298	0.13
現金		2		2	
預け金		39,776		19,296	
その他資産		320,402	1.96	304,750	1.99
前払費用		89		54	
未収収益		73,393		67,967	
金融派生商品		5,872		923	
繰延ヘッジ損失	8	225,383		183,922	
その他の資産		15,664		51,881	
動産不動産	6, 9	38,862	0.24	38,081	0.25
土地建物動産		38,214		37,553	
建設仮払金		263		141	
保証金権利金		385		386	
債券繰延資産		1,808	0.01	2,249	0.01
債券発行差金		1,808		2,249	
支払承諾見返		87,715	0.54	76,812	0.50
貸倒引当金		474,603	2.90	395,881	2.58
投資損失引当金		11,237	0.07	13,903	0.09
資産の部合計		16,349,810	100.00	15,326,174	100.00

(負債及び資本の部)

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	前事業年度(平成15年3月31日)		当事業年度(平成16年3月31日)	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債券		1,596,630	9.76	1,780,606	11.62
債券発行高		1,596,630		1,780,606	
借入金		12,664,024	77.46	11,403,450	74.41
借入金		12,664,024		11,403,450	
その他負債		357,808	2.19	277,826	1.81
未払費用		63,542		49,963	
前受収益		49,826		31,714	
従業員預り金		181		153	
金融派生商品		232,013		187,127	
その他の負債		12,244		8,867	
賞与引当金		1,775	0.01	1,659	0.01
退職給付引当金		32,888	0.20	32,172	0.21
支払承諾		87,715	0.54	76,812	0.50
負債の部合計		14,740,842	90.16	13,572,527	88.56
資本金		1,182,286	7.23	1,194,286	7.79
利益剰余金		426,417	2.61	540,403	3.53
準備金	10	982,478		1,000,908	
当期末処理損失		556,061		460,504	
その他有価証券評価差額金		264	0.00	18,956	0.12
資本の部合計		1,608,968	9.84	1,753,646	11.44
負債及び資本の部合計		16,349,810	100.00	15,326,174	100.00

(2)損益計算書

(金額単位:百万円)

科目	期 別		前事業年度		当事業年度	
	自 平成14年4月1日	至 平成15年3月31日	自 平成15年4月1日	至 平成16年3月31日	自 平成15年4月1日	至 平成16年3月31日
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経常収益	546,073	100.00	488,837	100.00		
資金運用収益	543,179		485,098			
貸出金利息	540,870		483,195			
有価証券利息配当金	2,297		1,890			
買現先利息	7		12			
預け金利息	4		0			
その他の受入利息	0		0			
役務取引等収益	1,659		2,757			
その他の役務収益	1,659		2,757			
その他業務収益	1,020		-			
金融派生商品収益	1,020		-			
その他経常収益	214		981			
株式等売却益	8		31			
金銭の信託運用益	-		149			
その他の経常収益	206		801			
経常費用	625,400	114.53	414,661	84.83		
資金調達費用	439,932		373,924			
債券利息	33,562		31,615			
債券発行差金償却	354		-			
借入金利息	397,690		329,073			
金利スワップ支払利息	8,316		13,234			
その他の支払利息	8		1			
役務取引等費用	48		21			
支払為替手数料	5		5			
その他の役務費用	42		15			
その他業務費用	1,977		2,466			
債券発行費	1,518		1,201			
外国為替売買損	1		1			
金融派生商品費用	-		871			
その他の業務費用	457		392			
営業経費	31,653		26,766			
その他経常費用	151,789		11,482			
貸倒引当金繰入額	104,107		-			
投資損失引当金繰入額	9,432		4,075			
貸出金償却	23,680		3,836			
株式等売却損	-		16			
株式等償却	8,607		589			
金銭の信託運用損	15		1			
その他の経常費用	5,946		2,963			
経常利益(は経常損失)	79,326	14.53	74,176	15.17		
特別利益	717	0.13	40,052	8.19		
動産不動産処分益	246		217			
償却債権取立益	470		2,048			
貸倒引当金戻入益	-		37,787			
特別損失	264	0.04	242	0.05		
動産不動産処分損	264		242			
当期純利益(は当期純損失)	78,874	14.44	113,986	23.31		
前期繰越損失	477,187		574,490			
当期末処理損失	556,061		460,504			

(3)利益処分計算書

(金額単位:百万円)

科目	期別	前事業年度	当事業年度
		金額	金額
当期末処理損失		556,061	460,504
準備金積立額	1	18,429	26,113
次期繰越損失	2	574,490	486,617

重要な会計方針

	前事業年度 自平成14年4月1日 至 平成15年3月31日	当事業年度 自平成15年4月1日 至 平成16年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	同 左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左
3. 固定資産の減価償却の方法	動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし建物(建物付属設備を除く。))については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物:22年~50年 動産:3年~20年	同 左
4. 繰延資産の処理方法	(1)債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 (2)債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。	同 左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
6. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額	(1)貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を

前事業年度 自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日	当事業年度 自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日
<p>及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は77,016百万円であります。</p>	<p>控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は55,184百万円であります。</p>
<p>(2)投資損失引当金 時価のない株式に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2)投資損失引当金 同 左</p>
<p>(3)賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。また、賞与引当金には、役員に対するものが含まれております。</p>	<p>(3)賞与引当金 同 左</p>

	前事業年度 自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日	当事業年度 自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日
	<p>(4)退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">数理計算上の差異：発生年度において全額 費用処理</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。</p>	<p>(4)退職給付引当金</p> <p style="text-align: right;">同 左</p>
7. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	同 左
8. ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a. ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...債券及び借入金</p> <p>b. ヘッジ手段...通貨スワップ ヘッジ対象...外貨建金銭債権・外貨建債券</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>リスク減殺効果を定期的に検証し、ヘッジの有効性を再評価しております。</p>	同 左
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	同 左
10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>財務諸表等規則及び長期信用銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の額については、改正後の財務諸表等規則及び長期信用銀行法施行規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

前事業年度 自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日	当事業年度 自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日
	(損益計算書関係) 債券発行差金の償却額は、従来、「債券発行差金償却」として区分掲記しておりましたが、「長期信用銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第41号)により、長期信用銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、当事業年度からは「債券利息」に含めて表示しております。

追加情報

前事業年度 自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日	当事業年度 自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日
(貸借対照表関係) 従業員賞与の未払計上額(役員含む)については、従来「その他負債」中の未払費用に計上しておりましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について(日本公認会計士協会リサーチセンター審理情報No.15)により当期から「賞与引当金」として表示しております。 なお、この変更により「その他負債」中未払費用が1,775百万円減少し、賞与引当金が同額増加しております。	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度(平成15年3月31日)	当事業年度(平成16年3月31日)
1.子会社の株式総額 10百万円	1.子会社の株式総額 10百万円
2.貸出金のうち、破綻先債権額は54,692百万円、延滞債権額は341,115百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	2.貸出金のうち、破綻先債権額は23,705百万円、延滞債権額は271,472百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は6,707百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	3.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は270百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

前事業年度(平成15年3月31日)	当事業年度(平成16年3月31日)
<p>4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は182,724百万円であり ます。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を 図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の 返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権 に該当しないものであります。</p> <p>5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は585,240百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。</p> <p>6.為替決済等の取引の担保として、有価証券204,027百万円を差 し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は385百万円であります。</p> <p>7.貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出 を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない 限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であ ります。この契約に係る融資未実行残高は、129,003百万円で あります。このうち、1年以内に融資予定のものは87,221百万円 であります。</p> <p>8.ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損 失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失 の総額は230,587百万円、繰延ヘッジ利益の総額は5,203百万 円であります。</p> <p>9.動産不動産の減価償却累計額 18,732百万円</p> <p>10.当行における準備金は、日本政策投資銀行法(平成11年法律 第73号)第41条第1項の規定に基づいて積み立てられているも のであり、任意積立金として「利益剰余金」に計上しております。</p>	<p>4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は193,210百万円であり ます。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を 図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の 返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権 に該当しないものであります。</p> <p>5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は488,658百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。</p> <p>6.為替決済等の取引の担保として、有価証券121,693百万円を差 し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は386百万円であります。</p> <p>7.貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出 を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない 限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約で あります。この契約に係る融資未実行残高は、90,985百万円 であります。このうち、1年以内に融資予定のものは49,517百万円 であります。</p> <p>8.ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損 失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損 失の総額は187,627百万円、繰延ヘッジ利益の総額は3,704百 万円であります。</p> <p>9.動産不動産の減価償却累計額 19,059百万円</p> <p>10.当行における準備金は、日本政策投資銀行法(平成11年法律 第73号)第41条第1項の規定に基づいて積み立てられているも のであり、任意積立金として「利益剰余金」に計上しております。</p>

(利益処分計算書関係)

前事業年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	当事業年度 自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
<p>1.準備金積立額は、日本政策投資銀行法施行令(平成11年政令 第271号)第4条第1項乃至第3項の規定に基づき計算された当 期利益について、日本政策投資銀行法第41条第1項及び日本 政策投資銀行法施行令第3条の規定に従い積立を行うもので あります。</p> <p>2.次期繰越損失は、日本政策投資銀行法上当期の損失処理がな されない金額であります。</p>	<p>1. 同 左</p> <p>2. 同 左</p>

(リース取引関係)

前事業年度 自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日		当事業年度 自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日	
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引		1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引	
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末 残高相当額		・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末 残高相当額	
取得価額相当額		取得価額相当額	
動産	871百万円	動産	761百万円
その他	120百万円	その他	204百万円
合計	991百万円	合計	965百万円
減価償却累計額相当額		減価償却累計額相当額	
動産	413百万円	動産	367百万円
その他	43百万円	その他	51百万円
合計	456百万円	合計	418百万円
期末残高相当額		期末残高相当額	
動産	457百万円	動産	393百万円
その他	77百万円	その他	153百万円
合計	535百万円	合計	547百万円
・未経過リース料期末残高相当額		・未経過リース料期末残高相当額	
1年内	211百万円	1年内	216百万円
1年超	328百万円	1年超	335百万円
合計	540百万円	合計	552百万円
・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	255百万円	支払リース料	239百万円
減価償却費相当額	246百万円	減価償却費相当額	231百万円
支払利息相当額	9百万円	支払利息相当額	7百万円
・減価償却費相当額の算定方法		・減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によ ております。		リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によ ております。	
・利息相当額の算定方法		・利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっ ております。		リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっ ております。	
2.オペレーティング・リース取引		2.オペレーティング・リース取引	
・未経過リース料		・未経過リース料	
1年内	- 百万円	1年内	- 百万円
1年超	- 百万円	1年超	- 百万円
合計	- 百万円	合計	- 百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(1)前事業年度(平成15年3月31日現在)

該当事項はありません。

(2)当事業年度(平成16年3月31日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(1)前事業年度(自平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

該当事項はありません。

(2)当事業年度(自平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

当事業年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)

(有形固定資産等明細表)

(金額単位:百万円)

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は減価 償却累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
土地	-	-	-	20,424	-	-	20,424
建物	-	-	-	34,168	17,433	855	16,735
動産	-	-	-	2,018	1,624	112	393
建設仮払金	-	-	-	141	-	-	141
有形固定資産計	-	-	-	56,753	19,057	968	37,695
無形固定資産							
権利金等	-	-	-	18	15	1	2
保証金	-	-	-	384	-	-	384
無形固定資産計	-	-	-	402	15	1	386
債券発行差金	3,496	757	771	3,481	1,231	316	2,249

(注)1. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上しております。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

(資本金等明細表)

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	1,182,286	12,000	-	1,194,286	
うち政府出資	1,182,286	12,000	-	1,194,286	(注)
準備金	982,478	18,429	-	1,000,908	

(注) 当期増加額は、当行の経営基盤強化のための政府出資金の受入れによるものであります。

(引当金明細表)

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
貸倒引当金	474,603	1,988	40,935	39,775	395,881
一般貸倒引当金	289,191	-	-	39,775	249,415
個別貸倒引当金	185,412	1,988	40,935	-	146,465
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-
投資損失引当金	11,237	4,075	1,409	-	13,903
賞与引当金	1,775	1,659	1,775	-	1,659
計	487,617	7,723	44,120	39,775	411,444

(注)1. 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金	洗替による取崩額
個別貸倒引当金	洗替による取崩額

2. 主な資産及び負債の内容

当事業年度末(平成16年3月31日)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金1,014百万円、他の銀行への預け金18,281百万円であります。
その他の証券	信託受益証券150百万円その他であります。
前払費用	賃貸借契約に基づく前払費用であります。
未収収益	貸出金利息67,105百万円、有価証券利息834百万円その他であります。
その他の資産	仮払金55百万円(訴訟関連概算払等)、出資金51,826百万円(投資事業組合)であります。

負債の部

未払費用	借入金利息42,781百万円、債券利息6,799百万円その他であります。
前受収益	繰上弁済補償金繰延勘定29,224百万円、債券に係る為替予約差額2,430百万円その他であります。
その他の負債	貸付償還金6,038百万円その他であります。

3. その他

該当ありません。

・財務諸指標等

1. 財務諸指標

(1) 貸出金等の状況

貸出金等回収予定

(金額単位:百万円)

前連結会計年度末残高(平成15年3月31日)	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
15,792,212	1,839,211	6,209,785	5,057,540	2,685,674

(金額単位:百万円)

当連結会計年度末残高(平成16年3月31日)	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
14,865,045	1,696,800	6,097,707	4,745,561	2,324,975

(注)貸出金等は貸出金及び社債を指します。(但し部分直接償却分を除く)

貸出金等平均残高

(金額単位:百万円)

	前連結会計年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日		当連結会計年度 自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
貸出金	16,175,273	98.6	15,179,664	98.5
出資金	166,190	1.0	190,581	1.2
その他	59,153	0.4	48,455	0.3
合計	16,400,616	100.0	15,418,700	100.0

(注)合計(総資産の平均残高)は、支払承諾及び貸付受入金の平均残高を控除しています。

貸出金残高の業種別内訳

(金額単位:百万円)

業種別	前連結会計年度 (平成15年3月31日)	当連結会計年度 (平成16年3月31日)	対前年増減
	貸出金残高	貸出金残高	
製造業	2,816,137	2,623,828	192,310
農・林・漁業	2,770	2,203	568
鉱業	32,097	23,966	8,131
建設業	37,610	29,033	8,577
電気・ガス・熱供給・水道業	3,890,191	3,548,086	342,105
運輸・通信業	5,467,275	5,220,783	246,492
卸売・小売業、飲食店	681,099	650,035	31,065
金融・保険業	126,358	212,069	85,710
不動産業	1,605,786	1,530,124	75,663
サービス業	1,052,857	944,137	108,720
地方公共団体	975	1,455	480
合計	15,713,160	14,785,724	927,437

地方公共団体の出資または拠出に係る法人(第三セクター)への融資について

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人(但し、上場企業・店頭登録企業は除く)として整理しています)が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、社会資本整備促進融資を含む各投融資制度に基づいて投融資を行っています。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くなっています。これらの法人への当事業年度末の貸出金残高は1兆5,929億円です。

第三セクターに対するリスク管理債権(銀行法ベース)(単体) 101ページ記載のリスク管理債権の内数です。

(金額単位:百万円)

債権の区分	当事業年度 (平成16年3月31日)	
	金額	
破綻先債権	2,042	
延滞債権	146,457	
3ヶ月以上延滞債権	-	
貸出条件緩和債権	118,289	
合計	266,789	

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要することに加え、現下の経済低迷の影響で売上実績等が計画を下回る等の理由によるものです。当行としては、地方公共団体をはじめとする関係者とも協調して、当該事業が継続されることにより本来の政策効果が維持されるよう努めています。

(2)借入金等の状況

借入金等返済予定

(金額単位:百万円)

前連結会計年度末残高(平成15年3月31日)	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
14,260,654	1,785,940	6,553,357	4,792,879	1,128,477

(金額単位:百万円)

当連結会計年度末残高(平成16年3月31日)	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
13,184,056	1,674,868	6,080,109	4,328,134	1,100,944

(注)借入金等は、借入金及び債券を指します。

借入金等平均残高

(金額単位:百万円)

	前連結会計年度 自平成14年4月1日 至 平成15年3月31日		当連結会計年度 自平成15年4月1日 至 平成16年3月31日	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
自己資本	1,738,080	10.6	1,624,137	10.5
債券	1,425,203	8.7	1,687,632	11.0
借入金	13,199,880	80.5	11,994,633	77.8
その他	37,453	0.2	112,298	0.7
合計	16,400,616	100.0	15,418,700	100.0

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

(収益の概要)

(金額単位:百万円)

	前事業年度	当事業年度
業務粗利益	103,901	111,444
経費(除く臨時処理分)	31,653	26,766
人件費	20,594	16,116
うち退職給付費用のうち数理計算上の差異	3,007	837
物件費	10,053	9,651
税金	1,006	998
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	72,247	84,678
一般貸倒引当金繰入額	8,565	-
業務純益	63,682	84,678
うち債券関係損益	-	-
臨時損益	143,009	10,501
株式関係損益	18,031	4,649
不良債権処理損失	124,777	5,906
貸出金償却等	29,234	5,906
個別貸倒引当金繰入額	95,542	-
その他臨時損益	200	54
経常利益	79,326	74,176
特別損益	452	39,810
うち動産不動産処分損益	17	25
うち償却債権取立益	470	2,048
うち貸倒引当金戻入益	-	37,787
うち退職給付関連損益	-	-
税引前当期利益	78,874	113,986

(注)1. 業務粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+特定取引収支+その他業務収支

2. 業務純益=業務粗利益-経費-一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

4. 債券関係損益=国債等債券売却益(+国債等債券償還益)-国債等債券売却損(-国債等債券償還損)-国債等債券償却

5. 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却-投資損失引当金繰入額

(営業経費の内訳)

(金額単位:百万円)

	前事業年度	当事業年度
役員給	294	285
職員給	8,186	7,865
諸手当	5,561	5,307
うち賞与引当金相当額当期繰入額	37	115
福利費その他	3,544	3,494
退職給付費用のうち数理計算上の差異	3,007	837
旅費	791	708
業務諸費	8,153	7,973
交際費	1	0
税金	1,006	998
減価償却費	1,106	969
合計	31,653	26,766

(利回り等)

(単位：%)

	前事業年度	当事業年度
貸付金等平均利回り(a)	3.34	3.18
資金調達利回り(b)	3.01	2.74
利幅(a)-(b)	0.33	0.44

(営業経費率)

(単位：%)

	前事業年度	当事業年度
営業経費率	0.22	0.20

(注)以上の諸比率は下記の算出式を用いて算出しております。

(自己資本比率、利益率等)

(金額単位：億円)

	前事業年度	当事業年度
自己資本比率(国際統一基準)	11.05%	12.49%
総資産利益率		
業務純益(一般貸倒繰入前)	0.44%	0.55%
経常利益	-	0.48%
当期利益	-	0.74%
資本利益率		
業務純益(一般貸倒繰入前)	4.46%	5.04%
経常利益	-	4.41%
当期利益	-	6.78%
従業員1人あたり貸出金残高	114	107
1店舗あたり貸出金残高(除く事務所)	14,284	13,441
保有有価証券平均残高	5,375	6,240

(注)1.以上の諸比率は下記の算出式を用いて算出しております。

2.前事業年度は経常損失、当期純損失となったため、利益率はいずれも記載しておりません。

(債務の保証(支払承諾)の状況)

支払承諾の残高内訳

(金額単位：百万円)

区分	前事業年度末残高(平成15年3月31日)		当事業年度末残高(平成16年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
保証	55件	87,715	44件	76,812

(諸比率の算出式)

$$\text{資金運用利回り} = \frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産平均残高}} \times 100$$

$$\text{資金調達原価} = \frac{\text{資金調達費用} + \text{営業経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{資本経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{資本勘定期首期末平均残高}} \times 100$$

$$\text{貸付金等平均利回り} = \frac{\text{貸付金等利息}}{\text{貸付金等平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資産当期利益率} = \frac{\text{当期利益}}{\text{総資産平均残高}} \times 100$$

$$\text{資金調達利回り} = \frac{\text{資金調達費用}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{資本当期利益率} = \frac{\text{当期利益}}{\text{資本勘定期首期末平均残高}} \times 100$$

$$\text{営業経費率} = \frac{\text{営業経費}}{\text{借入金等平均残高}} \times 100$$

2. 開示債権と引当・保全の状況

資産自己査定、債権保全状況(平成16年3月期)〔単体〕

(金額単位:億円)

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～分類	分類	(分類)	貸倒引当金	(参考)引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 323	破産更生債権 およびこれらに 準ずる債権 323	全額担保・保証・ 引当金によりカバー 323 うち引当金 29	引当率 100% 引当金は 非分類に計上	(部分直接償却) 523	1,464	100%	破綻先債権 237
破綻懸念先 2,629	危険債権 2,629	うち担保・保証・ 引当金によるカバー 2,379 うち引当金 1,433	引当率85.1% 引当金は 非分類に計上	(部分直接償却) 25		90.5%	延滞債権 2,714
要管理先債権 2,198	要管理債権 1,934	うち担保・保証 によるカバー 939	信用部分に 対する引当率 70.6%	(部分直接償却) 2	2,494	84.9%	3ヶ月以上延滞 債権及び貸出 条件緩和債権 1,934
要注意先 9,746	正常債権 144,409					債権残高に 対する引当率 10.9%	
正常先 134,399						債権残高に 対する引当率 0.5%	
債権残高合計 149,296	開示債権合計 149,296				貸倒引当金合計 3,958	債権残高に 対する引当率 2.7%	リスク管理債権 4,886

(注)1.「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に一致します。

「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。

2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。

3. 要管理先債権及び破綻懸念先の分類は、破綻先から債務者区分が上方移行した取引先に対するものです。

(参考情報)

(1) 資産自己査定について

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、各期末時点において債務者区分及び資産分類を実施しています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部及び信用リスク管理部がこれを決定し、ALM及びリスク管理の総合的な意思決定機関であるALM委員会に報告しています。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成9年4月15日、改平成11年4月30日 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠した監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しています。

(注)民間金融機関に於いては、平成10年10月6日付全国銀行協会連合会通達(平10調々第177号)「担保・保証債権の貸倒償却の取扱いについて(ご連絡)」に従い、資産の自己査定により回収不能又は無価値と判定した担保・保証付債権については、原則として債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を貸倒償却として債権額から直接減額する会計処理(以下「部分直接償却」という)を行っています。日本政策投資銀行法及び関連法令上、こうした部分直接償却は認められておりませんが、次頁3.及び次々頁4における2表におきましては、民間金融機関に準じ、部分直接償却相当額を控除した金額を掲載しております。

(2) 金融再生法に基づく開示債権

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第6条に基づく資産の査定は、当行の貸借対照表の貸付金及びその他の資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権

3. 要管理債権

3ヶ月以上延滞債権(元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権であって、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」のいずれにも該当しないもの)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権であって、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3ヶ月以上延滞債権」のいずれにも該当しないもの)

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

(3) 銀行法に基づくリスク管理債権

「銀行法」に基づく資産の査定は、当行の貸借対照表の貸付金について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破綻先債権

資産自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸出金

2. 延滞債権

資産自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金

3. 3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3ヶ月以上延滞債権」に該当しないもの

3. 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権(部分直接償却実施後)

(金額単位:百万円)

	前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	69,587	32,323
危険債権	326,342	262,981
要管理債権	189,432	193,480
小計	585,362	488,786
正常債権	15,287,997	14,440,911
合計	15,873,360	14,929,697

(金額単位:百万円)

	前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
部分直接償却実施額	77,046	55,184

開示債権合計残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率

(単位:%)

	前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.4	0.2
危険債権	2.1	1.8
要管理債権	1.2	1.3
正常債権	96.3	96.7

保全状況

(単位:%)

	前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
保全率(部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	90.2	90.5
要管理債権	66.4	84.9
信用部分に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	85.3	85.1
要管理債権	49.5	70.6
その他の債権に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
要管理債権以外の要注意先債権	12.4	10.9
正常先債権	0.5	0.5

4. リスク管理債権の状況

リスク管理債権(部分直接償却実施後)(単体)

(金額単位:百万円)

	前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
破綻先債権	54,692	23,705
延滞債権	341,115	271,472
3ヶ月以上延滞債権	6,707	270
貸出条件緩和債権	182,724	193,210
合計	585,240	488,658

なお、銀行法施行規則上、「破綻先債権」及び「延滞債権」は「未収利息不計上貸出金」のうち一定の事由に該当する貸出金ですが、未収利息の取扱いにつき当行は平成11年大蔵省告示第284号第4条に従っているため、「破綻先債権」及び「延滞債権」に区分している債権に対して未収利息を計上している場合があります。企業会計基準に準じた開示を行うという趣旨に鑑み、上表については銀行法施行規則上未収利息不計上貸出金に該当する場合については、未収利息を不計上としています。

貸出金残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率(単体)

(単位:%)

	前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
破綻先債権	0.3	0.2
延滞債権	2.2	1.8
3ヶ月以上延滞債権	0.0	0.0
貸出条件緩和債権	1.2	1.3
リスク管理債権合計 / 貸出金残高(未残)	3.7	3.3

業種別リスク管理債権(単体)

(金額単位:百万円)

	前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
製造業	40,690	31,767
農林漁業	115	50
鉱業	6,006	1,637
建設業	5,866	912
電気・ガス・熱供給・水道業	18,085	1,087
運輸・通信業	50,602	41,566
卸売・小売業、飲食店	72,771	59,304
金融・保険業	-	-
不動産業	274,410	258,319
サービス業	116,691	94,010
地方公共団体	-	-
合計	585,240	488,658

5. 自己資本比率について

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(金額単位:百万円)

	項 目	平成15年3月31日	平成16年3月31日
		金 額	
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,182,286	1,194,286
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本準備金	-	-
	連結剰余金	-	-
	資本剰余金	-	-
	利益剰余金	426,416	540,403
	連結子会社の少数株主持分	-	-
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	其他有価証券の評価差損()	-	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式()	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	営業権相当額()	-	-
連結調整勘定相当額()	-	-	
計 (A)	1,608,702	1,734,689	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	-	-
	其他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	119	8,530
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	205,015	193,737
	負債性資本調達手段等	-	-
	うち永久劣後債務	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	-	-
計	205,135	202,268	
うち自己資本への算入額 (B)	205,135	202,268	
控除項目	控除項目 (C)	-	-
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	1,813,837	1,936,958
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	15,775,359	14,907,105
	オフ・バランス取引項目	625,911	591,914
	計 (E)	16,401,270	15,499,019
連結自己資本比率(国際統一基準)=D/E×100(%)		11.05	12.49

単体自己資本比率(国際統一基準)

(金額単位:百万円)

	項 目	平成15年3月31日	平成16年3月31日
		金 額	金 額
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,182,286	1,194,286
	準備金	982,478	1,000,908
	任意積立金	-	-
	次期繰越利益	556,061	460,504
	その他	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	計 (A)	1,608,703	1,734,689
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	-	-
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	119	8,530
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	205,015	193,737
	負債性資本調達手段等	-	-
	うち永久劣後債務	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	-	-
	計	205,135	202,268
準補完的項目(Tier 3)	うち自己資本への算入額 (B)	205,135	202,268
	短期劣後債務	-	-
控除項目	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
	控除項目 (D)	-	-
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	1,813,838	1,936,958
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	15,775,367	14,907,113
	オフ・バランス取引項目	625,911	591,914
	信用リスク・アセットの額 (F)	16,401,278	15,499,027
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	-	-
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	-	-
	計((F)+(G)) (I)	16,401,278	15,499,027
単体自己資本比率(国際統一基準)=E/I×100(%)		11.05	12.49

特殊法人等会計処理基準準拠決算

特殊法人等会計処理基準準拠決算

. 決算状況

第5事業年度(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)の財務状況及び損益状況の概要は次の通りです。

・ 財務状況

当年度末の主要科目残高は、資産勘定では貸付金14兆8,408億円、出資金2,440億円に対し、負債・資本勘定では借入金11兆3,785億円、債券1兆7,806億円のほか資本金1兆1,942億円等です。

・ 損益状況及び利益金処分

当年度中の利益は	利益金	5,392億円
	損失金	5,131億円
	差引利益金	261億円

で、利益金のうち主なものは、貸付金利息の受入4,829億円であり、一方、損失金の過半を占めるのは借入金利息の支払3,353億円です。

当年度利益金については、平成16年度期首において全額を準備金に積み立てました。

なお当年度においては、電源開発(株)民営化ファンドへの出資財源として120億円の追加出資を受け入れています。

. 財務諸表

当行の財務諸表(特殊法人等会計処理基準準拠)は、日本政策投資銀行法第38条第1項の規定に基づき、財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「特殊法人等会計処理基準」に準拠して作成し、第5期(自平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)に関しましては、中央青山監査法人の監査証明を受けています。

第5事業年度末貸借対照表

平成16年3月31日現在

(金額単位:百万円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
貸付金	14,840,881	借入金	11,378,599
貸付金	14,733,869	財政融資資金借入金	10,755,891
直接貸付金	14,732,453	簡易生命保険資金借入金	219,838
代理貸付金	1,415	産業投資借入金	402,869
外貨貸付金	107,012	寄託金	24,851
出資金	244,077	債券	1,780,606
有価証券	327,918	未払費用	51,126
国債	248,586	未払借入金利息	43,766
社債	69,310	未払寄託金利息	152
その他の証券	10,020	未払債券利息	7,204
現金預け金	19,206	その他未払費用	2
現金	2	雑勘定	40,726
預け金	19,204	貸付償還金	6,038
未収収益	68,898	仮受金	2,845
未収貸付金利息	68,051	前受収益	31,714
未収保証料	10	その他雑勘定	128
未収有価証券利息	835	支払承諾	76,821
雑勘定	533	(負債合計)	13,352,730
仮払金	95	資本金	1,194,286
保証金等	384	準備金	1,000,908
その他雑勘定	53	当年度利益金	26,113
動産不動産	37,928	(資本合計)	2,221,307
営業用土地建物動産	37,786		
建設仮払金	141		
繰延勘定	2,296		
債券発行差金	2,296		
支払承諾見返	76,821		
貸倒引当金	44,522		
資産合計	15,574,038	負債・資本合計	15,574,038

第5事業年度損益計算書

平成15年4月1日から

平成16年3月31日まで

(金額単位:百万円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	513,168	経常収益	539,282
借入金利息	335,382	貸付金利息	482,935
財政融資資金借入金利息	328,051	貸付金利息	480,072
簡易生命保険資金借入金利息	7,331	直接貸付金利息	480,030
寄託金利息	651	代理貸付金利息	42
債券利息	37,572	外貨貸付金利息	2,863
短期借入金利息	0	保証料	582
支払雑利息	2,485	有価証券利息	1,657
事務費	26,894	受取配当金	231
動産不動産減価償却費	982	預け金利息	0
支払手数料	16	受入雑利息	2,846
外国為替損	0	受入手数料	2,257
出資金処分損	4,029	有価証券益	42
有価証券償却	30	出資金処分益	27
貸付金償却	57,194	償却債権取立益	71
出資金償却	250	雑益	1,259
債券発行差金償却	337	貸倒引当金戻入	47,370
債券発行費償却	1,201		
雑損	1,616		
貸倒引当金繰入	44,522		
当年度利益金	26,113		
合計	539,282	合計	539,282

(注) 当年度利益金26,113百万円は、日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第41条第1項及び同法施行令(平成11年政令第271号)第3条の規定により、準備金として積み立てることとする。

第5事業年度末財産目録

平成16年3月31日現在

(金額単位:百万円)

科目	金額	備考			
貸付金	14,840,881	15,560口			
貸付金	14,733,869	15,526口			
直接貸付金	14,732,453	15,512口			
代理貸付金	1,415	14口			
外貨貸付金	107,012	34口			
出資金	244,077	375口			
有価証券	327,918				
国債	248,586	銘柄	額	面	帳簿価額
		政府短期証券	4口	40,000百万円	39,999百万円
		利付国庫債券(4・5・6・10年) 及び割引短期国庫債券	14口	203,400百万円	208,587百万円
社債	69,310		37口		
その他の証券	10,020	債務担保証券	2口	10,000百万円	
		新株引受権行使により取得した株式	1口	20百万円	
		新株予約権証券	1口	0百万円	
現金預け金	19,206				
現金	2				
預け金	19,204	当座預け金	日本銀行外	21行	2,304百万円
		普通預け金	三井住友銀行外	1行	16,900百万円
未収収益	68,898				
未収貸付金利息	68,051	期末現在における既経過未収貸付金利息			
未収保証料	10	期末現在における既経過未収保証料			
未収有価証券利息	835	期末現在における既経過未収有価証券利息			
雑勘定	533				
仮払金	95	39口			
保証金等	384	84口 業務用建物の賃借に係る敷金・保証金等の支出金			
その他雑勘定	53	123口			
動産不動産	37,928				
営業用土地建物動産	37,786	土地	91箇所	43,966㎡の65% 及び	139,906㎡
		建物	216棟	延 2,244㎡の95% 及び	延 108,579㎡
				延 846㎡の65%	
		什器	2,016点	402百万円	
		一括償却資産	101点	1百万円	
		権利金等	4口	2百万円	
			5口		
建設仮払金	141				
繰延勘定	2,296				
債券発行差金	2,296	債券の額面金額と売渡価額との差額			
支払承諾見返	76,821	支払保証 44件			
貸倒引当金	44,522				
計	15,574,038				

重要な会計方針等**1. 有価証券の評価基準及び評価方法**

移動平均法による原価法によっている。

2. 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 19,101百万円

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたとところにより、当該事業年度末貸付金残高(貸付受入金残高を控除)の3 / 1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は3.0 / 1000である。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1)消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2)繰延勘定の処理方法

債券発行費

日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたとところにより、発生した期に全額償却している。

債券発行差金

日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたとところにより、債券の平均年限に相当する期間(5、7、10、12、15又は20年間)内で均等償却している。

(3)延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は、95,466百万円となっている。

(4)クレジットデリバティブ取引

クレジットデリバティブ取引を活用した債務負担行為を行っており、当該取引にかかる信用リスクの引受取引の契約額は2,129,857百万円、信用リスクの引渡取引の契約額は2,113,457百万円となっている。

参考1

特殊法人会計 / 企業会計の差異説明

日本政策投資銀行法に基づく財務諸表(特殊法人会計基準ベース)と財務諸表等規則に基づいて作成した財務諸表(企業会計基準ベース)の間には以下の相違があります。

(金額単位: 億円)				
項目	特殊法人会計基準ベース	企業会計基準ベース	貸借対照表上の差額	損益計算書上の差額
資産自己査定・ 実質引当 (貸出金、出資金)	日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき平成11年大蔵省告示第284号第16条に規定された貸倒引当金(期末貸付金残高の3 / 1000上限)を計上。	金融庁作成による「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル(平成15年2月25日最終改正。以下「金融検査マニュアル」という。)に準じた債務者区分、債権分類を行い、部分直接償却を含め所要の引当金を計上。	4,065	890
	出資金に係る引当制度無し。	当行の出資金につき、貸付金と同様、「金融検査マニュアル」に準じ、一部減損を含め所要の投資損失引当金を計上。	342	3
退職給付会計	退職給付引当制度無し。 (予算単年度主義)	退職給付会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書(企業会計審議会平成10年6月16日)」)に準じ、平成15年3月末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて要引当額を計算し、数理計算上の差異を含め全額を計上。(役員に係る退職給付引当金も含む)	321	7
金融商品時価評価、 その他	時価評価未対応	金融商品会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書(企業会計審議会平成11年1月22日)」)に従い、保有有価証券の一部を時価評価。金利スワップ取引に対するヘッジ会計の適用。 外貨建取引会計基準(「外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書(企業会計審議会平成11年10月22日)」)に従い、外貨建資産の一部を期末為替レートで計上。外貨貸付・外国債発行に係る通貨スワップには振当処理を適用。 その他、一般に公正妥当と認められる会計処理基準に準じて計算。(経費支出に係る未払・前払補正等)	53	16

(注)貸借対照表上に生じる差額の総計は、「資本の部」中「当期末処理損失」及び「其他有価証券評価差額」に含まれています。また、損益計算書上に生じる差額の総計は、「当期損益」に含まれています。

参考2

業績推移

(1)年度別投融資金額

(金額単位:百万円)

項目	期別	第3期	第4期	第5期
		自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
構造改革・経済活力創造		354,878	379,619	416,090
経済構造改革		330,599	349,778	400,383
知的基盤整備		24,279	29,841	15,707
自立型地域創造		247,845	253,241	275,549
地域社会基盤整備		115,707	147,429	182,458
地域経済振興		132,138	105,811	93,091
豊かな生活創造		606,229	573,384	448,131
環境・エネルギー・防災・福祉対策		339,568	269,931	252,116
交通・物流ネットワーク		171,430	176,723	186,290
情報通信ネットワーク		95,231	126,730	9,725
小計		1,208,953	1,206,245	1,139,770
社会資本整備促進		46,736	55,769	43,362
合計		1,255,689	1,262,014	1,183,132
(うち出資)		(5,121)	(101,834)	(61,644)
債務保証等		11,100	2,272,257	15,400

(注)1.第3期、第4期の投融資は、第5期項目区分に従い、便宜的に区分を組み替えております。

2.ファンドに対する出資額は約諾額ベースで計上しています。

3.第4期の債務保証等実績には、企業の民間金融機関からの借入等に対する債務保証の実施21,088百万円のほか、クレジットデリバティブ取引等を活用したCLO(ローン担保証券)への取り組み(債務負担)が2,251,169百万円あります(SPCの発行する社債の取得10,000百万円、クレジットデフォルトスワップ取引2,241,169百万円)。

(2)年度別投融資残高

(金額単位:百万円)

項目	期別	第3期	第4期	第5期
		自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
構造改革・経済活力創造		2,211,306	2,153,896	2,192,177
経済構造改革		1,862,766	1,826,164	1,898,160
知的基盤整備		348,540	327,732	294,017
自立型地域創造		4,024,983	3,821,187	3,639,498
地域社会基盤整備		2,426,323	2,357,258	2,301,205
地域経済振興		1,598,659	1,463,929	1,338,292
豊かな生活創造		10,085,055	9,459,911	8,748,346
環境・エネルギー・防災・福祉対策		5,273,585	4,928,793	4,607,207
交通・物流ネットワーク		3,875,305	3,678,362	3,491,639
情報通信ネットワーク		936,163	852,755	649,499
小計		16,321,345	15,434,995	14,580,022
社会資本整備促進		704,481	678,910	641,596
合計		17,025,826	16,113,905	15,221,619
(うち出資)		(154,173)	(254,801)	(311,427)
債務保証等		78,103	2,338,884	2,216,678

(注)1.第3期、第4期の投融資は、第5期項目区分に従い、便宜的に区分を組み替えております。

2.ファンドに対する出資額は約諾額ベースで計上しております。

(3)連続貸借対照表

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	第3期	第4期	第5期
		自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
<資産の部>				
貸付金		16,803,973	15,790,022	14,840,881
(貸付金)		(16,668,898)	(15,667,815)	(14,733,869)
(外貨貸付金)		(135,074)	(122,207)	(107,012)
出資金		176,694	197,597	244,077
有価証券		283,317	475,734	327,918
現金預け金		113,549	38,209	19,206
未収収益		88,124	75,241	68,898
雑勘定		1,326	786	533
動産不動産		39,455	38,539	37,928
債券発行差金		1,810	1,876	2,296
支払承諾見返		78,103	87,715	76,821
貸倒引当金		50,411	47,370	44,522
合計		17,535,943	16,658,353	15,574,038
<負債及び資本の部>				
借入金		13,824,802	12,635,985	11,378,599
寄託金		31,225	28,038	24,851
債券		1,343,100	1,596,630	1,780,606
未払費用		77,472	64,536	51,126
雑勘定		76,474	62,252	40,726
支払承諾		78,103	87,715	76,821
(負債合計)		(15,431,178)	(14,475,158)	(13,352,730)
資本金		1,122,286	1,182,286	1,194,286
準備金		937,734	982,478	1,000,908
当年度利益金		44,743	18,429	26,113
(資本合計)		(2,104,764)	(2,183,194)	(2,221,307)
合計		17,535,943	16,658,353	15,574,038

(4)連続損益計算書

(金額単位:百万円)

科目	期別	第3期	第4期	第5期
		自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
<利益>				
経常収益		677,652	597,558	539,282
貸付金利息		617,721	541,247	482,935
保証料		242	505	582
有価証券利息		2,276	2,059	1,657
受取配当金		230	238	231
預け金利息		12	4	0
受入雑利息		18	1,283	2,846
受入手数料		3,416	1,200	2,257
有価証券益		55	15	42
出資金処分益		-	1	27
償却債権取立益		2	40	71
雑益		317	548	1,259
貸倒引当金戻入		53,359	50,411	47,370
合計		677,652	597,558	539,282
<損失>				
経常費用		632,908	579,129	513,168
借入金利息		481,051	402,281	335,382
寄託金利息		810	730	651
債券利息		42,249	36,208	37,572
短期借入金利息		0	0	0
支払雑利息		-	1,097	2,485
事務費		28,521	27,838	26,894
動産不動産減価償却費		1,196	1,119	982
支払手数料		42	28	16
外国為替損		-	-	0
出資金処分損		-	220	4,029
有価証券償却		-	-	30
貸付金償却		26,009	57,912	57,194
出資金償却		-	480	250
債券発行差金償却		460	391	337
債券発行費償却		877	1,518	1,201
雑損		1,277	1,932	1,616
貸倒引当金繰入		50,411	47,370	44,522
当年度利益金		44,743	18,429	26,113
合計		677,652	597,558	539,282

資料編

日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)〔抜粋〕
日本政策投資銀行中期政策方針(第2期)
中期政策方針(平成11年度～13年度)記載事項に係る
業務の実施状況の検討結果(運営評議員会報告)〔抜粋〕
中期政策方針(平成14年度～16年度)の実施状況に係る
検討について(平成15年度経過報告)〔抜粋〕
運営評議員会の開催実績概要
平成15年度政策金融評価報告書の概要
日本政策投資銀行投融資指針(主要部分)
投融資制度について
日本政策投資銀行 環境方針
役員
組織図
沿革
本支店事務所等所在地
本支店事務所等照会先

第1条(目的)

日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする。

第4条(資本金)

日本政策投資銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本政策投資銀行に追加して出資することができる。

第8条(役員)

日本政策投資銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

第19条(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第20条(業務の範囲)

日本政策投資銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であつて、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。)の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)、当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。))及び当該譲り受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。))は、一年未満のものであつてはならない。
 - イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。))に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。))に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。))に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金
 - ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に特に資する資金として財務大臣が定めるものに限る。))又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金
 - ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。))
 - 二 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資を行うこと。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。))を行うこと。
 - 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項に規定する資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という。))は、当該貸付けに係る資金の償還、当該保証に係る債務の履行、当該取得に係る社債の償還、当該譲受けに係る債権の回収又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

- 3 第一項の規定により行う資金の貸付けの利率及び債務の保証の料率並びに同項の規定により取得する社債及び譲り受ける貸付債権の利回りは、日本政策投資銀行の収入が支出を償うに足るように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常の条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

第21条(業務の条件)

日本政策投資銀行は、その業務の運営に当たっては一般の金融機関の行う金融等を補完し、又は奨励することとし、これらと競争してはならない。

- 2 日本政策投資銀行は、一般の金融機関から通常の条件により貸付け若しくは債務の保証を受け、日本政策投資銀行以外の者が応募その他の方法により取得する社債の発行により資金の調達を行い、又は日本政策投資銀行以外の者から出資を受けるのみでは事業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等(貸付債権の譲受けを除く。)を行うことができる。

第22条(中期政策方針)

日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した三年間の中期の政策に関する方針(以下「中期政策方針」という。)に従って、貸付け等を行わなければならない。

- 2 日本政策投資銀行は、主務大臣の中期政策方針の作成に当たり、主務大臣に意見を述べることができる。
- 3 中期政策方針には、日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項について記載しなければならない。
- 4 主務大臣は、中期政策方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第23条(投融資指針)

日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、政令で定めるところにより、投融資指針(日本政策投資銀行の貸付け等の前提となる政策目的、対象事業その他貸付け等に係る各事業年度の指針をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

- 2 日本政策投資銀行は、毎事業年度主務大臣が定める日までに当該事業年度に実施予定の投融資指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

第24条(運営評議会)

日本政策投資銀行に、運営評議会を置く。

- 2 運営評議会は、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討し、その検討結果を総裁に報告する。
- 3 総裁は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その検討結果を主務大臣に報告の上、公表しなければならない。
- 4 運営評議会は、評議員八人以内で組織する。
- 5 評議員は、学識又は経験のある者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。
- 6 評議員の任期は、四年とする。

第28条(予算)

日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十二条第一項又は第二項の規定による借入金の利子、同条第五項の規定による寄託金の利子、第四十三条第一項又は第四項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。
- 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。
- 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

第41条(利益金の処分及び国庫納付金)

日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。

- 2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。
- 3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。
- 4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第42条(資金の借入れ等)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金をすることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他財務省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金をすることができる。
- 5 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができる。

第43条(日本政策投資銀行債券の発行)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券(第四十五条第四項を除き、以下「銀行債券」という。)を発行することができる。

参 考 (役員の給与および退職手当の支給に関する基準)**1. 社会一般の情勢への適合**

日本政策投資銀行法第19条では、役員の給与及び退職手当(以下「給与等」という)の支給の基準を定めるに当たって、社会一般の情勢に適合することが求められている。その際、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2. 役員の給与等の区分

役員の給与等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 役員給与：報酬、特別調整手当、特別手当、通勤手当
- (2) 役員退職手当：退職手当

3. 役員給与**(1) 報酬**

報酬は月額をもってこれを定め、毎月定額を支給する。

(2) 特別調整手当

特別調整手当は報酬に100分の12を乗じた額として、毎月報酬と同時に支給する。

(3) 特別手当

特別手当は、1月より6月までの分を6月に7月より12月までの分を12月に支給する。

(4) 通勤手当

通勤手当は、通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給する。

4. 役員退職手当

退職手当は、当該役員の在職月数1月につき、当該役員の退職の日における報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に総裁が別に定める委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。

5. 就退任に伴う給与等の計算

就任または退任の場合、報酬及び特別調整手当は日割により、特別手当及び退職手当は月割により計算する。

6. その他

- (1) 役員の報酬の金額及び特別手当の支給率は、総裁がこれを定める。
- (2) 役員の給与等の支給に関する細則その他の事項は、別に定める。

付則

この基準は、平成16年1月1日から実施する。

(参考) 役員の報酬月額及び特別手当の支給率

1. 報酬月額(単位：千円)

総裁	1,301
副総裁	1,187
理事	999
監事	824

2. 特別手当の支給率

支給率3.30ヶ月/年

特別手当 = [(報酬月額 + 特別調整手当) + (報酬月額 × 0.25) + (報酬月額 + 特別調整手当) × 0.2] × 支給率

平成14年3月29日

平成14年度から平成16年度までの日本政策投資銀行の業務の運営は、下記の要領によるものとする。

記

・日本政策投資銀行の業務運営に関する基本的な考え方

1. 我が国の経済社会は、グローバルな競争の下で経済活性化に向けた再構築を求められており、政策金融は常にその時々に変化する時代のニーズを的確に捉え、機動的に対応することが必要とされている。こうした中、日本政策投資銀行は、新産業の育成、事業再生等による産業の活性化、環境保全、雇用機会の創出等を図り、日本経済の構造改革、循環型経済社会の構築、安定的な社会基盤の形成等を推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に寄与することとする。
2. こうした業務運営に当たっては、国の経済運営に関する諸方針を踏まえるとともに、平成13年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に沿って、民業補完に徹した事業見直しを行うこととする。

・日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

日本政策投資銀行は、前節において示した業務運営の基本的な考え方に則り、以下の3つの視点に立脚し、長期資金の供給等を行うこととする。

また、プロジェクトファイナンス等の考え方に基づく新しい金融手法の開発、プロジェクト形成等を通じたノウハウの更なる蓄積に努め、これらを有効活用して事業の円滑な推進に寄与するとともに、経済社会の変化を見据えた情報の生産・発信を行う等、「ナレッジバンク」機能を適切に発揮していくこととする。

1. 経済活力創造

経済構造改革、知的基盤の整備の推進等のため、産業の空洞化を防ぎ、未来産業の創造に向けて、特に事業再構築・再生支援等の円滑な促進、新技術開発、新規事業の育成等を図ることとする。

2. 豊かな生活創造

環境対策、エネルギー・セキュリティ対策、防災対策、福祉・高齢化対策、交通・物流・情報通信ネットワーク整備の推進等のため、リサイクルの促進、バリアフリー化、安全で暮らしやすい社会の実現、人・物・情報の円滑な交流等を図ることとする。

3. 自立型地域創造

地域の社会基盤整備、活力創造、連携と自立支援等のため、各地域の特性と個性を踏まえ、都市再生、社会資本整備、雇用機会の創出、地域産業の活性化等を図ることとする。その際、地方の公共セクター、地域金融機関等との連携を深めながら、PFI等の手法を重点的に活用する。

なお、金融・資本市場が十分に機能しない場合あるいは災害の発生等、内外経済社会の緊急時の政策的要請に対しては、適切かつ機動的に対応する。

・業務に関する重要事項

日本政策投資銀行は、業務運営に当たっては、運営評議員会の意見を十分踏まえるとともに、次の事項について十分留意することとする。

1. 民業補完の徹底

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、プロジェクト・ファイナンス、地域プロジェクト等リスクの高い業務に特化していくこととする。このため、不断の事業見直しを行い、金融経済情勢を踏まえつつ、融資規模及び貸付債権残高の圧縮を図る。また、保証機能を積極的に活用する。金利体系については、市場金利との調和に一層配慮したものに直視することとする。なお、民間金融の補完・奨励という位置づけを徹底する観点から、融資比率の引下げに努めることとする。

2. 業務の合理化・運営の効率化

特殊法人等改革の趣旨を踏まえ、経済社会情勢の変化に応じて、業務の一層の合理化・効率化に努めることとする。特に、出融資等の対象事業の新設又は拡充を行う際には、原則として、従前の対象事業の廃止又は縮小を行うこととする。

3. 財務の健全性の保持

業務運営に当たっては、償還確実性の原則、収支相償原則の下、財投機関債の発行による資金調達が多様化への対応、事業者の信用状況に応じた適切な債権管理を含め、リスクの一層厳格な管理及びALM体制の充実を図り、財務の健全性の確保に十分努めることとする。

4. ディスクロージャーの充実

財務内容の透明性の一層の向上のため、資産自己査定及び外部監査の充実に努め、迅速な開示を行うこと等により、ディスクロージャーの一層の充実に取り組むこととする。

また、情報公開法に適切に対応するための体制の整備を行うこととする。

5. 政策金融評価の実施と事業見直しへの反映

政策金融評価については、全投融資案件について個別案件評価を実施するとともに、投融資制度の有効性の評価、大規模プロジェクト等の詳細評価、これらを踏まえた総括評価を行い、その結果を事業見直しへ反映させることとする。なお、政策評価の手法については、より実証的な手法の採用に努めることとする。

6. 地域整備関連分野等に対する適切な支援の継続

日本政策投資銀行設立時(平成11年10月)に引き継いだ業務については、引き続き適切な運営を行うこととする。

総括

平成11～13年度の同行の業務については、中期政策方針に則り実施され、特に、現下の厳しい経済環境下において、日本経済の活性化に向けた重要かつ意欲的な取り組みが行われているものと認められる。

また、ディスクロージャーへの取り組み、政策金融評価の実施などアカウンタビリティ確保のための努力は高く評価できる。

引き続き、財務の健全性保持等業務運営上の規律を遵守しつつ、対象分野の不断の見直しと政策効果の的確な把握に努めることによって業務の重点化・効率化を図り、同行の本旨である我が国経済社会政策への金融上の寄与を果たしていくことが肝要である。

中期政策方針記載事項に則した検討結果は、以下のとおり。

<日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項>

同行は、政策金融機関として、政策的な意義は高いものの、事業リスク、期間リスク等が高く、民間金融機関のみでは資金供給が基本的に困難な事業に対して、投融資を行っている。

中期政策方針においては、自立型地域創造、豊かな生活創造、経済活力創造の3分野に主眼を置くことが規定されている。

上記に基づく代表的投融資分野としては、以下が挙げられる。

プロジェクトファイナンス、PFI手法の活用による社会資本整備

市街地再開発、街づくり等による都市再生や地域活性化

自然エネルギー開発、リサイクル促進等の環境対策

バリアフリー化、モーダルシフト等に対応した交通・物流ネットワーク整備

光ファイバーやCATV網の整備等情報通信ネットワーク整備

DIPファイナンス、企業再建ファンド等の事業再生

新技術開発、ベンチャー企業育成等

また、同中期政策方針においては、平成13年3月31日までを限り貸し渋り対策を推進すること、さらに阪神・淡路大震災の復旧・復興の推進に配慮することが、規定されている。

自立型地域創造分野

地域中核施設の整備、都市再生プロジェクトなどを推進するためには、長期安定的な資金を必要とすることから、引き続き同行の支援を要する分野であると認められる。取り組みに当たっては、地域の個性と特性を踏まえて対象事業の選別を図っていくことが必要である。また、高齢化社会の到来を迎え、バリアフリー化に配慮した社会資本整備を進めることが期待される。

具体的なプロジェクト推進に当たっては、財政制約の下、従来型の第3セクター手法に代わるものとして、プロジェクトファイナンス、PFIなどの活用に努めることが必要である。

豊かな生活創造分野

今後の持続的成長を図る上で環境問題は特に重要であり、循環型社会システムの構築、地球環境問題などにおける先導的な取り組みが期待される。こうした分野への取り組みに当たっては、重点的に取り組むべき分野のプライオリティを明確にすることが必要である。

交通・物流ネットワーク整備においても、このような環境問題あるいはバリアフリー化等への対応に配慮することが必要である。

また、情報通信など技術革新の著しい分野に関しては、的確な見直しをもった対応が重要であり、機動的なプログラムの見直しが必要である。

経済活力創造分野

新たな活力の源泉となる新産業の育成、新技術開発の促進など、政策金融による支援が期待される分野・事業が存在するが、ベンチャー企業の支援においては事業発展段階に応じた適切な与信手段を選択することが重要である。

当面する課題として、DIPファイナンス及び企業再建ファンド等事業再生分野で積極かつ柔軟な対応を行い、民間金融機関の取り組みを誘導する役割が期待される。その際、過剰供給力の温存とならぬよう、対象企業の選別には厳格に対応すべきである。

貸し渋り対策等

貸し渋り対策、阪神・淡路大震災対策については、機動的対応により所期の目的を達成したものと認められる。

その他日本政策投資銀行に期待される取り組み

投融资機能に付随するナレッジ機能の発揮も重要であり、同行の公的、中立的立場を活かし、リスクの高い分野での事業化の推進、地域や産業の課題解決に向けた情報発信、ネットワーク機能の発揮などの取り組みが期待される。

また、個々の企業の環境対策向上に向けた取り組みの支援、同行自身における環境マネジメントシステムの構築などへの一層の注力が期待される。

<業務に関する重要事項>

民間金融の補完・奨励

民間金融の補完・奨励に関しては、政策金融評価システムの導入により、個別案件のチェックが行われている。また、平成13年度より期間別、リスクに応じた金利設定も進められており、市場金利との調和に向けた取り組みが図られている。

業務の重点化・合理化等

投融资規模は、平成13年度計画では過去のピークの半分程度に縮小されており、政策緊要度に応じた対応となっている。

今後は、民業補完の一層の徹底の観点から、対象分野の不断の見直しに加え、債務保証機能の活用、貸付債権の流動化に向けた具体的取り組みが必要である。

財務の健全性の保持

信用リスク管理に関しては、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した資産自己査定を実施しており、財務内容は概ね健全な水準を確保している。

今後とも、民業補完を図りつつ、政策的に必要な高リスク事業への対応を行う上で、引き続き適切なリスク管理に努めていくことが必要である。

ディスクロージャーの充実

平成13年3月期決算では、外部監査法人の監査を受けて他の政府系金融機関に先駆けて民間基準での財務諸表を作成、公表するなど、新たな取り組みが進められている。

業務の円滑な引継ぎ等

地域プロジェクトの支援、環境事業団等融資業務の継承等、円滑な引継ぎが行われたものと認められる。

・検討経過報告の趣旨

中期政策方針(平成14年度～16年度)に係る日本政策投資銀行法第24条に基づく報告(以下「報告」という。)の作成公表は、第2期中期政策方針(現行)が終了する平成16年度を予定しているが、現行の中期政策方針に基づく業務の実施期間が2年を経過したことから、平成15年5月に取りまとめた14年度の経過報告に続き、今般15年度の経過報告を取りまとめるものである。

・これまでの開催状況の概要

平成15年4月から平成16年3月までの間に、4回の運営評議員会を開催した。議題の内容は以下のとおりである。
略(125ページ参照)

・中期政策方針記載事項の実施状況に係る検討状況

1. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

(1) 経済活力創造

運営評議員会の検討状況

15年度は、対日投資促進業務等に関して説明を受けた。

意見等

本来であれば競争力の強化のため、海外企業との事業統合・再編を進めていくべき業界においても、実際には我が国の経営者の意識が低く、なかなか統合・再編が進んでいない。従って、対日投資促進の活動を行う際には、海外で広報活動などを行うのみならず、国内の経営者の意識を高める活動も行っていく必要がある。

対日投資の促進のため、同行による低コスト資金を活用することについては、我が国の企業の競合相手である外資企業に、財政を活用した同行の資金を提供する面もあることから、十分に配慮した取組みを行う必要がある。

M&A支援業務については、大企業から分離される事業のみならず、後継者難の企業なども対象としていくことが望ましい。

(2) 豊かな生活創造

運営評議員会の検討状況

15年度は、環境問題への取組み等に関して説明を受けた。

意見等

省エネルギー対策について、産業部門では進捗がみられるが、オフィスビル、病院、学校などといった民生部門については、まだ対応が遅れている。資金回収に長期を要する等の理由からまだ市場が拡大していないものの、民生部門の省エネを進める上で有力な手段であるESCO(Energy Service Company)事業に対する同行の支援を期待する。

NOx・PM規制の強化により、トラック運送業者は低公害車への乗り換え等への対応が迫られているが、国の助成や民間金融機関からの融資のみでは対応が難しいことから、同行の支援を期待する。

土壤汚染の浄化については、行政サイドで運用にばらつきがあり、現場での混乱を招いていることから、同行がこの分野でのノウハウを積み重ねた上で、運用ルールの整備に向けた関係各所への働きかけを行うことを期待する。

16年度より導入される環境スコアリングを活用した融資は、画期的な取組みである。今後同行が、スコアリング項目の公表や、企業へのスコアリング結果のフィードバックに取り組むことを期待する。

環境スコアリングを活用した融資は、スコアリング結果の良好な、環境に関心のある主体が行う環境投資を支援するものであるが、むしろ環境配慮への取組みが遅れている主体に対して、環境配慮を促すようなインセンティブを与えていく必要がある。

(3) 自立型地域創造

運営評議員会の検討状況

15年度は、地域再生に向けた取組みや、PFIへの取組み等に関して説明を受けた。

意見等

地域振興に取り組む際には、地銀とリレーションシップ・バンキング機能の強化を進めることに加え、地域企業等の地域振興の担い手と密接な関係を築き、地域振興そのものの中に入りこむという姿勢で臨む必要がある。

地域再生や都市再生を進めていく上で、社会的な便益を大きくするには、単体の事業を別々に進めるのではなく、周辺も含めた一体的な事業として進める必要がある。従って、同行が再生を支援する場合にも、周辺と一体での再生を誘引するような工夫をしていく必要がある。

喫緊の課題として「地域再生」が取り上げられているが、今後も、再生のみならず、「自立型の地域創造」という概念を意識した取組みが必要である。

構造改革特区制度を活用し、それぞれの地域が自発的な取組みを開始しているが、同行からも、特区内の事業やインフラ整備などといった取組みを支援していくことを期待する。

PFIIは、イギリスで成功を収めた手法であるが、日本で導入していくに当たっては、イギリスの手法をそのまま取り入れるのではなく、我が国に適した新しい手法も加味した日本式のPFIIというものを追求していくことが必要である。

PFIIは、民間活力の活用を主眼に置いた制度であることに鑑みれば、同行のPFII支援についても、単なる施設の整備ではなく、運営面で民間の創意工夫の活用できる事業を対象としていくことを期待する。

（4）各分野に共通する「ナレッジ・バンク機能」の発揮

運営評議員会の検討状況

15年度は、対日投資促進、環境問題、地域再生、PFII等の分野におけるナレッジ機能の発揮に関し、説明を受けた。

意見等

情報発信活動の一つとして、地域の地道な取組みの紹介を行っているという点は、評価できるものであり、今後もこうした取組みへの注力を期待する。

これまで同行が積み上げてきたリスク分担に関するノウハウを、全国の自治体等に提供することで、地域の活性化につなげていくことを期待する。

全国各地に有する10数ヶ所の支店等を十分に活用した上で、地域振興のためのナレッジ機能を発揮していく必要がある。同行は、資金供給を行うという金融面の役割に加え、事業計画の策定への関与などナレッジ面の役割も担っているが、後者の役割をどの程度担っていくかについては、個々の案件の性格や事業者の要望に応じて適切に対応していくことが必要である。

2. 業務に関する重要事項

運営評議員会の検討状況

これまでに、平成16年度投融资計画、平成15年度政策金融評価結果、平成14年度及び平成15年度上半期決算、情報公開法施行への対応状況に関する説明を受けた。

意見等

（民業補完の徹底）

一般の民間金融機関ではリスクが大きく、手に負えないが、国としてどうしても必要な大きいプロジェクトについて、同行がリーダーシップを発揮して取り組む必要がある。

「民業でできるところは民業で」という民業補完原則の下で、なお、融資残高の削減や投融资予算額の圧縮を進めていく必要がある。

同行の役割は、旧開銀・北東公庫時代から変化した部分もある一方、都市再生、地方再生、あるいは環境等の分野において、回収期間が長期にわたったり、採算面で厳しい案件が存在することから、同行の政策金融、民業補完といった機能は引き続き必要である。

投融资計画に定められた投融资資金枠を使い果たした場合でも、同行の資金が社会的に必要とされる事態が発生すれば、調達などの部分で何らかの措置を講じ、新たな資金供給を行うなど、計画の弾力的な運用がなされることを期待する。

（財務の健全性の保持）

金融機関である以上、政策効果をあげると同時に、投融资の回収も確実に行うことが重要である。

市場からの調達にシフトしていくという基本的な路線の下、財投機関債による調達は少しでも増やしていく努力が必要である。

同行がリスクテイク、新しい手法の融資に積極的に取り組んでいる点は非常に評価できるが、それだけに、リスクの評価・管理のレベルアップに一層取り組む必要がある。

債券調達へのシフトという調達構造の変化が進むことで、平均的な調達期間の短縮が予想されるが、そうした調達構造の下であっても、引き続き社会的に必要とされる長期資金の供給が維持される必要がある。

（ディスクロージャーの充実）

これからの成長分野であり、同行に重点的な取組みを期待する環境分野において、新たに環境報告書の作成という取組みを行ったことは高く評価できる。

（政策金融評価の実施と事業見直しへの反映）

政策金融評価の仕組みを構築し、政策効果の測定をプロジェクト毎に分析した上で全体の状況を把握している点については、高く評価できる。その上で、「民間でできることは、民間に委ねる」という民業補完原則を踏まえ、「当該プロジェクトを民のみで行うことができるかどうか」という観点からの評価も加えることを期待する。

同行は、成果に不満な点の残る案件を、皆無にするという姿勢で業務に取り組むのではなく、ある程度リスクがあり、成果に不満な点が出る可能性のある案件にも挑戦していく姿勢を持つことが重要である。

政策評価についても、一般的に行われる評価・管理と同様、リスク量を想定した上で予め目標を立て、その目標に結果を限りなく近づけていくというプロセスを導入する必要がある。

以上

運営評議員会の開催実績概要

回数	年月日	概要
第1回	平成11年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策投資銀行概要と運営評議員会の今後の進め方 ・政策金融評価の考え方について
第2回	平成12年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度投融資計画について ・「経済活力創造」への取り組み - 経済構造改革・新技術開発 -
第3回	平成12年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊かな生活創造」を支える環境調和型エネルギー政策
第4回	平成12年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度決算概況 ・「自立型地域の創造」と「豊かな生活の創造」に向けた都市開発の取り組み
第5回	平成12年9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度概算要求について ・情報通信分野における政策銀行の取り組み～ケーブルテレビ事業を事例として～
第6回	平成13年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度投融資計画について ・「自立型地域創造」に向けた政策銀行の取り組み ・中期政策方針の実施状況にかかる検討について(経過説明)
第7回	平成13年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国におけるベンチャービジネスの現状と当行の対応について
第8回	平成13年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度決算概況 ・「豊かな生活創造」に向けた物流ネットワーク整備への取り組み
第9回	平成13年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度概算要求 ・中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況に関する検討報告の取りまとめについて
第10回	平成13年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度補正予算における対応について ・日本政策投資銀行運営評議員会報告書について ・政策銀行の社会環境問題への取り組み
第11回	平成14年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期中期政策方針について ・今後の運営評議員会の進め方について ・国内製造業のあり方に関するナレッジ活動について
第12回	平成14年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度決算について ・ALM・リスク管理について ・資産査定とリスク管理債権等について
第13回	平成14年10月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度概算要求について ・平成14年度日本政策投資銀行政策金融評価報告について ・「都市再生」への取り組みについて
第14回	平成15年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度投融資計画について ・プロジェクトファイナンスをめぐる新しい動き ・事業再生への取り組みについて
第15回	平成15年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開法施行への対応状況 ・環境問題への取り組みについて
第16回	平成15年9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度決算について ・平成16年度概算要求について ・対日投資促進業務への取り組みについて
第17回	平成15年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度政策金融評価報告について ・PFIへの取組み状況について
第18回	平成16年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度投融資計画について ・平成15年度上半期決算について ・地域再生に向けた取り組みについて

平成15年度政策金融評価報告書の概要

1. 報告書の位置づけ

日本政策投資銀行(以下、政策銀行)は、平成12年度より政策金融評価の仕組みを全行的に導入し、13年度には政府系金融機関としてはじめて、「平成13年度政策金融評価報告書」を取りまとめて、運営評議員会(日本政策投資銀行法に基づき設置された外部評価機関)に報告するとともに、公表を行った。運営評議員会は、政策銀行の中期の政策上の目標を盛り込んだ「第1期中期政策方針(11~13年度)の最終年度にあたることから、機関の内部評価結果である同報告書の内容も踏まえつつ、政策銀行の業務の実施状況に対する運営評議員会としての外部評価結果を取りまとめ、主務大臣への報告、公表を行った。運営評議員会報告書は、主務大臣の作成する第2期中期政策方針(14~16年度)に反映され、その中には、業務に関する重要事項として、政策金融評価への取り組みが明記された。

政策金融評価報告書は、以後内部評価報告書として毎年度作成され、運営評議員会に報告、公表されており、以下に平成15年度版の概要を紹介する。

2. 報告書の概要

(1) 個別案件事前評価の集計結果

- ・ 個々の投融資案件について、対象事業の政策性(投融資の対象事業がもたらす有効性・成果)、投融資の役割(対象事業の実施に際し、政策銀行の投融資が果たした役割)を評価。14年度投融資案件に係る投融資時の評価(事前評価)を集計した結果を報告。

	14年度	総額	備考
件数	741件	-	工事が複数年度にまたがる対象事業も多いため、14年度分と総額を表示(、の数値は、総額ベースでの効果)。対象事業費は、投融資によりその推進を支援したプロジェクトの事業費。
投融資額	1兆1,565億円	3兆4,498億円	
対象事業費	3兆8,704億円	10兆2,654億円	

雇用・経済面での効果(対象事業による雇用機会の確保と経済活動の拡大)

対象事業による雇用機会確保	7万4千人	対象事業実施後の数字。雇用機会確保は、対象事業単位での把握を原則とするが、DIPファイナンス、緊急時対応融資など、企業全体に関わる投融資案件については、全従業員を計上したケースもある。
(参考)対象事業者の従業員数	29万人	
対象事業による売上増	1兆1千億円	
(参考)対象事業者の売上高	20兆円	

対象事業の政策性(例示)
(構造改革・経済活力創造)

分野	主な政策効果
規制緩和・事業革新等	規制緩和がなされた分野での新規参入や設備投資の促進の一環として電気事業新規参入 発電出力規模増分:72万kW 司法プロセス等を通じた再建途上の企業へのDIPファイナンス、事業者が実施する事業の再構築を支援(9社) 雇用機会の確保:1.3万人(最大数)
対日アクセス促進 新規事業育成	外国・外資系企業の対内直接投資5社、投資総額87億円を推進 IT、メカトロなどベンチャー企業等(44社、総事業費119億円)の事業展開を推進

(自立型地域創造)

分野	主な政策効果
地域街づくり、地域社会資本	市街地再開発等による地域街づくりの推進 延床面積225万㎡増、霞ヶ関ビル15個分 防災性の向上:解消した非耐火建築物の面積7.2万㎡ 土地の合理的かつ健全な高度利用:容積率271% 678% 良好な都市環境の整備:公共施設・都市利便施設等14万㎡を創出(東京ドーム3個分) 地域冷暖房の導入による、都市におけるエネルギー供給の効率化、省エネ、環境負荷低減を推進(供給区域1,308ha増、東京ドーム280個分)
地域活力創造、 地域連携・地域自立支援	地域の活力を創造するプロジェクトや、地域特性、地域毎の発展の方向性等を活用・伸長するプロジェクトを推進 雇用機会の確保:1.2万人(うち過疎・産炭地等の条件不利地域:1.4千人) 売上拡大:1,862億円(うち過疎・産炭地等の条件不利地域:585億円)

(豊かな生活創造)

分野	主な政策効果
環境対策	温室効果ガスの排出抑制など環境負荷の観点から優れたエネルギー源である水力・風力発電(発電出力規模246万kW増)の開発を推進 古紙・廃プラ等のリサイクル事業(再資源化量17万t/年) 廃棄物処理施設の整備(廃棄物処理量7万t/年 増加)を推進
福祉・高齢化対策	建築物のバリアフリー化(対象延床面積9.5万㎡)を推進
交通ネットワーク	大都市圏、都市間交通において国民の生活基盤として重要な役割を果たす鉄軌道事業の安全防災対策、輸送力増強を推進(対象事業を実施する鉄軌道事業者の輸送客数87億人/年、除去された踏切数184ヶ所)
情報通信ネットワーク	第一種電気通信事業用通信システム整備による光ファイバの敷設(対象工事延長3万5千km)、教育用電子計算機の導入(導入台数2万6千台)を推進

投融資の役割

- ・政策銀行は、社会的有用性の高いプロジェクトに対して良質な資金を供給することで、その事業性を高め、プロジェクトの円滑な実施を誘導・促進することを役割としている。
- ・ここでは、政策銀行の投融資が、プロジェクトを誘導・促進するうえで果たす金融面での役割を類型化し、把握を試みた(以下の%表示は741件に占める件数ベースの構成比。複数回答可)。

(金融市場の機能の補完)

- ・金融市場の制約により、事業者が必要とする資金を質的・量的に十分に確保できない場合、政策銀行がこれを供給することでプロジェクトの事業性を高めた。

期間補完	74%	投資回収に長期を要する事業への長期・固定資金の供給
安定資金性	33%	工期が長期にわたる事業等への安定的な資金供給
事業リスク補完	28%	リスクの高い事業への十分な資金供給
緊急時対応	4%	緊急時における十分な資金供給

(情報機能の活用)

- ・政策銀行が、中立・公平な立場から十分な審査や情報発信等を積極的に行うことで、プロジェクトの事業性を高めた。
- ・先進的金融手法を活用した案件の割合が増すなど、情報機能の発揮の重要性が増している。

信用補完	21%	審査機能の活用による事業者の信用力強化
先進的金融手法の活用	12%	プロジェクトファイナンス等の新しい事業手法・金融手法の活用
事業形成支援	4%	プロジェクトメイキングのノウハウを活かした知的支援
情報発信	2%	審査を通じた対応策やその他調査情報の発信

(2)個別案件事後評価の集計結果

- ・過去に個別案件事前評価を実施した投融資案件のうち、原則として平成14年度が完成後2年目に該当する案件を対象として、対象事業の政策性(投融資の対象事業がもたらす有効性・成果)、投融資の役割(対象事業の実施に際し、政策銀行の投融資が果たした役割)について当初見込んだ成果が得られたか否かを事後的に検証。3段階にて評定。

(単位:件、億円)

	対象	備考
件数	681	対象とした案件は、現行の政策金融評価システムが導入された平成12年度以降に投融資を実行し、同年度内に対象事業が完成、すなわち平成14年度が完成後2年目に該当する案件である。ただし、完成後2年目を迎える前に完済となったアーリーDIP等は2年目を待たずに事後評価を実施した。
投融資額	10,386	
対象事業費	37,000	

雇用・売上高の事前・事後評価の比較分析

	予想(事前評価)	実績(事後評価)	備 考
対象事業による雇用機会確保	5万7,600人	5万8,900人	昨今の経済環境を反映し増収効果は予想を下回った。但し、一部大型案件の落ち込みが主因であって、多くの案件ではおおむね予想並みの実績となった。
対象事業による売上増	7,159億円	5,782億円	

投融資の政策目的実現への貢献の検証(例示)

分 野	主な政策効果
環境対策	<p>事後評価対象681件のうち、環境対策のプログラムに基づく政策効果を有する案件28件(投融資額2,200億円)、環境対策以外のプログラムを適用したが、環境効果を有する案件71件(投融資額3,100億円)の計99件(投融資額5,300億円)が環境対策に貢献していることを検証。</p> <p>事後評価対象案件の投融資により、リサイクル施設の設備を支援することで処理量が11万t/年増加したが、これは国内における廃棄物再資源化量の年間増加量(平成8年度から12年度までの増加の年平均)である135万t/年の8%に相当することを検証。</p> <p>事後評価対象案件の投融資により、天然ガス供給量を3.9億m³増加させることに貢献したが、わが国の天然ガス需要量の増加(平成10年度から13年度までの増加の年平均)である27.5億m³の14%に相当しており、クリーンエネルギーである天然ガスの地域への導入の促進を通じて、2010年までに天然ガス化を完了させるという政府目標に寄与したことを検証。</p>
規制緩和・事業革新等	<p>事後評価対象案件のうちDIPファイナンスにより、雇用機会の確保3万人を実現したが、これは平成13年度(失業者348万人)から14年度(失業者360万人)にかけての失業者の増加12万人を考慮すると、DIPファイナンスなかりせば、失業者として発生しえた3万人(最大数)を加味した15万人の失業者増加の2割を緩和する効果を発現したことを検証。</p>
福祉・高齢化対策	<p>事後評価対象案件の投融資により、床面積53万3千m²の建築物のバリアフリー化を促進したが、これは東京ドーム11個分の規模に相当することを検証。</p>

3段階評価の結果

(単位: 件、%)

	合計							
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
プログラムに基づく政策効果	24	4	616	90	41	6	681	100
経済社会的効果	30	4	614	90	37	5	681	100
投融資の役割	31	5	619	91	31	5	681	100

尚、3段階評価の基準は次の通り。

- ：有効性・成果が非常に高い
- ：有効性・成果が満足できる
- ：有効性・成果に不満な点がある

(3)プログラム評価(平成16年度より「投融資制度評価」に改称)

・個別案件評価から得られた情報等に基づき、投融資制度(プログラム)を評価。政策銀行のプログラム全てについて評価を行った結果を報告。

プログラム評価の視点

・政策目的の妥当性(プログラムの前提となる政策目的が引き続き存在するか)、政策金融の必要性(引き続き政策金融による関与が必要か)、プログラムの有効性(当初想定された政策目的に基づき、プログラムが有効に機能しているか)の視点から評価を行い、企画立案(Plan)に反映すべき事項を明確化。

プログラム評価結果

・細分化したプログラム(142事業)毎に評価結果を類型化した結果を集計。
 ・政策目的の妥当性:17事業において政策目的が拡大、4事業で変化、1事業で達成済と認められる。

政策目的の妥当性	政策目的が 拡大	継続	変化	達成	合計
該当事業数	17	120	4	1	142

・政策金融の必要性:8事業において政策金融による関与の必要性が増大、4事業で減少、2事業では関与が不要となったものと認められる。

政策金融の必要性	政策金融による 関与の必要性が 増大	関与の必要性が 継続	関与の必要性が 減少	関与の必要性が 認められない	合計
該当事業数	8	128	4	2	142

・プログラムの有効性:20事業においてプログラムが有効には機能しておらず、13事業についても十分有効には機能していないものと認められる。

プログラムの 有効性	プログラムが有効に 機能	十分有効には機能して いない	有効に機能していない	合計
該当事業数	109	13	20	142

・企画立案への反映を検討すべき事項:政策目的の実現に向けてプログラムが有効に機能するよう、15事業で要件や運用の拡充、17事業で見直しの検討が必要。また、18事業については、プログラムの抜本的な見直しを検討すべき。

企画立案への反映 を検討すべき事項	プログラムの要件 や運用の拡充を 検討すべき	プログラムの継続 が適当	プログラムの要件 や運用の見直し を検討すべき	プログラムの抜 本的な見直しを 検討すべき	合計
該当事業数	15	92	17	18	142

(4)プロジェクト評価

- ・平成14年度に実施したプロジェクト評価4件(FAZ、M & A、リサイクル施設、風力発電施設)の評価結果、評価から得られた知見を報告。
プロジェクトの経済社会的効果
- ・M & A案件以外の各プロジェクトについて、費用便益分析手法を用いたプロジェクトのアウトカム把握に取り組んだ。
- ・費用便益分析がなじみにくいクロスボーダーM & A 案件については、統計データ、財務データ等を利用した定量的評価及び定性的評価を実施。
評価の結論と政策銀行の役割
- ・各評価対象プロジェクトについては、経済社会的効果の観点から相応の効果を収めていると評価出来るが、プロジェクトの政策効果を引き続き発揮するために、各関係者の適切な取り組みが求められる事例も認められた。
- ・これらのプロジェクトの推進に際しては、政策銀行の投融資による事業リスク補完、信用補完、期間補完等を活用したほか、関係当事者間の利害調整及びプロジェクトファイナンス手法の活用を通じた事業形成支援やプロジェクトの経済効果の把握を通じた今後の取り組み指針提供等を行った。

(注)平成15年度政策金融評価報告書の全文は、当行ホームページからダウンロードできます。

URL:<http://www.dbj.go.jp/japanese/about/estimate.html>

平成16年3月31日
日本政策投資銀行
総裁 小村 武

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法第23条第1項に基づき、平成16年度(自平成16年4月1日
至平成17年3月31日)における投融資指針を以下のとおり定める。

【第1】総則

1. 貸付け等の基本方針

本行の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という)は、民間金融の補完・奨励の趣旨及び償還確実性の原則を踏まえつつ、中期政策方針及びこの投融資指針に従って行う。

2. 記載の原則

日本政策投資銀行法施行令第2条に定める投融資指針の記載事項については、この総則に定めるもののほか、貸付け等の項目毎にこれを定める。

3. 貸付け等の利率等

貸付け等(出資を除く)に適用する利率等は、本行の収入が支出を償うに足りるように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向(社債市場および民間金融機関貸出金利等)を勘案して、次の区分に従い、本行がこれを定める。

(1) 貸付け

貸付けに適用する利率は、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた各利率区分に対応して定めるものとする。

(2) 債務の保証

債務の保証に適用する保証の料率は、一般の金融情勢等に応じ、民間銀行の保証料率等を勘案して定めるものとする。

(3) 社債の取得

社債の取得にかかる利回りは、私募債の全額応募の場合は貸付けの利率と同様とし、一部応募の場合は他の投資家と同一とし、公募債(普通社債に限る)の場合は市場における利回りとする。

4. 貸付け等の比率

対象事業の事業費に対する本行の貸付け等(出資を除く)の比率については、次の通りとする。

(1) 貸付け及び社債の取得

原則として、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた比率の範囲内で、民間金融機関との協調融資を行うものとする。公募債の応募については、対象事業費の50%又は発行額の50%のいずれか低い額を上限とする。

なお、長期資金の調達力の特に高い企業(社債格付けがトリプルAの上場企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として30%以内とし、長期資金の調達力の高い企業(社債格付けがダブルA又はシングルAの企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として40%以内^{注)}とする。

(注)但し、民間金融機関等の要請がある場合や、公共性が特に高い場合等については、例外的に融資比率の弾力的な運用を可能とする。

(2) 債務の保証

債務の保証の限度額は、貸付け等と併せて、原則として、対象事業費の80%とする。なお、保証の範囲については、原則として、対象事業に係る被保証人の債務の80%以内とする。また、社債に係る債務の保証の場合には、限度額等について弾力的に取り扱うこととする。

5. 出資

(1) 出資の対象事業

政策性、公共性の高い事業を対象とし、具体的には「第2 貸付け等の項目別内容」に記載する。

その他、投融資指針に規定される貸付け等の対象事業に必要な資金の出資等を行う事業についても出資対象とする。

政策的観点から望ましいものの、初期段階のリスク性あるいは低収益性等により速やかに採算に乗り難い等、民間のみでは対応が困難な事業を対象とする。

民間企業から相当程度の出資が見込まれるものを対象とする。なお、収益性及びリスク性の観点から、民間のみで十分対応できるものは対象としない。

当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限る。

(2) 出資の比率

原則として、出資を受ける者の資本の額の50%以内とする。

【第2】貸付け等の項目別内容

投融資対象項目一覧【*：出資対象項目（括弧内は対象事業の限定があるもの）】

大項目	中項目	小項目	細項目
構造改革・経済活力創造	経済構造改革	規制緩和・事業革新等	規制緩和分野投資促進
			産業活力再生支援
	知的基盤整備	対日アクセス促進	事業再生支援*
			特殊会社等民営化促進
		新技術開発	対日アクセス促進
			新技術開発*(船舶新技術開発促進、建設新技術開発促進、放射光利用共同施設整備)
	地域社会基盤整備	新産業創出・活性化	新産業創出・活性化*(新規事業の実施に必要な資金の出資等を行う事業)
			地域街づくり
		地域社会資本	市街地再開発・高度利用*(市街地再開発事業等、特定街区内建築物整備等、特定民間都市基盤施設整備、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務用地処分活用促進事業)
			民間資金活用型社会資本整備*
地域再生支援		地域社会資本	民生活特定施設関連*
			港湾機能総合整備*(港湾機能の高度化に資する中核的施設整備)
		地域交通基盤整備*(地方空港ターミナル施設整備、鉄軌道整備促進)	
		地域冷暖房*	
		地域ガス事業基盤整備	
		地域情報化*(CATV広域デジタル化事業)	
地域経済振興	地域活力創造	地域産業集積活性化等*(大阪湾臨海地域中核的施設整備)	
		地域振興施設整備	
	地域連携・地域自立支援	寒冷地産業活動活性化	
		地域産業振興・雇用開発	
	環境・エネルギー・防災・福祉対策	環境対策	地域自立支援*
			地域再生支援*
		エネルギー・セキュリティ対策	循環型社会形成推進
			地球環境対策・公害防止*(新エネルギー・自然エネルギー開発)
		福祉・高齢化対策	環境配慮型企業活動支援
			環境負荷低減型エネルギー供給
環境対策・生活基盤	交通・物流ネットワーク	エネルギー安定供給	
		原子力開発	
	情報通信ネットワーク	都市防災対策	
		福祉・高齢化対策	
	物流ネットワーク	大都市圏・基幹交通整備*(鉄軌道整備促進)	
		航空輸送体制整備	
	情報通信ネットワーク	流通効率化・貿易物資安定供給*(物流近代化ターミナル)	
		生活関連物資安定供給対策等	
	情報通信ネットワーク	情報通信ネットワーク	情報通信網整備・利用高度化促進
		情報通信ネットワーク	高度情報化促進*(電子商取引環境整備促進、情報提供サービス、システムインテグレーション育成)

(その他) 地域再生低利融資
社会資本整備促進融資

投融資制度について

構造改革・経済活力創造

経済構造改革

	項 目	政 策 目 的
規制緩和・ 事業革新等	規制緩和分野投資促進	規制緩和がなされた分野での新規参入や設備投資等を促進することにより、消費者の選択機会の増大、雇用の確保、競争原理の導入等による企業活動の効率化等の規制緩和効果を増大させるとともに、喫緊の課題に機動的に対応するために必要な公共性の高い事業やセキュリティに対する支援、あるいは金融市場の活性化、厚みのある資本市場の整備、ならびにリスクコントロールの新たな金融手法導入を通じた企業への適切な資金供給の支援を行うことにより、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。
	産業活力再生支援	事業者が実施する事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用及び事業革新設備導入を支援することにより生産性を向上させ、我が国産業の活力の再生を速やかに実現するとともに、我が国経済の将来的な発展のために有益な素地を持つものの経営改革の遅れが認められる事業者に対し、抜本的な経営改革の早期実現を促すことにより再生への道筋をつけ、あわせて事業者側の新陳代謝の活発化による経済構造改革の加速化を図ることにより、経済社会の持続的な発展を図ることを目的とする。
	事業再生支援	司法プロセス、私的整理、共同事業再編、経営資源活用又は事業再構築を通じて、経済社会的に有用な事業・産業の再生を支援することにより、経済の持続的な発展を図ることを目的とする。
	特殊会社等民営化促進	特殊会社等の完全民営化を促進することにより企業活動の効率化等を通じ、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。
対日アクセス促進	対日アクセス促進	外国企業及び外資系企業の対日直接投資を促進することにより、我が国経済の高度化・活性化、消費者利益の増大、良好な対外経済関係の形成等を図ることを目的とする。

知的基盤整備

	項 目	政 策 目 的
新技術開発	新技術開発	民間企業の研究開発・技術開発活動を活発化させることにより、我が国の科学技術の進歩並びに、経済活力の維持向上を図ることを目的とする。
新産業創出・ 活性化	新産業創出・活性化	高度又は独自の技術・ノウハウを有するベンチャー企業や中堅企業等の行う事業ならびに知的財産やコンテンツの有効活用を支援する事業を、資金調達への多様な支援方法も活用し、促進することにより、我が国新産業の創出・活性化を推進し、良質な雇用確保と経済活力の維持を図ることを目的とする。

**地域再生支援
地域社会基盤整備**

	項 目	政 策 目 的
地域街づくり	市街地再開発・高度利用	都市環境上の課題を抱える区域における市街地再開発事業等の推進や、一定規模の空地を確保する等良好な市街地の形成に寄与する建築物及び公共施設・利便施設の整備を伴った建築物等の整備・活用の促進により、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の高度化、防災性の向上、大規模遊休地等の有効利用等を図ることを目的とする。
	中心市街地活性化・豊かな住環境整備	空洞化が深刻な中心市街地の活性化に資する事業(店舗、優良建築物、交通施設、宿泊施設の整備等)大規模ニュータウン等における住民利便施設の整備事業及び歴史的建造物の活用等による建築景観整備事業の促進並びに文化関連施設の整備の促進により、地域の振興及び秩序ある整備、質の高い都市・生活環境の整備を図ることを目的とする。
	民間資金活用型社会資本整備	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営等の促進を図ることにより、効率的かつ効果的に社会資本を整備・活用し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
	民活法特定施設関連	経済的環境の変化に対処して、民間事業者の能力を活用して経済社会の基盤の充実に資する特定施設の整備を促進することにより、国民経済及び地域社会の健全な発展や国際経済交流等の促進に寄与することを目的とする。
	港湾機能総合整備	港湾において、物流機能を含む高度な業務関連諸機能、ウォーターフロントにおける質の高い文化及び交流機能等を提供することにより、国民生活の質の向上を図ることを目的とする。
地域社会資本	地域交通基盤整備	地域住民の日常生活を支える交通手段として重要な地方私鉄事業、バス事業に係る施設の整備並びに航空輸送の拠点となる地方空港施設等の整備を促進することにより、地域住民の交通基盤の整備と快適かつ安全な輸送の確保を図ること、又、駐車場等道路関連施設の整備を行うことにより、周辺地域の交通問題の解消、施設周辺地域の活性化若しくは道路利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。
	地域冷暖房	地域冷暖房施設を整備することにより、地域特性に合った高効率熱利用の促進、都市における熱エネルギー供給の効率化を通じて省エネルギー及び環境負荷の低減を図ることを目的とする。
	地域ガス事業基盤整備	地域ガス事業におけるガス保安設備、安定供給基盤の整備、原料の天然ガス転換等により、生活インフラの安全性確保、環境負荷の低減等を図ることを目的とする。
	地域情報化	地域の情報化を推進することにより、地域経済の自立的発展を図ることを目的とする。

地域経済振興

	項 目	政 策 目 的
地域活力創造	地域産業集積活性化等	基盤的技術産業集積の活力の維持・発展、産業施設の立地・拡充・高度化、都市施設の整備により、当該地域における産業の振興・高度化、当該地域の開発促進および特定の地域における過度の集中の是正を図ることを目的とする。
	地域振興施設整備	良好な宿泊施設を整備することにより、地域経済の振興及び都市機能の向上を図ることを目的とする。
	寒冷地産業活動活性化	自然環境の厳しい寒冷地の気候に対応した特有技術の研究・開発、寒冷地の地域資源を活用した事業の創出、交流施設の整備及び積雪寒冷による各種障害を克服する冬期バリアフリー化等を促進することにより、寒冷地の産業活動の活性化を図ることを目的とする。
地域連携・ 地域自立支援	地域産業振興・雇用開発	自然的、社会的条件面で厳しい制約下におかれている地域等において、企業立地や国等の計画に基づく大規模基地関連施設の整備等を促進し、地域産業の振興を図るとともに、雇用機会の確保・増大を図ることを目的とする。
	地域自立支援	地域特性や地域毎に異なる発展の方向性を踏まえ、それを活用あるいは伸長する事業を実施することにより、地域経済の自立的かつ特色ある発展を図ることを目的とする。
	地域再生支援	地域の自然環境、地場産業・技術、伝統、観光資源等を活用し、各地域の基幹的な産業の再生・事業転換、地域経済活力の源泉となる都市基盤等の整備、新規産業の創出等、地域経済の活性化を図り、地域の雇用の創造を促進することを目的とする。

環境対策・生活基盤

環境・エネルギー・防災・福祉対策

	項 目	政 策 目 的
環境対策	循環型社会形成推進	環境負荷の発生抑制及び使用済み製品の再使用・再資源化、廃棄物の適正な処理並びに既存ストックの有効活用に資する事業を促進することにより、循環型社会の形成を目指すとともに、環境負荷の低減を図ることを目的とする。
	地域環境対策・公害防止	新エネルギー・自然エネルギーの開発、省エネルギー設備の導入、環境対策を講じた建築物の整備、京都メカニズムの活用並びに公害防止及びオゾン層保護対策に資する事業の推進により、地球環境の保全、資源エネルギーの有効利用、生活環境の保全を図ることを目的とする。
	環境配慮型企業活動支援	ISO14001の取得・更新、化学物質の自主的な管理改善への積極的対応及びエコマーク製品・グリーン購入法特定調達物品等の普及を促進するほか、企業の環境に配慮した取組を支援することにより、環境保全を図るとともに、環境配慮型の産業基盤整備を図ることを目的とする。
エネルギー・セキュリティ対策	環境負荷低減型エネルギー供給	液化ガス発電の高効率化ならびに天然ガス導入の促進により、CO ₂ 排出抑制等を通じて、環境負荷低減型エネルギー供給構造を構築することを目的とする。
	エネルギー安定供給	我が国の自主的資源開発、石油の生産・流通・備蓄等の機能整備を促進することにより、一次エネルギーの安定供給等を図ることを目的とする。
防災対策	原子力開発	原子力発電および核燃料サイクル事業の促進により、経済成長、エネルギー・セキュリティを確保しつつ、地球温暖化対策等環境保全を図ることを目的とする。
	都市防災対策	建築物やライフライン等に対して防災対策等を施すことにより、災害に強い都市の形成を図ることを目的とする。
福祉・高齢化対策	福祉・高齢化対策	高齢者・身体障害者が一般の社会生活に参加することを容易にすることにより、国民福祉の向上を図ることを目的とする。

交通・物流ネットワーク

	項 目	政 策 目 的
交通ネットワーク	大都市圏・基幹交通整備	大都市圏並びに都市間交通において国民の生活基盤として重要な役割を果たしている鉄軌道事業の安全防災対策、輸送力増強等を推進することにより、快適かつ安全な鉄道輸送の確保、利用者利便性の向上、基幹交通網の整備を図ることを目的とする。
	航空輸送体制整備	我が国の基幹交通ネットワークの一つである航空輸送の拠点となる空港施設に関して、空港機能の確保、利用者の利便性向上、航空機の安全運航整備に資する事業を促進し、国民生活の向上・経済社会の発展を図ることを目的とする。
物流ネットワーク	流通効率化・貿易物資安定供給	物流拠点の確保、望ましい地点への立地推進及び物流機能の高度化等により、物流に係るサービスの向上、コストの削減、環境負荷の低減及び災害被災地支援機能の強化等を図ること、及び、我が国海外航海運事業の基盤整備を促進することにより、天然資源に乏しく周囲を海に囲まれた我が国の国民生活の維持発展に不可欠である貿易物資の安定的な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
	生活関連物資安定供給対策等	効率的かつ高品位な流通システムの整備により、豊かで健全な国民生活を支える必需物資である食品等生活関連物資の効率的かつ安定的な供給を図ることを目的とする。

情報通信ネットワーク

	項 目	政 策 目 的
情報通信ネットワーク	情報通信網整備・利用高度化促進	高度かつ多様な情報通信インフラ整備と情報通信サービス提供を促進するとともに、放送のデジタル化等を推進することにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成を図ることを目的とする。
	高度情報化促進	我が国の経済・社会活動において、信頼性・安全性に配慮された、高度な情報システムの開発・導入を促進すること等により、効率的で豊かな高度情報化社会の構築を図ることを目的とする。

社会資本整備促進

日本電信電話株式会社の株式の売払収入を活用し、社会資本の整備促進と地域の活性化に寄与する公共性の高い事業に対し、無利子または低利で融資を行っています。

	主な分野	主な対象施設
社会資本整備促進	民活法対象事業	物流高度化基盤施設、リサイクル関連施設など
	特定民間都市開発事業	多目的ホール、会議場など都市機能の増進に資する施設
	テレトピア事業	テレトピア指定地域におけるCATV施設など
	高度通信施設整備事業	加入者系光ファイバー網等の高度な電気通信施設
	民間資金活用型社会資本整備事業	PFI法に則って建設される公共施設等

この他にも中心市街地活性化事業、特定産業廃棄物処理施設整備事業、放送デジタル化推進事業などに対して無利子・低利融資を行っています。

出資

政策性、公共性の高い事業を対象とし、出資を行っており、主なものは以下の通りです。

- 新技術開発(船舶新技術開発促進、建設新技術開発促進 等)
- 中心市街地活性化・豊かな住環境整備(中心市街地活性化)
- 地域交通基盤整備(地方空港ターミナル施設整備、鉄軌道施設整備促進)
- 地球環境対策・公害防止(新エネルギー・自然エネルギー開発) など

また、投融資指針に規定される対象事業に必要な資金の出資等を行う事業(ファンド等)に対し、出資を行っており、主なものは以下のとおりです。

- 事業再生・産業再生ファンド
- 都市再生ファンド
- ベンチャーファンド など

債務保証・クレジットデリバティブ取引等

企業の民間金融機関からの借入等に対し債務保証を実施しています。また、クレジットデリバティブ取引等を活用したCLO(ローン担保証券)への取組(債務負担)を行っています。

私たちは、日本政策投資銀行法に明記された「経済社会の持続的発展」への寄与という使命にもとづき、国連環境計画(UNEP)金融機関声明にも のつとり、次の業務活動を通じて、環境に配慮した経済社会の形成に貢献します。

1. 投融資業務を通じた環境対策の推進

政策金融機関として、我が国の環境政策を踏まえ、環境対策事業を支援します。
循環型社会形成や地球環境対策等を促進するプロジェクトへの長期資金の供給
個別案件や投融資制度の評価にもとづく、投融資業務の継続的・質的改善
投融資業務にともない発生する環境面でのリスクの評価

2. 環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進

知的貢献や情報受発信などの「ナレッジバンク」機能の発揮により、環境意識の向上や課題解決に貢献します。
環境問題についての継続的な調査研究、幅広い提言
我が国の環境への取り組みの紹介等を通じた国際協力の展開
環境方針を含めた私たちの環境への取り組みについての情報受発信

3. オフィスにおける環境配慮活動の推進

業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境法規制を遵守し、環境に配慮した活動を推進します。
省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進
グリーン購入法等に基づく環境配慮物品の調達促進
環境汚染の予防

以上について、目標の達成、継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを導入するとともに、全役職員に環境方針を周知し、環境意識の向上に努めます。

平成14年7月5日
日本政策投資銀行

総裁 小村 武



大川 澄人

小村 武

山口 公生

総 裁 小村 武

副総裁 山口 公生

理 事 一色 浩三

理 事 伊藤 博明

理 事 安藤 隆

理 事 及川 耕造

理 事 深谷 憲一

理 事 貝塚 啓明

監 事 星 弘行

副総裁 大川 澄人

理 事 乾 文男

理 事 荒木 幹夫

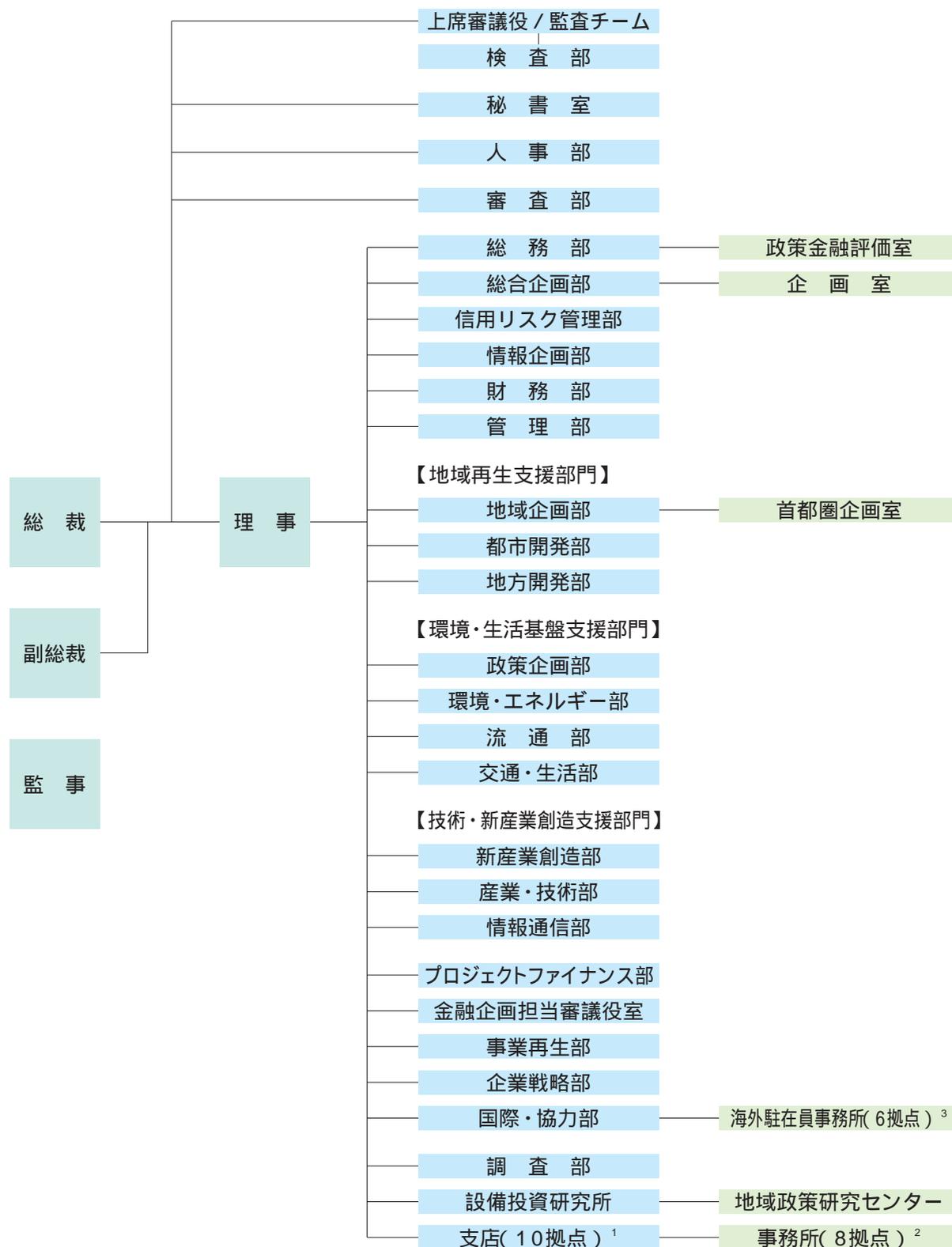
理 事 鹿島 文行

理 事 多賀 啓二

理 事 松原 文雄

理 事 北村 歳治

監 事 小林 茂

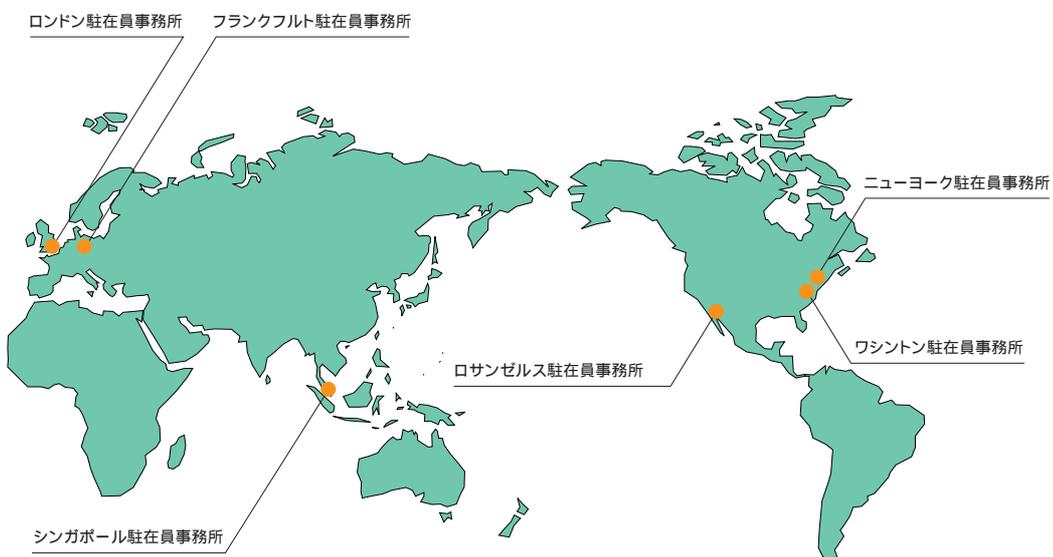
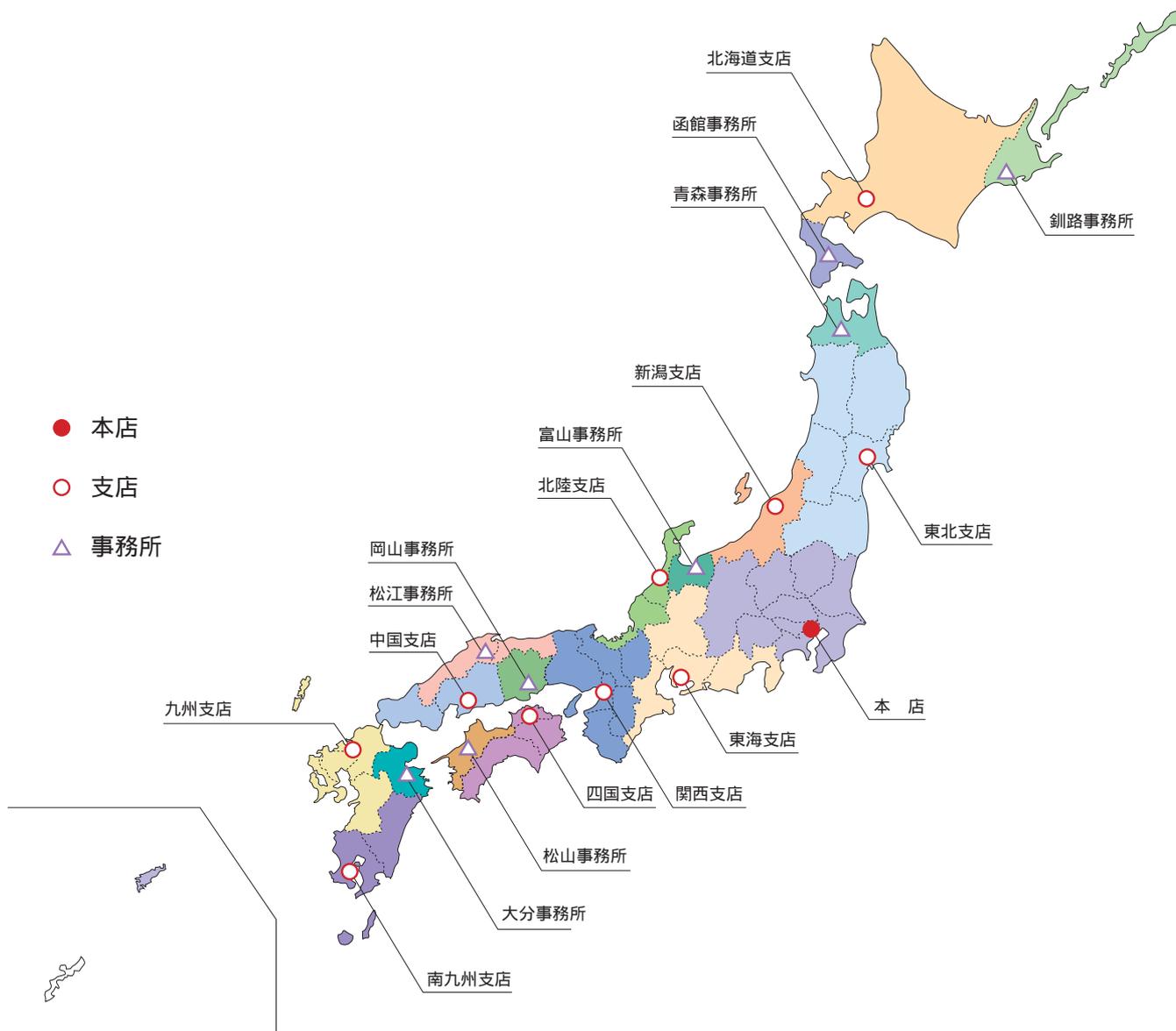


1支 店：北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州

2事務所：函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

3海外駐在員事務所：ワシントン、ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、フランクフルト、シンガポール

年	月	事 項
昭和26年	4月	日本開発銀行設立
昭和27年		日本開発銀行、大阪(現関西)、札幌、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設
昭和31年	6月	北海道開発公庫設立
昭和32年	4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌、仙台(現東北)の各支店を開設
昭和33年	4月	日本開発銀行、ワシントン駐在員事務所を開設
昭和35年		日本開発銀行、高松支店(現四国支店)を開設
昭和36年		日本開発銀行、広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設
昭和36年	10月	日本開発銀行、外貨債券発行開始
昭和37年	4月	日本開発銀行、ニューヨーク駐在員事務所を開設
昭和38年		日本開発銀行、鹿児島(現南九州支店)、松江の各事務所を開設
昭和39年	3月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(資本金規定の整備等)
昭和39年	7月	日本開発銀行、ロンドン駐在員事務所を開設
昭和47年	1月	北海道東北開発公庫、新潟事務所を開設(平成元年7月に支店に昇格)
昭和47年	6月	日本開発銀行法を改正 1)目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正 2)大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
昭和50年	10月	日本開発銀行、フランクフルト駐在員事務所を開設
昭和60年	6月	日本開発銀行法を改正 1)研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資機能を追加 2)研究開発資金融資機能を追加
昭和62年	9月	日本開発銀行、NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設
昭和62年	9月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(無利子貸付規定の整備等)
平成元年		日本開発銀行、大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設
平成元年	10月	北海道東北開発公庫、函館、青森の各事務所を開設
平成3年	4月	日本開発銀行法を改正 1)譲渡方式事業の対象拡大 2)ユーロ円債の発行 3)NTT株売払収入を財源の一部とする低利貸付制度創設
平成3年	4月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(社会資本整備促進低利融資規定の整備等)
平成3年	10月	日本開発銀行、ロサンゼルス駐在員事務所を開設
平成4年	12月	日本開発銀行法を改正(政府の追加出資についての規定の整備)
平成7年	2月	日本開発銀行、震災復旧融資開始
平成8年	8月	北海道東北開発公庫、代理貸付制度導入
平成9年	9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
平成9年	12月	日本開発銀行・北海道東北開発公庫、金融環境対応融資開始(平成12年度末までの時限的措置)
平成10年	12月	日本開発銀行法を改正(金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置) 1)設備の取得と関連のない長期運転資金を対象資金に追加 2)社債償還資金を対象に追加 3)公募債取得機能の追加等
平成10年	12月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置) 1)事業の実施に伴い必要な長期運転資金を対象資金に追加 2)社債償還資金を対象に追加等
平成11年	6月	日本政策投資銀行法成立
平成11年	10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ 旧日本開発銀行札幌支店と旧北海道東北開発公庫北海道支店の統合により北海道支店開設 旧日本開発銀行鹿児島事務所が南九州支店に昇格 釧路事務所を開設 シンガポール駐在員事務所を開設
平成13年	9月	財投機関債発行開始
平成14年	5月	日本政策投資銀行法を一部改正(金融庁による立入検査の導入を追加)



本店 東京

〒100-0004
東京都千代田区大手町1丁目9番1号
☎03-3244-1900(総務部)



北海道支店 札幌

〒060-0003
札幌市中央区北3条西4丁目1番地
(日本生命札幌ビル)
☎011-241-4111(代表)



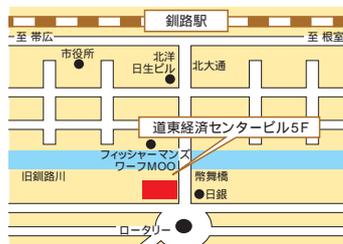
函館事務所 函館

〒040-0063
函館市若松町14番10号
(函館ツインタワー)
☎0138-26-4511(代表)



釧路事務所 釧路

〒085-0847
釧路市大町1丁目1番1号
(道東経済センタービル)
☎0154-42-3789(代表)



東北支店 仙台

〒980-0811
仙台市青葉区一番町2丁目1番2号
(仙台長和ビル)
☎022-227-8181(代表)



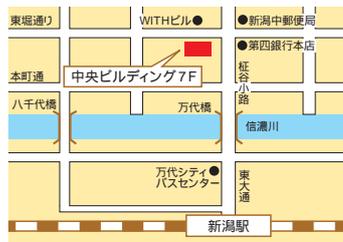
青森事務所 青森

〒030-0822
青森市中央1丁目22番8号
(青森第一生命ビル)
☎017-773-0911(代表)



新潟支店 新潟

〒951-8066
新潟市東堀前通六番町1058番地1
(中央ビルディング)
☎025-229-0711(代表)



北陸支店 金沢

〒920-0937
金沢市丸の内4番12号
(金沢中央ビル)
☎076-221-3211(代表)



富山事務所 富山

〒930-0005
富山市新桜町6番24号
(日本興亜富山ビル)
☎076-442-4711(代表)



東海支店 名古屋

〒460-0002
名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
(キリックス丸の内ビル)
☎052-231-7561(代表)



関西支店 大阪

〒530-0004
大阪市北区堂島浜1丁目2番6号
(新ダイヤビル)
☎06-6345-6531(代表)



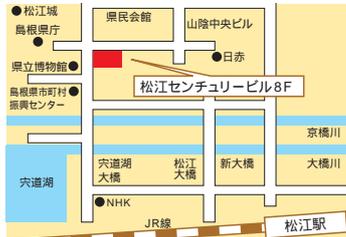
中国支店 広島

〒730-0036
 広島市中区袋町5番25号
 (広島袋町ビルディング)
 ☎082-247-4311(代表)



松江事務所 松江

〒690-0887
 松江市殿町111番地
 (松江センチュリービル)
 ☎0852-31-3211(代表)



岡山事務所 岡山

〒700-0821
 岡山市中山下1丁目8番45号
 (NTTクレド岡山ビル)
 ☎086-227-4311(代表)



四国支店 高松

〒760-0050
 高松市亀井町5番地の1
 (百十四ビル)
 ☎087-861-6677(代表)



松山事務所 松山

〒790-0003
 松山市三番町7丁目1番21号
 (ジブラルタ生命松山ビル)
 ☎089-921-8211(代表)



九州支店 福岡

〒810-0001
 福岡市中央区天神2丁目12番1号
 (天神ビル)
 ☎092-741-7734(代表)



大分事務所 大分

〒870-0021
 大分市府内町3丁目4番20号
 (明治安田生命大分恒和ビル)
 ☎097-535-1411(代表)



南九州支店 鹿児島

〒892-0842
 鹿児島市東千石町1番38号
 (鹿児島商工会議所ビル)
 ☎099-226-2666(代表)



海外

ワシントン駐在員事務所
 1101-17th Street, N.W., Suite 1001,
 Washington, D.C. 20036, U.S.A.
 ☎1-202-331-8696

ニューヨーク駐在員事務所
 1251 Avenue of the Americas,
 Suite 830, New York, NY 10020, U.S.A.
 ☎1-212-221-0708

ロサンゼルス駐在員事務所
 601 South Figueroa Street, Suite 2190,
 Los Angeles, CA 90017-5748, U.S.A.
 ☎1-213-362-2980

ロンドン駐在員事務所
 Level 12, City Tower,
 40 Basinghall Street, London, EC2V 5DE,
 United Kingdom
 ☎44-20-7638-6210

フランクフルト駐在員事務所
 Frankfurter Buero Center,
 Mainzer Landstrasse 46,
 60325 Frankfurt am Main,
 Federal Republic of Germany
 ☎49-69-7191760

シンガポール駐在員事務所
 36 Robinson Road, #07-04 City House,
 Singapore 068877
 ☎65-6221-1779

相談センター

東北	中国・四国
盛岡市 019-624-5880	鳥取市 0857-26-0051
秋田市 018-866-7676	徳島市 088-635-2222
山形市 023-622-4666	高知市 088-871-6066
関東・甲信	九州
水戸市 029-300-4601	長崎市 095-823-1256
宇都宮市 028-643-3531	熊本市 096-319-1775
長野市 026-266-7021	宮崎市 0985-22-1130
北陸・東海	
福井市 0776-36-5459	
静岡市 054-221-7255	
津市 059-246-8181	

(各相談センター・相談室の相談日等については電話にてご確認ください。)

相談室

旭川市 0166-26-9810	帯広市 0155-21-1236
苫小牧市 0144-33-5454	小樽市 0134-22-1177
北見市 0157-23-4111	室蘭市 0143-43-3255
八戸市 0178-43-5111	弘前市 0172-33-4111
横手市 0182-32-1170	米沢市 0238-21-5111
いわき市 0246-25-9151	郡山市 024-921-2621
会津若松市 0242-27-1212	長岡市 0258-32-4500
上越市 025-525-1185	柏崎市 0257-22-3161
新発田市 0254-22-2757	

平成16年7月
 発行 日本政策投資銀行 総務部(本店)
 URL: <http://www.dbj.go.jp/>



日本政策投資銀行
Development Bank of Japan

DBJ

<http://www.dbj.go.jp/>

卵の形は「創造」「エネルギー」の象徴であり、色調と合わせて経済社会のニーズに応えるために積極的にトライし、内部から新しいものを生み育てていく、若々しく逞しい行動力を表しています。



この冊子はアメリカ大豆協会認定の大豆油インキを使用しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。